

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の
結果について」

令和 7 年 5 月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、令和5年6月12日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、官民ファンドにおける業務運営の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月13日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和7年5月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	官民ファンドの概要等	1
(1)	官民ファンドの創設等の経緯	1
(2)	リスクマネーの供給の意義	4
(3)	官民ファンド運営法人の概要等	5
ア	官民ファンド運営法人の組織形態	5
イ	官民ファンドの設置期限	5
(4)	官民ファンドの業務の概要	6
ア	官民ファンドの政策目的と主な支援対象分野	6
イ	支援業務の流れ	7
ウ	支援スキーム	8
(5)	官民ファンドの運営に係る評価・監督等	9
ア	官民ファンド運営法人による評価	9
イ	所管府省庁による監督等	10
ウ	関係機関による検証、確認等	10
(6)	累積損失の解消に係る取組	10
ア	投資計画等の策定	10
イ	4投資計画策定ファンドをめぐる動き	11
3	30年報告の検査の結果に対する所見の概要	13
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	15
(1)	検査の観点及び着眼点	15
(2)	検査の対象及び方法	15
第2	検査の結果	19
1	国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況	19
(1)	国の財政支援の状況	19
ア	政府出資等の状況	19

イ	政府保証の状況	22
ウ	運営費交付金の状況	22
(2)	官民ファンド運営法人による支援等の状況	22
ア	支援スキームの状況	22
イ	支援実績	23
(3)	官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況	32
(4)	官民ファンドの運営に係る評価等の状況	33
ア	K P I の達成状況	34
イ	官民ファンドによる呼び水としての効果の状況等	36
ウ	K P I の官民ファンド間における比較検証	38
2	財務等の状況	41
(1)	官民ファンドの業務に係る損益等の状況	41
ア	資産等及び累積損益の状況	41
イ	損益の推移	44
ウ	事務費の状況	46
(2)	4投資計画策定ファンドの投資計画等の進捗状況	47
ア	A－F I V E の「損失を最小化するための改善計画」の進捗状況	47
イ	クールジャパン機構、J O I N 及び J I C T の投資計画等の進捗状況等	49
(3)	支援を実施した案件の損益等の状況	53
ア	5年度末時点の損益等の状況	53
イ	投資分野等別の損益の状況	61
ウ	支援を継続中の案件に係る E X I T に向けた状況	64
(4)	剰余金の配当等の状況	69
3	案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況	71
(1)	支援業務に係る人員の状況	71
(2)	支援決定に至るまでの支援業務の実施状況	73
ア	案件発掘の方法	73
イ	デューデリジェンスの実施状況	75
ウ	支援決定の実施状況	75
(3)	支援決定以降の支援業務の実施状況	77

ア	モニタリングの実施状況	77
イ	ハンズオンの実施状況	80
第3	検査の結果に対する所見	81
1	検査の結果の主な内容	81
2	所見	86
別図表		89

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。
- ・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事 例 一 覧

[同一の民間企業等からの出資額が二つの官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていたもの]

<事例> 39

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和5年6月12日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月13日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

株式会社産業革新投資機構、株式会社 I N C J、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構、株式会社日本政策投資銀行、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、株式会社脱炭素化支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

(二) 検査の内容

官民ファンドにおける業務運営の状況に関する次の各事項

- ① 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況
- ② 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況
- ③ 財務等の状況

2 官民ファンドの概要等

(1) 官民ファンドの創設等の経緯

政府は、平成25年1月に、長引く円高・デフレ不況から脱却して日本経済を大胆に再生させるために「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定している。同対策では、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化等を重点分野として、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略の実現を図るため、民間投資やイノベーション

ョン促進等の取組のほか、持続的成長に資する分野に対し、政策金融等によるリスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活発化させるなどの各種施策が盛り込まれている。

官民ファンドは、上記の対策等を背景に、政府の成長戦略の実現等の政策的意義があるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて、民間主導の経済成長を実現することを目的として創設されたものであり、国から出資を受けるなどした株式会社等の法人が企業等に対する出資、貸付け、債務保証、債権の買取りなど（以下、これらを合わせて「支援」という。）を実施している。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、政府が一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うために、政府は、25年9月に、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）を設置している。そして、同月に、関係閣僚会議の下に、関係行政機関の職員を構成員とする「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」（以下「幹事会」という。）を設置している。

幹事会は、「公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか」「政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか」などの「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）で挙げられている項目に基づき、官民ファンドの運営状況等の定期的な検証を行っており、令和6年度末までに計17回開催されている（ガイドラインの項目については、別図表1参照）。そして、幹事会は、検証を行った事項を「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告」（以下「幹事会検証報告」という。）として取りまとめて公表している。

6年度末までに関係閣僚会議及び幹事会により検証の対象とされたことがある官民ファンドは、図表0-1のとおり、18法人が運営する16官民^(注1)ファンドとなっている（以下、官民ファンドを運営する法人を「官民ファンド運営法人」という。）。

(注1) ガイドラインでは株式会社産業革新投資機構及び株式会社INCJを合わせて検証対象の官民ファンド「株式会社産業革新投資機構」とされているが、株式会社産業革新投資機構は、平成30年7月の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の改正に伴い同年9月に株式会社産業革新機構から改組して発足し、株式会社INCJは、同月に株式会社産業革新機構から新設分割する形で発足して改正前の産業競争力強化法と同趣旨の枠組みの下で

運営されている。そこで、本報告書では、それぞれを別の法人が運営する別の官民ファンドとして整理している。

図表0-1 関係閣僚会議及び幹事会により検証の対象とされたことがある官民ファンド（令和6年度末現在）

官民ファンド運営法人		組織形態	他の業務 注(1)	官民ファンド		創設年度	所管府省庁
名称	本報告書における略称			名称	本報告書における略称		
株式会社産業革新投資機構 注(2)	J I C	株式会社	なし	株式会社産業革新投資機構	J I C	平成21年度 注(3)	経済産業省
株式会社 I N C J	I N C J	株式会社	なし	株式会社 I N C J	I N C J	30年度	経済産業省
独立行政法人中小企業基盤整備機構 注(4)	中小機構	独立行政法人	あり	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小機構	10年度 注(5)	経済産業省
株式会社地域経済活性化支援機構 注(6)	R E V I C	株式会社	なし	株式会社地域経済活性化支援機構	R E V I C	21年度 注(7)	内閣府本府等 注(8)
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	A - F I V E	株式会社	なし	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	A - F I V E	24年度	農林水産省
株式会社民間資金等活用事業推進機構	P F I 推進機構	株式会社	なし	株式会社民間資金等活用事業推進機構	P F I 推進機構	25年度	内閣府本府
国立大学法人東北大学 注(9)	東北大	国立大学法人	あり	官民イノベーションプログラム イノベーション事業		27年度 注(10)	文部科学省
国立大学法人東京大学 注(9)	東大		あり			28年度 注(10)	
国立大学法人京都大学 注(9)	京大		あり			27年度 注(10)	
国立大学法人大阪大学 注(9)	阪大		あり			27年度 注(10)	
株式会社海外需要開拓支援機構	クールジャパン機構	株式会社	なし	株式会社海外需要開拓支援機構	クールジャパン機構	25年度	経済産業省
一般社団法人環境不動産普及促進機構	Re-Seed機構	一般社団法人	あり	耐震・環境不動産形成促進事業	Re-Seed事業	24年度	国土交通省・環境省
株式会社日本政策投資銀行	D B J	株式会社	あり	競争力強化ファンド 注(11)	競争力ファンド	24年度	財務省
				特定投資業務	特定投資業務	27年度	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	J O I N	株式会社	なし	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	J O I N	26年度	国土交通省
国立研究開発法人科学技術振興機構 注(12)	J S T	独立行政法人	あり	国立研究開発法人科学技術振興機構	J S T	26年度 注(13)	文部科学省
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	J I C T	株式会社	なし	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	J I C T	27年度	総務省
株式会社脱炭素化支援機構	J I C N	株式会社	なし	株式会社脱炭素化支援機構	J I C N	令和4年度	環境省
一般社団法人グリーンファイナンス推進機構	グリーンファイナンス推進機構	一般社団法人	あり	地域脱炭素投資促進ファンド事業	グリーンファンド	平成25年度	環境省
18官民ファンド運営法人 株式会社10法人 独立行政法人2法人 国立大学法人4法人 一般社団法人2法人			16官民ファンド				

注(1) 官民ファンドの業務以外の業務の有無を示している。

注(2) 平成30年9月24日以前は株式会社産業革新機構

注(3) 株式会社産業革新投資機構の前身である株式会社産業革新機構の創設年度である。

注(4) 平成11年7月1日から16年6月30日までは中小企業総合事業団。11年6月30日以前は中小企業事業団

注(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の前身である中小企業事業団における官民ファンドの業務の開始年度である。

注(6) 平成25年3月17日以前は株式会社企業再生支援機構

注(7) 株式会社地域経済活性化支援機構の前身である株式会社企業再生支援機構の創設年度である。

- 注(8) 株式会社地域経済活性化支援機構の所管府省庁は、内閣府本府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省である。
- 注(9) 各国立大学法人が100%出資する子会社が、投資事業有限責任組合（9ページ（注2）参照）を設立するなどして、官民ファンドの業務を行っている。
- 注(10) 各国立大学法人が出資する投資事業有限責任組合（9ページ（注2）参照）の設立年度である。
- 注(11) 平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、幹事会検証報告（第11回）（令和元年10月幹事会）以降、検証の対象外となっている。
- 注(12) 平成27年3月31日以前は独立行政法人科学技術振興機構
- 注(13) 国立研究開発法人科学技術振興機構の前身である独立行政法人科学技術振興機構における官民ファンドの業務の開始年度である。

（以下、官民ファンド及び官民ファンド運営法人の名称については、図表0-1に記載の略称を用いている。）

(2) リスクマネーの供給の意義

官民ファンドは、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活性化させて、民間主導の経済成長を実現することを目的としており、リスクマネーを呼び水として供給して、民間投資を活性化させることなどが求められている。また、幹事会検証報告（第1回）（平成26年5月幹事会）によれば、「我が国では民間資金がいわゆるリスクマネーとして十分には供給されていない状況にある。リスクマネーの供給の状況をみるために、一例として、民間調査によって、ベンチャーキャピタル投資を含む未公開株式等への投資、すなわちいわゆるプライベートエクイティ投資の金額について日本を英米と比較すると、日本は米国の約40分の1の規模であり、英国の約15分の1の規模であるとされている（日本：約20億ドル、米国：約810億ドル、英国：約310億ドル）。このような状況の下で、官民ファンドによる投資が呼び水となり、民間で取ることの難しいリスクを官民ファンドが取ることによって、民間の資金が引き出され、日本経済のために活用されるようになると考えられる。」とされている。

なお、リスクマネーについては、「財政投融资レポート2023」（財務省理財局）においても、日本の産業競争力強化に向け、新規事業を創出し、イノベーションを促すための中長期のリスクマネーや成長資金の供給増大が課題とされ、金融部門と実体経済が成長していくためには、生産性向上とイノベーション創出に向けて、政府が規制の緩和や制度の整備を進めつつ、企業が人材育成やコーポレート・ガバナンスの強化等の変革に取り組み、官民の適切な役割分担の下、中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要であると報告されている。

(3) 官民ファンド運営法人の概要等

ア 官民ファンド運営法人の組織形態

官民ファンド運営法人には、①株式会社、②独立行政法人、③国立大学法人及び④一般社団法人の四つの組織形態があり、18官民ファンド運営法人を組織形態別に示すと、図表0-1のとおり、①株式会社が10法人、②独立行政法人が2法人、③国立大学法人が4法人及び④一般社団法人が2法人となる。

①株式会社及び②独立行政法人は、設立や支援の根拠となる法律（以下「設置根拠法」という。）等に基づき支援を実施することとなっている。③国立大学法人は、100%出資の子会社を設立して、当該子会社が支援を実施する組織となり、産業競争力強化法に基づく特定研究成果活用支援事業に関する計画の認定を受けて、当該計画に従い支援を実施することとなっている。④一般社団法人は、国庫補助金により基金を造成して、国庫補助金の交付要綱等に基づき支援を実施することとなっている（以下、基金を造成して支援を実施する一般社団法人を「基金設置法人」という。）。

また、図表0-1のとおり、18官民ファンド運営法人のうち、株式会社である10法人からDBJを除いた9法人は官民ファンドの業務のみを行う法人であり、他の9法人は業務の一部として官民ファンドの業務を行う法人である。

イ 官民ファンドの設置期限

16官民ファンドのうち、株式会社である10法人からJOINを除いた9法人が運営する9官民ファンドと基金設置法人である2法人が運営する2官民ファンドの計11官民ファンドについては、設置根拠法等において、当該法人が保有する株式等の処分期限等（以下「設置期限」という。）が定められている（官民ファンドの設置期限等については、別図表2参照）。上記11官民ファンドのうち、5官民ファンド（JIC、REVIC、PFI推進機構、特定投資業務及びグリーンファンド）は、7年3月末までの間に設置期限が延長されている。延長の理由について、所管府省庁は、呼び水としての効果等の状況や関連する施策における政策課題への対応の必要性から、引き続き官民ファンドの業務を実施する必要があると判断したためなどとしている（設置期限の延長の経緯等については、別図表3参照）。

一方、16官民ファンドのうち、残りの5官民ファンドについては、設置期限が定められていない。このうち、競争力ファンドについては平成30年度に既に官民ファン

ドの業務が完了しており、その他の4官民ファンドについては、設置根拠法等に基づき、各所管府省庁が、官民ファンドの業務を含む業務全般について検討や見直しを行っており、その結果、官民ファンドの業務を継続する必要があると判断している（官民ファンドに係る業務継続の判断の状況については、別図表4参照）。

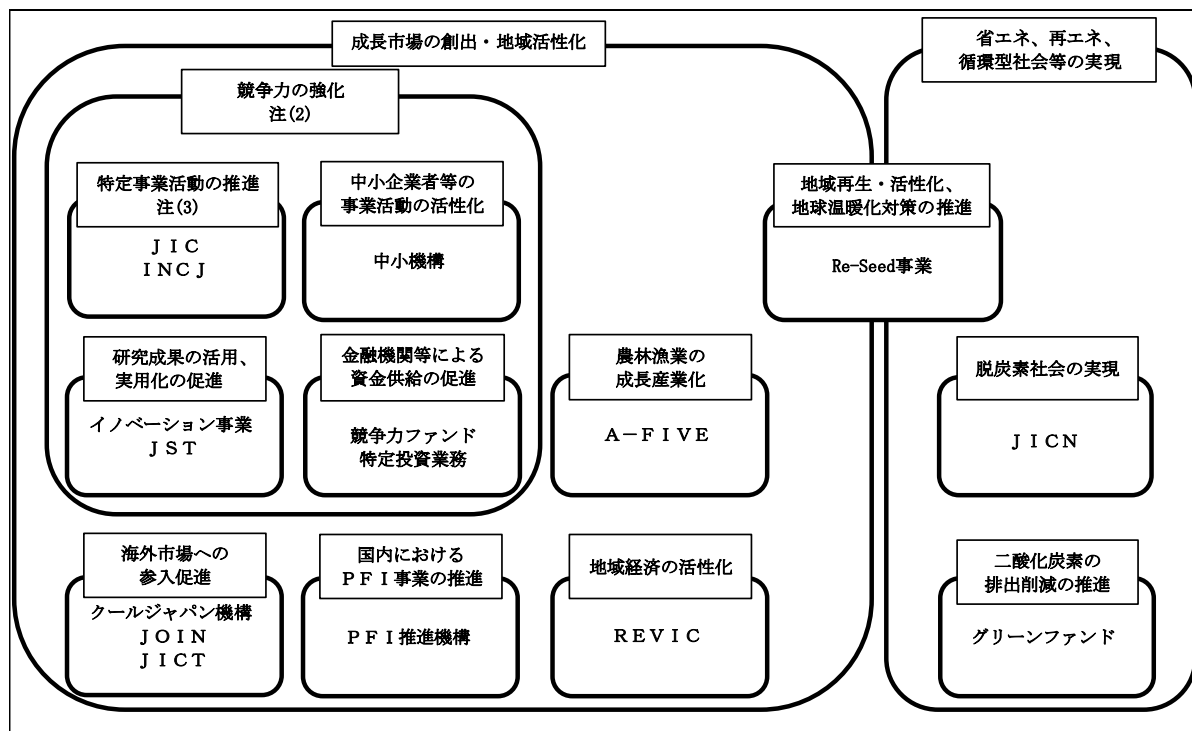
(4) 官民ファンドの業務の概要

ア 官民ファンドの政策目的と主な支援対象分野

官民ファンド運営法人は、設置根拠法等に定められたそれぞれの政策目的に沿って、支援に係る業務（以下「支援業務」という。）を実施している（官民ファンドの設置根拠法等及び政策目的については、別図表2参照）。一方、所管府省庁は、設置根拠法等に基づき、支援の適正な実施を確保するなどのために、官民ファンド運営法人の監督等を行っている。また、所管府省庁は、支援決定に当たり官民ファンド運営法人が従うべき基準や官民ファンドの支援対象分野等を定めている（以下、これらの基準等を「支援基準」という。官民ファンド運営法人ごとの支援基準の概要については、別図表5参照）。

政策目的別・主な支援対象分野別に整理して官民ファンドの全体像を示すと、それぞれ図表0-2及び図表0-3のとおりである。

図表0-2 官民ファンドの政策目的

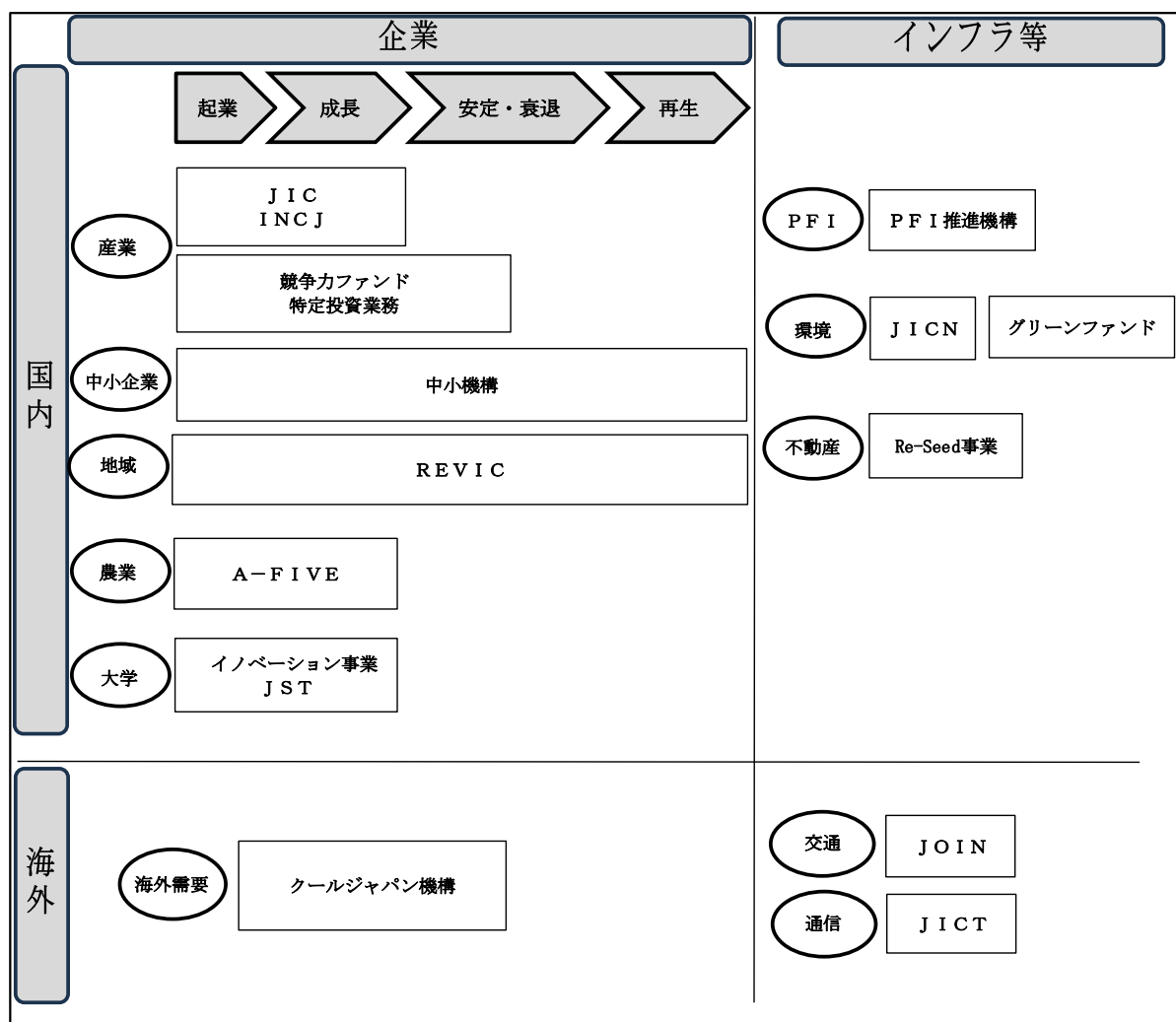


注(1) 設置根拠法等を基に作成した。

注(2) 設置根拠法等において「競争力の強化」を政策目的としている競争力ファンド及び特定投資業務並びに産業競争力強化法を設置根拠法とするJIC、INCJ、中小機構及びイノベーション事業を「競争力の強化」として同一のカテゴリーに分類するとともに、イノベーション事業と政策目的が類似しているJSTも「競争力の強化」のカテゴリーに分類している。

注(3) 「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。

図表0-3 官民ファンドの主な支援対象分野



注(1) 設置根拠法等を基に作成した。

注(2) 主な支援実施地域（国内又は海外）及び支援対象（企業又はインフラ等）の別に分類している。

イ 支援業務の流れ

支援業務は、おおむね、①案件発掘、②デューデリジェンス、③支援決定、④支援約束額の設定、⑤実支援、⑥モニタリング、⑦ハンズオン、⑧EXITという流れで実施されており、それぞれの業務の概要は図表0-4のとおりである。

図表0-4 支援業務の流れ

番号	業務	概要
①	案件発掘	支援の候補となる企業等の探索
②	デューデリジェンス	事業の価値の評価及び支援の候補である企業等の財務、法務等に関するリスク、問題点等に関する詳細な調査
③	支援決定	企業等に対する支援の決定
④	支援約束額の設定	支援決定に基づき、契約で支援の上限額（支援約束額）を設定
⑤	実支援	事業の進捗に応じて、出資金を払い込むことなどを実施
⑥	モニタリング	財務情報、経営方針等の企業情報の把握及び経営成績の評価
⑦	ハンズオン	案件が抱える課題を解決するための経営支援
⑧	E X I T	新規株式公開（I P O）等による支援からの退出（出資金等の回収による利益又は損失の確定）

（注） 官民ファンド運営法人によっては、複数の業務が同時に進行することや、業務の順番が前後することがある。

ウ 支援スキーム

官民ファンド運営法人の支援スキームは、図表0-5の①及び②のとおり、①官民ファンド運営法人が対象事業者に対して直接に支援を実施するもの（以下「直接支援」という。）と、②官民ファンド運営法人が他の民間事業者等と共に出資して設立した投資事業有限責任組合（サブファンド）^{（注2）}を通じて、対象事業者に対して間接的に支援を実施するもの（以下「間接支援」という。）とに大別される。

また、②の間接支援におけるサブファンドに対する出資の形態には、有限責任組合員（L P : Limited Partner）^{（注3）}としての出資（以下「L P 出資」という。）と、無限責任組合員（G P : General Partner）^{（注4）}としての出資（以下「G P 出資」という。）とがある。

なお、国立大学法人は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）等によれば、特定研究成果活用支援事業を実施する者に対する出資を行うことが業務の一つとされている。国立大学法人のイノベーション事業の場合、図表0-5の③のとおり、国立大学法人のL P 出資及び国立大学法人が100%出資する子会社のG P 出資により設立し

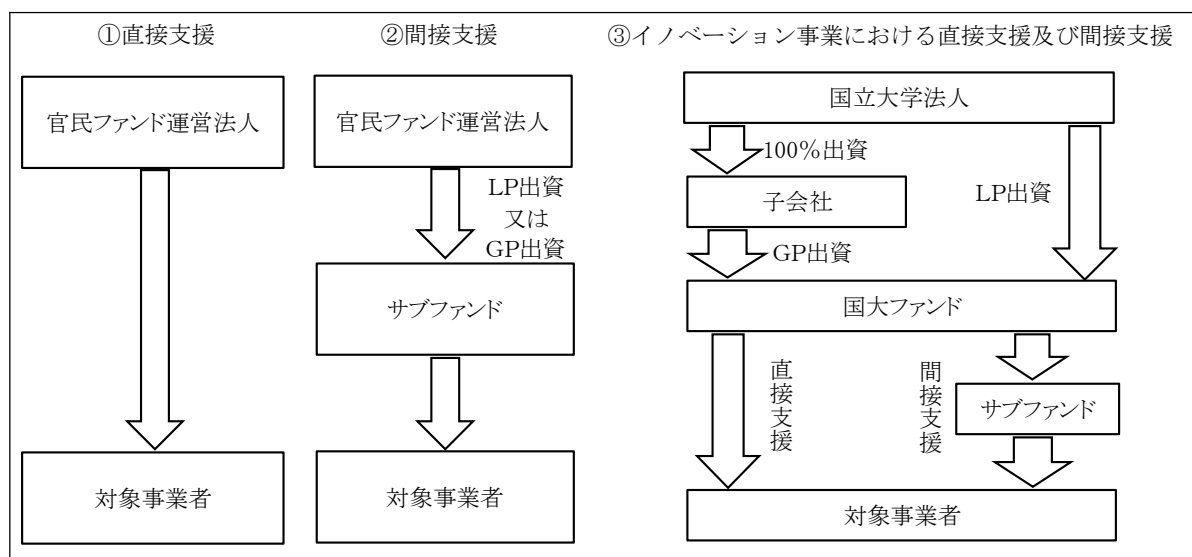
たサブファンド（以下「国大ファンド」という。）が、直接支援又は間接支援を実施することになっている。

（注2） 投資事業有限責任組合（サブファンド） 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年法律第90号）に基づき投資事業有限責任組合契約を締結することによって成立する有限責任組合員及び無限責任組合員から成る組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であつて当該組合に類似するもの

（注3） 有限責任組合員 その出資の価額を限度として投資事業有限責任組合の債務を弁済する責任を負う組合員

（注4） 無限責任組合員 投資事業有限責任組合の業務を執行して当該組合の債務全額について弁済する責任を負う組合員

図表0-5 支援スキームの概念図



（5）官民ファンドの運営に係る評価・監督等

ア 官民ファンド運営法人による評価

官民ファンド運営法人は、ガイドラインに基づき、支援を実施することによる政策目的の達成状況、支援における収益性の確保の状況等を評価するための重要な指標（K P I : Key Performance Indicator）を官民ファンドごとに自ら設定して、K P I を用いて政策目的の達成状況等の評価を行っている。

K P I については、令和元年11月のガイドラインの改正において内容が見直されており、政策性と収益性を適切に評価し、検証することができる指標にすること、官民ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にすることなどとされている。

これを受けて、官民ファンド運営法人は、所管府省庁の監督の下、新たなK P I を設定している。そして、各官民ファンドの特性を踏まえて適切と考える「マイル

ストーン」（おおむね3年ごと）を設定して、マイルストーンの到来時にK P I の達成状況について評価を行うことになっている。また、官民ファンド運営法人は、年に1回、関係閣僚会議及び幹事会に対してK P I の進捗状況の報告を行うことになっている。

イ 所管府省庁による監督等

(4)アのとおり、所管府省庁は、設置根拠法等に基づき、支援の適正な実施を確保するなどのために、官民ファンド運営法人の監督等を行っており、具体的には、支援基準に適合しているかを確認するなどして官民ファンド運営法人の支援決定に関与するなどしている（所管府省庁による監督等の概要については、別図表6参照）。また、所管府省庁は、設置根拠法等に基づき、官民ファンド運営法人の官民ファンドに係る業務の実績に関する評価を行っている。

ウ 関係機関による検証、確認等

官民ファンドの運営状況については、所管府省庁による監督等のほか、複数の関係機関が連携して検証や確認等を行っている。(1)のとおり、政府は、官民ファンドの運営状況等の検証を行う関係閣僚会議を設置するとともに、関係閣僚会議の下に幹事会を設置している。関係閣僚会議及び幹事会による定期的な検証は、官民ファンド運営法人が設定したK P I の達成状況を中心に、原則としてマイルストーンの到来時に行われている。また、内閣官房は、幹事会の事務局として官民ファンド運営法人が行った評価の取りまとめなどを行っている。

上記のほか、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会財政投融资分科会は、財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議等を行うこととなっており、官民ファンド運営法人による官民ファンドの運営や所管府省庁による官民ファンド運営法人の監督が適切に行われているかなどについて、財政投融资計画の編成過程等を通じて確認し、必要に応じて意見を述べている。

(6) 累積損失の解消に係る取組

ア 投資計画等の策定

政府は、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定し、これに盛り込まれた「経済・財政再生計画」に基づく改革工程表に掲げられた改革項目について各年度における具体的な取組から成る改革工程等を定めて、毎年度、経済財政諮問会議の経済・財政一体改革推進委員会においてその進捗状況の評価し、

点検を行うことなどとしている。

そして、一部の官民ファンドで多額の累積損失が発生していることが明らかとなり、幹事会検証報告（第10回）（平成30年12月幹事会）においてなされた様々な指摘等を踏まえて、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月経済財政諮問会議決定）等において、官民ファンド運営法人及び所管府省庁は、①累積損失の解消のための数値目標及び計画を策定（以下、これにより策定された計画を「投資計画」という。）し、公表すること、②公表された投資計画における数値目標等と実績の乖離を検証し、乖離が認められる場合には、改善目標及び計画を策定（以下、これにより策定された計画を「改善計画」という。）し、公表すること、③公表された改善計画における数値目標等と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、速やかに組織の在り方を含めて抜本的な見直しを行うこととされている。

累積損失の大きいA－FIVE、クールジャパン機構、JOIN及びJICTの4官民ファンドについて、4官民ファンド運営法人及び4所管府省庁は、改革工程表等に基づき、31年4月にそれぞれ投資計画を策定し、公表している（以下、投資計画が策定された官民ファンドを「投資計画策定ファンド」という。）。

イ 4投資計画策定ファンドをめぐる動き

4投資計画策定ファンドの投資計画公表後の状況は、次のとおりである。

(ア) A－FIVE

A－FIVEに係る投資計画の策定・公表後に、所管府省庁の農林水産省は、今後、A－FIVEが投資計画どおりに累積損失を解消し、収益を確保することは困難であるとの判断に至ったことから、令和元年12月に、3年度以降は新たな支援決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針を示している。これを踏まえて、A－FIVEは、2年5月に、「損失を最小化するための改善計画」を策定して、当該計画において、7年度末を目途に回収を終了することなどを公表している。また、農林水産省は、2年1月に、A－FIVEの投資手法が適正であったかなどを検証するために検討会を設置して、同年7月に、同検討会が取りまとめた「株式会社農林漁業成長産業化支援機構に係る検証報告」（以下「A－FIVE検証報告」という。）を公表している。A－FIVE検証報告では、①投資規模、投資収益等に見合わない高コストな組織体制であったこと、②投資対象が限定さ

れ、投資手続が重層的であったこと、③E X I T収益の最大化が図れていなかったこと、④サブファンドが十分に機能しなかったことなどが報告されている（A－F I V E 検証報告の概要については、別図表7参照）。

(イ) クールジャパン機構

クールジャパン機構に係る投資計画の策定・公表後に、投資計画と実績との間にかい離が認められたことから、クールジャパン機構及び所管府省庁の経済産業省は、3年5月に、数値目標を下方修正した改善計画を策定し、公表している。しかし、改善計画と3年度末時点の実績との間にかい離が認められたことから、クールジャパン機構及び経済産業省は、組織の在り方を含めて抜本的な見直しを行うことについて検討し、検討の結果、4年11月に、改善計画の数値目標を下方修正して、設置期限である15年度に累積損失を解消するとした計画（以下「修正後計画」という。）を策定し、公表している。

(ウ) J O I N

J O I Nについては、5年度決算において当期純損失として約799億円を計上したことなどから、所管府省庁の国土交通省は、抜本的な対応策を第三者かつ専門的な観点から検証し、検討するために、6年8月に、学識経験者等により構成される有識者委員会を設置している。そして、有識者委員会は、6年12月に、J O I Nの役割、在り方、経営改善策等の検証や検討の結果について最終報告（以下「J O I N検証報告」という。）を取りまとめて公表している。J O I N検証報告では、①インフラ海外展開は政府の重要な施策であり、現下の状況においてもJ O I Nの役割には政策的意義・必要性はあること、②設置期限の定めがない代わりに実施する5年ごとの制度の見直しにおいては、外部有識者の目を入れて組織の存廃を含めて実施すべきこと、③民業補完の原則を踏まえ、民間事業者がイニシアティブを発揮して事業に取り組む場合に、民間のみでは負いきれないリスクを負担する官民ファンドが必要であること、④長期・大型インフラプロジェクトへの初期段階からの出資は高いリスクを伴い、通常は公的資金を含めた資金構築が必要であることなどが報告されている（J O I N検証報告の概要等については、別図表8参照）。J O I N検証報告を受けて、J O I N及び国土交通省は、同月に、遅くとも31年度までに累積損失の解消を目指すとした改善計画を策定し、公表している。

(エ) J I C T

J I C Tに係る投資計画の策定・公表後に、投資計画と実績との間にかい離が認められたことから、J I C T及び所管府省庁の総務省は、4年5月に、数値目標を下方修正して14年度に累積損失を解消するとした改善計画を策定し、公表している。

一方、財政投融资分科会は、4投資計画策定ファンドの投資計画を踏まえるなどして、今後の産業投資について検討し、元年6月に「今後の産業投資について」を取りまとめて公表している。財政投融资を所管する財務省は、4官民ファンド運営法人及び4所管府省庁が行う計画の進捗に関するフォローアップ結果を確認した上で、財政投融资計画の編成に反映している。

(注5) 産業投資 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金等を供給する機関に対して、出資及び貸付けが行われる。

3 30年報告の検査の結果に対する所見の概要

会計検査院は、これまでも官民ファンドにおける業務運営の状況について検査を実施しており、平成30年4月に、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき「官民ファンドにおける業務運営の状況について」（以下「30年報告」という。）を国会及び内閣に報告している。30年報告の検査の結果に対する所見の概要は、図表0-6のとおりである。

図表0-6 30年報告の検査の結果に対する所見の概要

ア	国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況	(ア)	官民ファンド運営法人は、その財源の多くが政府出資等であることに鑑み、それぞれの支援対象分野において、収益性の確保に留意しつつ、引き続き政策目的に沿った支援を実施すること。また、支援の実施状況等を踏まえ、支援の実施に必要な政府出資等が生じた場合、剰余金が発生した場合及び支援を終了した場合には、引き続きこのような政府出資等の国庫納付等を適切に実施していくこと
		(イ)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構等の間接支援を実施している官民ファンド運営法人は、サブファンドに対する支援について、支援の対象となり得る事業者の数や出資等に対する需要を引き続き十分に確認するとともに、支援決定時に見込んだ出資等が進まない場合には、必要に応じて業務運営の進め方の見直しを検討すること
		(ウ)	官民ファンド運営法人は、官民ファンドの支援対象分野については、同一の事業者に対して重複して支援が実施される可能性があることから、支援の実施に当たり、一層効率的、効果的に取り組む観点から、引き続き官民ファンド間の情報交換、投資手法等の共有等に努めることが望ましいこと
		(エ)	政策目的のK P Iについて、必要性に疑問がある指標を用いていた、達成済みの成果目標を継続して用いていた、支援中の案件の進捗状況や達成状況を評価できるK P Iの設定を行っていない、法人ごとの評価結果を公表していないなどする官民ファンド運営法人は、K P Iの内容や成果目標について、設定の見直しや評価結果の公表等を検討すること
		(オ)	国立大学法人4法人は、官民イノベーションプログラムに対する政府出資金のうち、特定研究成果活用支援事業計画の認定を受けていない資金の活用について、既存の国大ファンドの新規投資期間の終了時期等を考慮し、今後の使用見込み等について十分に検討するとともに、文部科学省は、国立大学法人4法人が検討した結果、使用する見込みがない政府出資金が生ずる場合には、財政資金の有効活用の観点から、このような政府出資金を国庫に納付する手段についての規定がない国立大学法人法を改正するなど、国立大学法人4法人が保有する政府出資金の国庫納付が行えるようにする措置を検討すること
イ	案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況	(ア)	官民ファンド運営法人は、政策目的を達成するため、支援決定については、独立した立場の社外の実務経験者等の委員を加えて審議するなどにより、執行部を監視・牽制する仕組みを引き続き適切に運営すること。また、サブファンドの業務を執行するG Pについて、出資等の需要を十分踏まえた上で、需要が見込める場合には、案件組成力等が期待できるG Pの選定を引き続き適切に行うこと
		(イ)	官民ファンド運営法人は、モニタリングについて、支援決定後から実支援までの間において、対象事業者が事業を実施するために行うべき法令上の手続があるなどの場合には、当該手続等に不備が生じないようその確認を適切に行うほか、支援を行った後においては、対象事業者の財務情報や経営方針等の企業情報を引き続き継続的かつ適切に把握すること
ウ	財務等の状況	(ア)	繰越損失等が生じており、純資産の計が資本金等を下回っている官民ファンド運営法人は、最終的に国が政府出資等の額を回収できるように、繰越損失等を解消するまでの計画又は投資倍率等について目標としての妥当性を確保するために必要な見直しを継続的にを行い、その目標の達成に向けて官民ファンドを運営し、進捗状況を的確に把握して、必要な施策を講じていくこと
		(イ)	官民ファンド運営法人は、対象事業者の事業が軌道に乗り財務状況が改善していくように、引き続き対象事業者の事業の状況を適時適切にモニタリングした上で、必要に応じて、業務改善に関する助言を行ったり、取引先や金融機関の紹介を行ったり、専門家の派遣を行ったりするなど、必要な手段を諸経費についても考慮しつつ講じていくこと
		(ウ)	法人全体の収益性のK P Iについて、諸経費の回収を考慮していなかったり、単年度の損益の実績のみを測定して評価していたりするなどしている官民ファンド運営法人は、諸経費の負担を考慮したり、官民ファンドの業務開始以降の出資等累計額を使用したりするなどすることで、政府出資等の全額を国庫に返納できるかを判断できるようにすること
		(エ)	支援を終了した案件がないか又は少なく、評価が困難であるためとして、法人全体の収益性のK P Iについて評価を実施していない官民ファンド運営法人は、情報の秘匿性に留意しつつ、支援実施中の案件の財務状況等を検証報告の収益性のK P Iの補足情報として記載するなど積極的に収益性について情報提供を行っていくこと
		(オ)	官民ファンド運営法人は、国民に対する説明責任を果たす観点から、多額の減損損失や支援を終了した時の多額の損失により政府出資等に重要な影響が生ずるおそれがあるなどの場合には、情報の秘匿性に留意しつつ、個別の案件の損失についても可能な限り情報開示を行っていくこと

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の官民ファンドにおける業務運営の状況に関する各事項について、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

- (ア) 官民ファンド運営法人に対する国の財政支援の状況はどのようになっているか。
- (イ) 官民ファンド運営法人が実施した支援の実績等はどのようになっているか。
- (ウ) 官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況はどのようになっているか。
- (エ) 官民ファンドの運営に係る評価等の状況はどのようになっているか。特に、官民ファンドによる呼び水としての効果はどのようになっているか。K P Iは官民ファンド間の比較検証を可能とする指標となっているか。

イ 財務等の状況

- (ア) 官民ファンドの業務に係る損益等の状況はどのようになっているか。特に、4投資計画策定ファンドについて、投資計画等の進捗状況はどのようになっているか。
- (イ) 支援を実施した案件の損益等の状況はどのようになっているか。支援を継続中の案件に係るE X I Tに向けた状況等はどのようになっているか。
- (ウ) 剰余金や官民ファンドの業務の実施に必要な国からの出資等について国庫納付は適切に実施されているか。

ウ 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

- (ア) 官民ファンド運営法人における支援業務に係る人員の状況はどのようになっているか。
- (イ) 官民ファンド運営法人において支援業務は適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、関係閣僚会議及び幹事会により検証の対象とされたことがある全16官民ファンドに係る令和5年度末までの国からの出資、貸付け及び補助金の交付（以下、これらを合わせて「政府出資等」という。）を対象として、図表0-7のとおり、^(注6)内閣官房、8所管府省庁、18官民ファンド運営法人、4国立大学法人から出資を受けて^(注7)支援業務を実施するなどしている子会社4法人、8国大ファンド及び11サブファンドにおいて、422人日を要して会計実地検査を行うなどして検査した。

(注6) 8所管府省庁 内閣府本府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、

経済産業省、国土交通省、環境省

- (注7) 官民ファンド運営法人が支援を継続中のサブファンドのうち、11サブファンドを選定して会計実地検査を行った。

図表0-7 会計実地検査の対象

所管府省庁等	官民ファンド	官民ファンド運営法人			サブファンド及び国大ファンド	
内閣官房						
経済産業省	J I C	J I C				
経済産業省	I N C J	I N C J				
経済産業省	中小機構	中小機構			サブファンド	愛知活性化ファンド投資事業有限責任組合 愛知中小企業再生3号ファンド投資事業有限責任組合 静岡中小企業支援5号投資事業有限責任組合 静岡中小企業支援6号投資事業有限責任組合 九州アントレプレナークラブ投資事業有限責任組合 九州せとうちポテンシャルバリュー投資事業有限責任組合 Q B 第一号投資事業有限責任組合 ドーガン・リージョナルバリュー投資事業有限責任組合 みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合 注(3) みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合
内閣府本府等注(1)	R E V I C	R E V I C				
農林水産省	A - F I V E	A - F I V E			サブファンド	N C B 九州6次化応援投資事業有限責任組合
内閣府本府	P F I 推進機構	P F I 推進機構				
文部科学省	イノベーション事業 注(2)	東北大 東大 京大 阪大	子会社(略称) 注(2)	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 (T H V P) 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 (東大 I P C) 京都大学イノベーションキャピタル株式会社 (京大 i C A P) 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 (O U V C)	国大ファンド(略称)	T H V P-1号投資事業有限責任組合 (東北大1号) T H V P-2号投資事業有限責任組合 (東北大2号) 協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合 (東大1号) オープンイノベーション推進1号投資事業有限責任組合 (東大2号) イノベーション京都2016投資事業有限責任組合 (京大1号) イノベーション京都2021投資事業有限責任組合 (京大2号) O U V C 1号投資事業有限責任組合 (阪大1号) O U V C 2号投資事業有限責任組合 (阪大2号)
経済産業省	クールジャパン機構	クールジャパン機構			サブファンド	みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合 注(3)
国土交通省・環境省	Re-Seed事業	Re-Seed機構				
財務省	競争力ファンド 特定投資業務	D B J				
国土交通省	J O I N	J O I N				
文部科学省	J S T	J S T				
総務省	J I C T	J I C T				
環境省	J I C N	J I C N				
環境省	グリーンファンド	グリーンファイナンス推進機構				
内閣官房 8所管府省庁	16官民ファンド	18官民ファンド運営法人 子会社4法人			8国大ファンド 11サブファンド	

- 注(1) REVICの所管府省庁は、内閣府本府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省であり、このうち金融庁及び厚生労働省以外の府省において会計実地検査を行った。
- 注(2) 各国立大学法人が100%出資する子会社が投資事業有限責任組合（9ページ（注2）参照）を設立するなどして官民ファンドの業務を行っているため、子会社の名称を「官民ファンド運営法人」欄に記載している。
- 注(3) みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合は、中小機構とクールジャパン機構の両法人から出資を受けている。

（以下、4国立大学法人から出資を受けて支援業務を実施するなどしている子会社4法人及び8国大ファンドの名称については、図表0-7に記載の略称を用いている。）

第2 検査の結果

1 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

(1) 国の財政支援の状況

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する国の財政支援は、政府出資等（運営費交付金を除く。以下同じ。）、政府保証及び運営費交付金の三つに大別することができる。このうち、政府出資等及び政府保証は、官民ファンド運営法人による支援の直接の原資となっている。一方、運営費交付金は、官民ファンド運営法人による支援の直接の原資ではなく、国立大学法人における産学連携体制の整備等に係る経費や、事業化につながるような共同研究の実施に必要な経費等に充当するための財源となっている。

ア 政府出資等の状況

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する政府出資等の5年度末までの累計額は、図表1-1のとおり、18法人に係る計2兆2592億余円となっており、これを出資、貸付け及び補助金の交付の種類別にみると、次のとおりとなっていた。

出資によるもの（以下「政府出資金」という。）は、7法人に係る一般会計の計3001億余円及び9法人に係る財政投融资特別会計（投資勘定）の計1兆7826億余円の合計2兆0828億余円（政府出資等の合計に占める割合92.1%）となっていた。

貸付けによるものは、D B J の競争力ファンドに係る財政投融资特別会計（投資勘定）の1000億円（同4.4%）となっていた。これは、競争力ファンドにおいて支援を実施するためにD B J に貸し付けられたものであり、平成30年度に競争力ファンドにおける官民ファンドの業務が完了したことに伴い、30年5月に全額がD B J から国に償還されていた。

補助金の交付によるものは、Re-Seed機構に係る一般会計の350億円及びグリーンファイナンス推進機構に係るエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）の414億円の計764億円（同3.3%）となっており、いずれも、基金設置法人が基金を造成するために交付されたものである。

一方、官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する民間企業等からの出資や自己資金（以下、これらを合わせて「民間出資等」という。）の令和5年度末までの累計額は、9法人に係る計9349億余円となっていた。

政府出資等の累計額と民間出資等の累計額とを合わせた全体の累計額は、合計3兆

1941億余円となり、全体の累計額に占めるそれぞれの割合は、政府出資等70.7%、民間出資等29.2%となっていた。また、民間企業等からの出資が見込まれる組織形態である株式会社10法人についてみると、P F I 推進機構では政府出資等の割合と民間出資等の割合が同一（50.0%）となっていた一方で、6法人（J I C及びI N C J、A－F I V E、クールジャパン機構、J O I N並びにJ I C T）では、政府出資等の割合が90%以上となっていた。

図表1-1 官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する政府出資等の状況
(令和5年度末までの累計額) (単位：百万円)

官民ファンド運営法人		政府出資等の開始年度	政府出資等				民間出資等		合計	
			出資等の種類	国の会計区分	金額(A)	割合	金額(B)	金額(C)=(A)+(B)	政府出資等の割合(A)/(C)	民間出資等の割合(B)/(C)
J I C 注(1)、注(8)		平成21年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	366,999	16.2%	14,010 注(2)	381,009	96.3%	3.6%
I N C J 注(1)、注(8)										
中小機構		10年度	出資	一般会計	192,200 注(3)	8.5%	-	192,200	100.0%	-
R E V I C 注(4)、注(8)		21年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	12,970	0.5%	10,159 注(5)	26,084	61.0%	38.9%
			出資	一般会計	2,955	0.1%				
A - F I V E 注(8)		24年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	30,000	1.3%	1,902	31,902	94.0%	5.9%
P F I 推進機構 注(8)		25年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	10,000	0.4%	10,000	20,000	50.0%	50.0%
東北大 注(6)		24年度	出資	一般会計	12,500 注(3)	0.5%	-	12,500	100.0%	-
東大 注(6)		24年度	出資	一般会計	41,700 注(3)	1.8%	-	41,700	100.0%	-
京大 注(6)		24年度	出資	一般会計	29,200 注(3)	1.2%	-	29,200	100.0%	-
阪大 注(6)		24年度	出資	一般会計	16,600 注(3)	0.7%	-	16,600	100.0%	-
クールジャパン機構 注(8)		25年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	123,600	5.4%	10,700	134,300	92.0%	7.9%
Re-Seed機構		24年度	補助金の交付	一般会計	35,000 注(3)	1.5%	-	35,000	100.0%	-
D B J 注(8)	競争力ファンド	24年度	貸付け	財政投融資特別会計 (投資勘定)	100,000 注(3)	4.4%	(自己資金) 50,000 注(7)	150,000	66.6%	33.3%
	特定投資業務	27年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	864,000 注(3)	38.2%	(自己資金) 819,000 注(7)	1,683,000	51.3%	48.6%
J O I N 注(8)		26年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	270,000	11.9%	5,945	275,945	97.8%	2.1%
J S T		24年度	出資	一般会計	5,000 注(3)	0.2%	-	5,000	100.0%	-
J I C T 注(8)		27年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	87,042	3.8%	2,385	89,427	97.3%	2.6%
J I C N 注(8)		令和4年度	出資	財政投融資特別会計 (投資勘定)	18,050	0.7%	10,850	28,900	62.4%	37.5%
グリーンファイナンス 推進機構		平成25年度	補助金の交付	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	41,400 注(3)	1.8%	-	41,400	100.0%	-
出資等の種類別及び国の会計区分別の計			出資	一般会計	300,155	13.2%	934,951 (うち、 民間出資) 65,951 (うち、 自己資金) 869,000	3,017,768	69.0%	30.9%
				財政投融資特別会計 (投資勘定)	1,782,661	78.9%				
				計	2,082,816	92.1%				
			貸付け	財政投融資特別会計 (投資勘定)	100,000	4.4%				
				一般会計	35,000	1.5%				
			補助金の交付	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)	41,400	1.8%				
				計	76,400	3.3%				
合計					2,259,216	100.0%				

- 注(1) INC Jは、J I Cの100%子会社であり、J I Cを通じて官民ファンドの業務等に係る資金の供給を受けている。
- 注(2) J I Cの民間出資等の額のうち5億余円は、J I Cが保有する自己株式の額である。
- 注(3) 官民ファンド運営法人が国から出資を受けるなどした額のうち、官民ファンドの業務に係る分のみを抽出して記載している。
- 注(4) REV I Cに対する出資は、預金保険機構を通じて行われている。
- 注(5) REV I Cに対する民間出資等の額のうち96億余円は、預金保険機構が民間金融機関からの拠出金を財源としてREV I Cに出資した額である。
- 注(6) THVP、東大IPC、京都iCAP及びOUVCについては、出資元である各国立大学法人に政府出資金が交付されているため、国立大学法人名を記載している。
- 注(7) DB Jは、政府出資等のほかに自己資金を用いて支援を実施している。
- 注(8) 民間企業等からの出資が見込まれる株式会社10法人である。

イ 政府保証の状況

国は、一部の官民ファンド運営法人が金融市場で発行する債券や借入金に政府保証を付して、支援に必要な資金を円滑かつ有利に調達できるようにしている。

政府保証が付された借入等の5年度末までの累計調達額は、5法人に係る計5兆6034億円となっていた（政府保証の状況については、別図表9参照）。

ウ 運営費交付金の状況

国は、平成24年度一般会計補正予算（第1号）により、4国立大学法人に対して運営費交付金計200億円を交付しており、これは政府出資金と合わせてイノベーション事業の財源の一部となっている。当該運営費交付金について、会計検査院は、30年報告において、平成28年度末現在で計187億余円が使用されずに4国立大学法人が保有している状況等を記述した。

そこで、当該運営費交付金の令和5年度末現在の使用状況をみると、計167億余円が使用され、執行率は83.8%となっていた（運営費交付金の使用状況については、別図表10参照）。

(2) 官民ファンド運営法人による支援等の状況

ア 支援スキームの状況

第1の2(4)ウのとおり、官民ファンド運営法人の支援スキームには、直接支援と間接支援とがあり、設置根拠法等において、官民ファンド運営法人ごとに両方の支援スキームで行うか、いずれか一方の支援スキームで行うかが定められている。

5年度末までの支援スキームの状況をみると、直接支援は、中小機構を除く17法人で官民ファンドの業務として定められており、このうち16法人で支援の実績があつ

た。一方、間接支援は、J S Tを除く17法人で官民ファンドの業務として定められており、このうち13法人で支援の実績があった（官民ファンド運営法人ごとの支援スキームの状況については、別図表11参照）。

イ 支援実績

官民ファンド運営法人は、支援決定に基づき締結した契約で支援約束額を設定した上で（図表0-4の④支援約束額の設定）、事業の進捗に応じて実支援を実施している（図表0-4の⑤実支援。以下、実支援により払い込まれた出資金等の額を「実支援額」という。）。

18官民ファンド運営法人による5年度末までの支援実績は、図表1-2のとおり、支援約束件数計1,722件、支援約束額計7兆0191億余円、実支援件数計1,666件、実支援額計5兆1339億余円、支援約束額に対する実支援額の割合（以下「支援実行率」という。）73.1%となっていた。

また、案件ごとの実支援額の規模をみると、実支援件数計1,666件のうち、実支援額10億円未満の案件が1,129件（67.7%）、10億円以上20億円未満の案件が222件（13.3%）となっており、大半が20億円未満の規模となっていた。このように、比較的小規模な案件が大半となっていた一方で、官民ファンド運営法人ごとにみると、8法人（J I C、I N C J、R E V I C、P F I 推進機構、クールジャパン機構、D B J、J O I N及びJ I C T）において100億円を超える比較的大規模な案件の支援実績があり、これらの案件の中には、実支援額が1000億円を超えるものも見受けられた（案件ごとの実支援額の規模の分布については、別図表12参照）。

図表1-2 官民ファンド運営法人による支援実績（令和5年度末までの件数及び累計額）
（単位：百万円）

官民ファンド運営法人			直接支援			間接支援			計			
			支援約束 (A)	実支援 (B)	支援実 行率 (B) / (A)	支援約束 (C)	実支援 (D)	支援実 行率 (D) / (C)	支援約束 (E) = (A) + (C)	実支援 (F) = (B) + (D)	支援実 行率 (F) / (E)	
J I C 注(3)			-	-	-	43件 1,648,516	40件 771,792	46.8%	43件 1,648,516	40件 771,792	46.8%	
I N C J			137件 1,483,832	137件 1,261,635	85.0%	9件 56,481	9件 56,513	100.0%	144件 1,540,314	144件 1,318,148	85.5%	
中小機構						384件 703,267	378件 535,954	76.2%	384件 703,267	378件 535,954	76.2%	
R E V I C			225件 802,720	220件 512,697	63.8%	54件 42,204	53件 23,951	56.7%	279件 844,924	273件 536,648	63.5%	
A - F I V E			56件 13,626	55件 13,092	96.0%	53件 34,501	53件 5,972	17.3%	109件 48,127	108件 19,064	39.6%	
P F I 推進機構			55件 197,969	48件 114,016	57.5%	1件 10,000	1件 298	2.9%	56件 207,969	49件 114,315	54.9%	
T H V P	イノ ベー ション 事業	東北大1号	26件 6,194	26件 6,194	100.0%	-	-	-	26件 6,194	26件 6,194	100.0%	
		東北大2号	19件 3,739	18件 3,339	89.3%	-	-	-	19件 3,739	18件 3,339	89.3%	
東大 I P C		東大1号	38件 12,735	38件 12,703	99.7%	7件 5,478	7件 5,384	98.2%	45件 18,213	45件 18,088	99.3%	
		東大2号	35件 9,402	35件 9,116	96.9%	-	-	-	35件 9,402	35件 9,116	96.9%	
京都 iCAP		京大1号	42件 10,445	42件 10,260	98.2%	-	-	-	42件 10,445	42件 10,260	98.2%	
		京大2号	19件 3,791	19件 3,641	96.0%	-	-	-	19件 3,791	19件 3,641	96.0%	
O U V C		阪大1号	37件 9,499	37件 9,243	97.3%	-	-	-	37件 9,499	37件 9,243	97.3%	
		阪大2号	16件 2,352	16件 2,201	93.6%	-	-	-	16件 2,352	16件 2,201	93.6%	
クールジャパン機構			49件 125,484	48件 110,205	87.8%	7件 21,085	6件 13,938	66.1%	56件 146,569	54件 124,144	84.6%	
Re-Seed機構			3件 8,200	2件 1,990	24.2%	19件 35,246	16件 27,925	79.2%	22件 43,446	18件 29,915	68.8%	
D B J 注(4)			166件 1,235,638	164件 1,197,354	96.9%	45件 75,263	45件 56,209	74.6%	211件 1,310,902	209件 1,253,564	95.6%	
J O I N			44件 310,012	41件 256,542	82.7%	-	-	-	44件 310,012	41件 256,542	82.7%	
J S T			46件 3,461	45件 3,368	97.3%				46件 3,461	45件 3,368	97.3%	
J I C T			13件 98,848	13件 89,990	91.0%	4件 9,816	4件 2,670	27.2%	17件 108,664	17件 92,660	85.2%	
J I C N			18件 10,470	15件 5,200	49.6%	4件 4,970	1件 183	3.6%	22件 15,441	16件 5,383	34.8%	
グリーンファイナンス推進 機構			43件 19,285	29件 9,027	46.8%	7件 4,600	7件 1,366	29.7%	50件 23,885	36件 10,393	43.5%	
計			1,087件 4,367,710	1,048件 3,631,823	83.1%	637件 2,651,432	620件 1,502,161	56.6%	1,722件 7,019,142	1,666件 5,133,984	73.1%	

注(1) 同一の対象事業者に対して直接支援と間接支援の両方の支援スキームで支援を実施している場合があり、それぞれに件数を計上しているため、件数の合計が一致しないものがある。

注(2) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(3) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されて J I C となったが、改組前に支援決定した案件については I N C J が承継したため、改組後に支援決定した案件の実績を記載している。

注(4) 競争力ファンドと特定投資業務のそれぞれの計数を記載することにより特定の対象事業者の財務状

況等が明らかになるおそれがあるため、法人全体の計数のみを記載している。

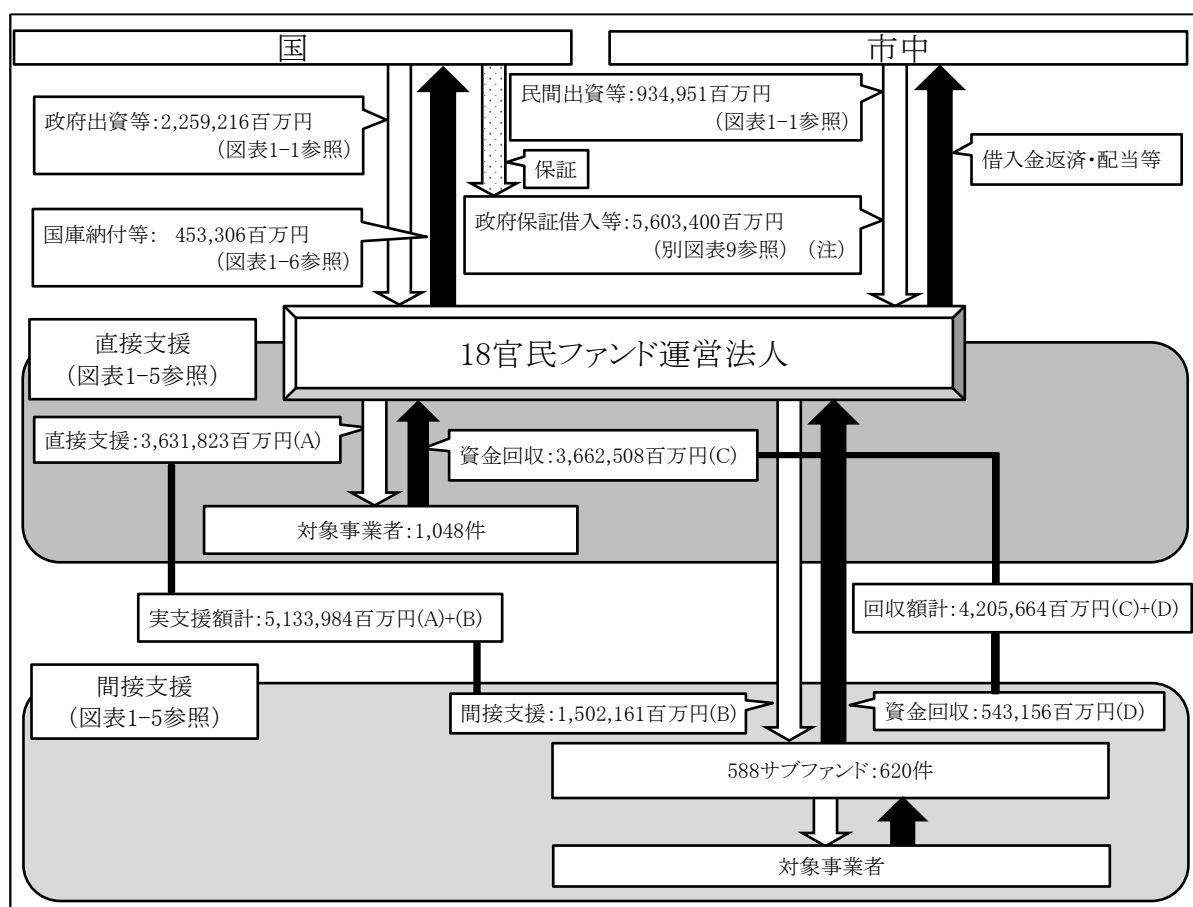
(7) 支援スキーム別の支援実績

支援実績を支援スキーム別にみると、図表1-2のとおり、直接支援については、支援約束件数計1,087件、支援約束額計4兆3677億余円、実支援件数計1,048件、実支援額計3兆6318億余円、支援実行率83.1%となっていた。一方、間接支援については、支援約束件数計637件、支援約束額計2兆6514億余円、実支援件数計620件、実支援額計1兆5021億余円、支援実行率56.6%となっていた（支援スキーム別の損益等の状況については、後掲図表2-13参照）。

間接支援の支援実行率（56.6%）が直接支援の支援実行率（83.1%）と比べて低い理由は、支援決定後直ちに支援約束額全額がサブファンドに交付されるのではなく、サブファンドのGPによる案件発掘のプロセスを経て決定された対象事業者に対する出資等の進捗に応じて実支援が実施されるという、間接支援の特徴等によると思料される。

支援等の全体像を示すと、図表1-3のとおりである。

図表1-3 官民ファンド運営法人による支援等の全体像（令和5年度末までの累計額）



(注) 政府保証借入等の金額は、政府保証が付された借入等の令和5年度末までの累計調達額であり、借換えによる調達額を含むため、政府保証借入等の全額が官民ファンド運営法人が実施する支援の直接の原資となっているわけではない。

(イ) E X I Tの実施状況

官民ファンド運営法人は、自らが支援を実施した案件について、新規株式公開（I P O）等により出資金を回収することなどにより、最終的には支援から退出することになる（図表0-4の⑧E X I T）。

そこで、5年度末までのE X I Tの実施状況をみると、図表1-4のとおり、18官民ファンド運営法人の実支援件数計1,666件のうち736件（44.1%）についてE X I Tが実施されていた。

さらに、官民ファンド運営法人ごとにみると、I N C J及びR E V I Cでは、E X I T実施済みの案件の割合が70%を超えていた。これは、I N C Jは新規の支援決定を終了していること、R E V I Cは実支援を実施してからE X I Tの実施までの期間が比較的短期の案件が多いことなどが背景にあると思料される。一方、J I C、イノベーション事業を運営する4法人、J O I N、J I C T及びJ I C Nは、E

X I T実施済みの案件の割合が10%を下回っており、中にはゼロのものもあった。これは、J I C、イノベーション事業を運営する4法人及びJ I C Nについては5年度末時点では実支援の開始から短期間しか経過していないこと、J O I N及びJ I C Tについては実支援を実施してからE X I Tの実施までに比較的長期間を要する案件が多いことなどが背景にあると思料される（支援継続中の案件において想定されているE X I T時期までの年数については、後掲図表2-17参照）。

図表1-4 E X I Tの実施状況（令和5年度末までの件数及び累計額）（単位：百万円）

官民ファンド運営法人			直接支援			間接支援			計		
			実支援 (A)	うちE X I T実施 済みの案 件 (B)	件数の割 合 (B)/(A)	実支援 (C)	うちE X I T実施 済みの案 件 (D)	件数の割 合 (D)/(C)	実支援 (E)= (A)+(C)	うちE X I T実施 済みの案 件 (F)= (B)+(D)	件数の割 合 (F)/(E)
J I C 注(3)			- -	- -	-	40件 771,792	0件 -	0.0%	40件 771,792	0件 -	0.0%
I N C J			137件 1,261,635	112件 513,457	81.7%	9件 56,513	0件 -	0.0%	144件 1,318,148	112件 513,457	77.7%
中小機構						378件 535,954	173件 166,032	45.7%	378件 535,954	173件 166,032	45.7%
R E V I C			220件 512,697	213件 500,018	96.8%	53件 23,951	32件 15,523	60.3%	273件 536,648	245件 515,541	89.7%
A - F I V E			55件 13,092	22件 4,590	40.0%	53件 5,972	22件 1,419	41.5%	108件 19,064	44件 6,010	40.7%
P F I 推進機構			48件 114,016	18件 10,114	37.5%	1件 298	0件 -	0.0%	49件 114,315	18件 10,114	36.7%
T H V P	イノ ベー ション 事業	東北大1号	26件 6,194	8件 1,898	30.7%	- -	- -	-	26件 6,194	8件 1,898	30.7%
		東北大2号	18件 3,339	1件 47	5.5%	- -	- -	-	18件 3,339	1件 47	5.5%
東大 I P C		東大1号	38件 12,703	7件 2,502	18.4%	7件 5,384	0件 -	0.0%	45件 18,088	7件 2,502	15.5%
		東大2号	35件 9,116	1件 399	2.8%	- -	- -	-	35件 9,116	1件 399	2.8%
京都 iCAP		京大1号	42件 10,260	5件 634	11.9%	- -	- -	-	42件 10,260	5件 634	11.9%
		京大2号	19件 3,641	0件 -	0.0%	- -	- -	-	19件 3,641	0件 -	0.0%
O U V C		阪大1号	37件 9,243	18件 3,131	48.6%	- -	- -	-	37件 9,243	18件 3,131	48.6%
		阪大2号	16件 2,201	0件 -	0.0%	- -	- -	-	16件 2,201	0件 -	0.0%
クールジャパン機構			48件 110,205	17件 26,125	35.4%	6件 13,938	0件 -	0.0%	54件 124,144	17件 26,125	31.4%
Re-Seed機構			2件 1,990	0件 -	0.0%	16件 27,925	9件 17,037	56.2%	18件 29,915	9件 17,037	50.0%
D B J 注(4)			164件 1,197,354	51件 325,802	31.0%	45件 56,209	0件 -	0.0%	209件 1,253,564	51件 325,802	24.4%
J O I N			41件 256,542	2件 4,192	4.8%	- -	- -	-	41件 256,542	2件 4,192	4.8%
J S T			45件 3,368	9件 744	20.0%				45件 3,368	9件 744	20.0%
J I C T			13件 89,990	1件 1,300	7.6%	4件 2,670	0件 -	0.0%	17件 92,660	1件 1,300	5.8%
J I C N			15件 5,200	0件 -	0.0%	1件 183	0件 -	0.0%	16件 5,383	0件 -	0.0%
グリーンファイナンス推進 機構			29件 9,027	11件 2,880	37.9%	7件 1,366	4件 535	57.1%	36件 10,393	15件 3,415	41.6%
計			1,048件 3,631,823	496件 1,397,841	47.3%	620件 1,502,161	240件 200,547	38.7%	1,666件 5,133,984	736件 1,598,388	44.1%

- 注(1) 同一の対象事業者に対して直接支援と間接支援の両方の支援スキームで支援を実施している場合があり、それぞれに件数を計上しているため、件数の合計が一致しないものがある。
- 注(2) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。
- 注(3) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されてJ I Cとなったが、改組前に支援決定した案件についてはI N C Jが承継したため、改組後に支援決定した案件の実績を記載している。
- 注(4) 競争力ファンドと特定投資業務のそれぞれの計数を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、法人全体の計数のみを記載している。

(ウ) 実支援に対する回収の状況

官民ファンド運営法人は、実支援を実施した案件について、支援期間中の対象事業者及びサブファンドからの配当や株式の売却等により収入を得て、実支援額を回収している（以下、これらの収入により回収した額を「回収額」という。）。

18官民ファンド運営法人の5年度末までの実支援に対する回収の状況をみると、図表1-5のとおり、実支援額計5兆1339億余円に対して、回収額は計4兆2056億余円、実支援額に対する回収額の割合（以下「回収率」という。）は81.9%となっていた。

また、支援スキーム別にみると、直接支援については、実支援額計3兆6318億余円に対して、回収額は計3兆6625億余円、回収率は100.8%、間接支援については、実支援額計1兆5021億余円に対して、回収額は計5431億余円、回収率は36.1%となっていた（E X I T実施済みの案件及び支援を継続中の案件の回収の状況については、後掲図表2-10及び図表2-11参照）。このように直接支援の回収率（100.8%）が間接支援の回収率（36.1%）より高くなっている背景には、直接支援において回収額が実支援額を1000億円以上上回る案件があったことや、図表1-4のとおり、直接支援に係るE X I T実施済みの案件の割合（47.3%）が間接支援に係る割合（38.7%）より高いことなどがあると思料される。

さらに、官民ファンド運営法人ごとにみると、I N C J及びR E V I Cでは、回収率が150%を超えていた。これは、I N C J及びR E V I Cについては、実支援額が1000億円を超える案件においてE X I Tの実施により実支援額を大きく上回る資金を回収していること（後掲図表2-10参照）、(イ)のとおり、I N C Jについては、新規の支援決定を終了していることなどが背景にあると思料される。一方、J I C、イノベーション事業を運営する4法人、J I C T及びJ I C Nでは、回収率が10%を下回っており、中にはゼロのものもあった。これは、(イ)のとおり、J I C、イノベーション事業を運営する4法人及びJ I C Nについては、5年度末時点では実支援の

開始から短期間しか経過しておらず多額の回収ができる段階にないこと、J I C T
については、実支援を実施してからE X I Tの実施までに比較的長期間を要する案
件が多く回収に時間を要することなどが背景にあると思料される。

図表1-5 実支援に対する回収の状況（令和5年度末までの件数及び累計額）

（単位：百万円）

官民ファンド運営法人			直接支援			間接支援			計		
			実支援 (A)	回収 (B)	回収率 (B) / (A)	実支援 (C)	回収 (D)	回収率 (D) / (C)	実支援 (E) = (A) + (C)	回収 (F) = (B) + (D)	回収率 (F) / (E)
J I C 注 (3)			- -	- -	-	40件 771,792	19件 3,044	0.3%	40件 771,792	19件 3,044	0.3%
I N C J			137件 1,261,635	121件 2,203,334	174.6%	9件 56,513	9件 57,520	101.7%	144件 1,318,148	129件 2,260,855	171.5%
中小機構						378件 535,954	323件 399,047	74.4%	378件 535,954	323件 399,047	74.4%
R E V I C			220件 512,697	213件 836,376	163.1%	53件 23,951	52件 19,938	83.2%	273件 536,648	265件 856,314	159.5%
A - F I V E			55件 13,092	37件 2,895	22.1%	53件 5,972	31件 2,045	34.2%	108件 19,064	68件 4,941	25.9%
P F I 推進機構			48件 114,016	47件 33,366	29.2%	1件 298	0件 -	0.0%	49件 114,315	47件 33,366	29.1%
T H V P	イノ ベー ション 事業	東北大1号	26件 6,194	11件 739	11.9%	- -	- -	-	26件 6,194	11件 739	11.9%
		東北大2号	18件 3,339	2件 9	0.2%	- -	- -	-	18件 3,339	2件 9	0.2%
東大 I P C		東大1号	38件 12,703	8件 6,743	53.0%	7件 5,384	5件 3,091	57.4%	45件 18,088	13件 9,835	54.3%
		東大2号	35件 9,116	1件 727	7.9%	- -	- -	-	35件 9,116	1件 727	7.9%
京都 iCAP		京大1号	42件 10,260	9件 1,999	19.4%	- -	- -	-	42件 10,260	9件 1,999	19.4%
		京大2号	19件 3,641	0件 -	0.0%	- -	- -	-	19件 3,641	0件 -	0.0%
O U V C		阪大1号	37件 9,243	17件 4,967	53.7%	- -	- -	-	37件 9,243	17件 4,967	53.7%
		阪大2号	16件 2,201	0件 -	0.0%	- -	- -	-	16件 2,201	0件 -	0.0%
クールジャパン機構			48件 110,205	20件 16,321	14.8%	6件 13,938	6件 7,694	55.2%	54件 124,144	26件 24,015	19.3%
Re-Seed機構			2件 1,990	0件 -	0.0%	16件 27,925	14件 30,635	109.7%	18件 29,915	14件 30,635	102.4%
D B J 注 (4)			164件 1,197,354	92件 516,464	43.1%	45件 56,209	20件 19,589	34.8%	209件 1,253,564	112件 536,054	42.7%
J O I N			41件 256,542	14件 26,670	10.3%	- -	- -	-	41件 256,542	14件 26,670	10.3%
J S T			45件 3,368	9件 2,175	64.5%				45件 3,368	9件 2,175	64.5%
J I C T			13件 89,990	7件 5,489	6.0%	4件 2,670	0件 -	0.0%	17件 92,660	7件 5,489	5.9%
J I C N			15件 5,200	3件 37	0.7%	1件 183	0件 -	0.0%	16件 5,383	3件 37	0.6%
グリーンファイナンス推進 機構			29件 9,027	17件 4,188	46.3%	7件 1,366	6件 550	40.3%	36件 10,393	23件 4,739	45.5%
計			1,048件 3,631,823	628件 3,662,508	100.8%	620件 1,502,161	485件 543,156	36.1%	1,666件 5,133,984	1,112件 4,205,664	81.9%

注(1) 同一の対象事業者に対して直接支援と間接支援の両方の支援スキームで支援を実施している場合があり、それぞれに件数を計上しているため、件数の合計が一致しないものがある。

注(2) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(3) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されてJ I Cとなったが、改組前に支援決定した案件についてはI N C Jが承継したため、改組後に支援決定した案件の実績を記載している。

注(4) 競争力ファンドと特定投資業務のそれぞれの計数を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、法人全体の計数のみを記載している。

(3) 官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況

官民ファンド運営法人は、回収等により生じた剰余金や官民ファンドの業務の実施に必要な政府出資等について、設置根拠法等に基づき、その官民ファンドの業務の完了を待たずに国庫納付等を行うことができることとなっている（官民ファンド運営法人ごとの国庫納付等に係る規定の概要については、別図表13参照）。また、会計検査院は、30年報告の検査の結果に対する所見において、官民ファンド運営法人及び所管府省庁は、支援の実施状況等を踏まえ、支援の実施に必要な政府出資等が生じた場合、剰余金が発生した場合及び支援を終了した場合には、引き続き政府出資等の国庫納付等を適切に実施していくことに留意することが必要である旨を記述した。

そこで、5年度末までの国庫納付等の状況をみると、図表1-6のとおり、8法人が計4533億余円の国庫納付等を実施しており、18官民ファンド運営法人の政府出資等の額計2兆2592億余円に対する国庫納付等の額の割合は20.0%となっていた。また、事由別にみると、国に対する剰余金の配当等が3法人から計2511億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な政府出資金の納付等が4法人から計727億余円、貸付金の償還等がD B Jの競争力ファンドから1014億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な補助金の納付が2法人から計279億余円となっていた。さらに、官民ファンド運営法人ごとにみると、R E V I Cに係る上記の割合が750.6%と極端に高くなっているが、この理由は、日本航空株式会社のE X I Tの実施から生じた剰余金の一部を国庫納付したことなどによるものである（(1)から(3)までの記述に関する官民ファンド運営法人ごとの状況については、別図表14の(1)から(18)までのア参照）。

図表1-6 官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況（令和5年度末までの累計額）
（単位：百万円）

官民ファンド運営法人		国庫納付等		政府出資等	政府出資等の額 に対する国庫納 付等の額の割合 (c)=(a)/(b)
		事由	金額 (a)	金額 (b)	
J I C 注(1)		剰余金の配当(A)	146,340	366,999	39.8%
I N C J 注(1)					
中小機構 注(2)		政府出資金の納付(B)	4,500	192,200	2.3%
R E V I C		剰余金の一部の納付(A) 注(3)	100,894	15,925	750.6%
		剰余金の配当(A) 注(4)	3,329		
		政府出資金の納付等(B) 注(4)	15,322		
		小計	119,546		
P F I 推進機構		剰余金の配当(A)	600	10,000	6.0%
Re-Seed機構		補助金の納付(D)	7,000	35,000	20.0%
D B J	競争力ファンド	貸付金の償還等(C) 注(5)	101,439	100,000	101.4%
	特定投資業務	政府出資金の納付(B)	52,597	864,000	6.0%
J S T		政府出資金の納付(B)	300	5,000	6.0%
グリーンファイナンス推進機構		補助金の納付(D)	20,981	41,400	50.6%
その他の9法人			-	628,692	-
計		剰余金の配当等(A)	251,164	2,082,816	15.5%
		政府出資金の納付等(B)	72,720		
		貸付金の償還等(C)	101,439	100,000	101.4%
		補助金の納付(D)	27,981	76,400	36.6%
合計			453,306	2,259,216	20.0%

注(1) J I C及びI N C Jの前身である株式会社産業革新機構の実績が含まれている。また、I N C Jは、J I Cの100%子会社であり、J I Cを通じて間接的に国庫納付等を実施している。

注(2) 回収等により生じた剰余金から国庫納付を実施しているが、他の業務との区分経理を行っていないため、当該剰余金の官民ファンドに係る国庫納付の額を把握できない。

注(3) 日本航空株式会社のE X I Tの実施から生じた剰余金の一部を国庫納付したことなどによるもの

注(4) 預金保険機構を通じて間接的に国庫納付等を実施している。

注(5) 財政投融资特別会計（投資勘定）からの貸付金1000億円の償還に加えて、借用証書に基づき14億余円を利息として国に支払っている。

(4) 官民ファンドの運営に係る評価等の状況

第1の2(5)アのとおり、元年11月のガイドラインの改正においてK P Iの内容が見直されており、これを受けて、内閣官房は、新しいK P Iの枠組みとして、「K P I 1-1（政策目的）」「K P I 1-2（エコシステム）」「K P I 1-3（呼び水）」及び「K P I 2（累積損益）」の四つのK P Iを所管府省庁及び官民ファンド運営法人に示している。また、幹事会は、2年4月から当該K P Iに基づく評価を行うこととした上で、各

K P I の設定に当たっての方針を示しており、その内容は図表1-7のとおりである。

図表1-7 新しいK P I の設定に当たっての方針

K P I		設定に当たっての方針
政策性	K P I 1-1 (政策目的)	政策目的達成に向けた取組（一つ～二つ） (SDGsの観点からの貢献を明記)
	K P I 1-2 (エコシステム)	エコシステムへの貢献＜選択制＞ ①投資人材の育成： 官民ファンドに1年以上在籍した投資従事者の数と投資業務の経験が浅い者を受け入れた数（出向者を含む） ②民間企業との連携： 官民ファンドが民間企業等とともに投資先に対して経営支援を実施した場合の当該民間企業等の数 (その他エコシステムに貢献する取組を別途付記)
	K P I 1-3 (呼び水)	民間資金の誘発 (誘発された民間投融資額/官民ファンドからの投融資額)
収益性	K P I 2 (累積損益)	累積損益 (経費率や投資の進捗率等も参考値として報告)

(注) 幹事会検証報告を基に作成している。

ア K P I の達成状況

第1の2(5)ア及びウのとおり、官民ファンド運営法人は、マイルストーンの到来時にK P I の達成状況について評価を行うことになっており、また、K P I の達成状況は、原則としてマイルストーンの到来時に、関係閣僚会議及び幹事会において検証されることになっている。なお、上記の検証は、累積損失がK P I の計画値より大幅に増加しているなどの場合、必要に応じて、マイルストーンにとらわれることなく、間隔を狭めて行われることになっている。

そこで、四つのK P I について達成状況の検証が行われた2年度から5年度までの各年度末時点の検証結果を確認したところ、大半のK P I が達成されていた一方、図表1-8のとおり、9官民ファンドにおいて達成されていないK P I が見受けられた。このうち、「K P I 2（累積損益）」については、6官民ファンド（A－F I V E、イノベーション事業、クールジャパン機構、特定投資業務、J O I N及びJ I C T）において達成されていなかった（6官民ファンドのうち、投資計画策定ファンドであるA－F I V E、クールジャパン機構、J O I N及びJ I C Tの投資計画等の進捗状況については、後述の2(2)参照）。K P I が達成されていない理由について、各官民ファンド運営法人は、新型コロナウイルス感染症の影響によりE X I T時期が遅れたことや、地政学リスクが顕在化したことなどを挙げていた。

図表1-8 達成されていないK P I の一覧（令和2年度から5年度までの各年度末時点）

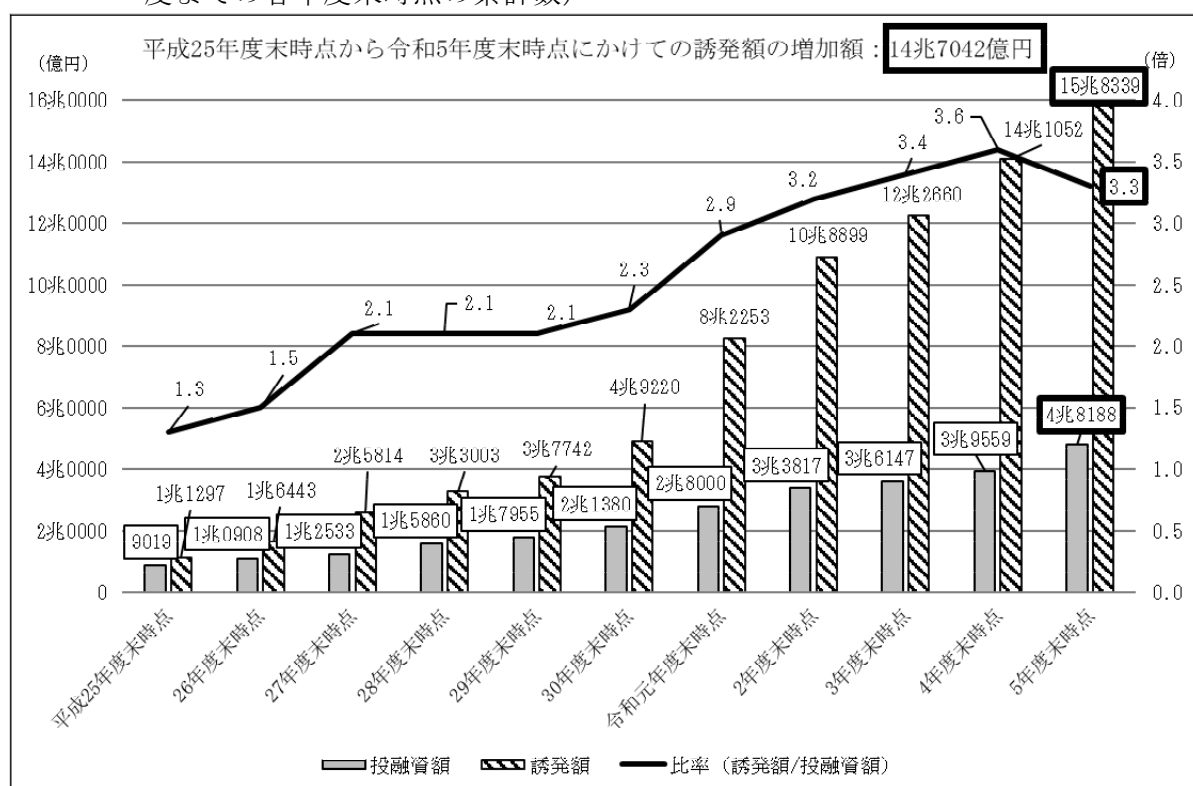
官民ファンド	検証年度	K P I	単位	計画値	実績値	達成されていない主な理由
R E V I C	令和2	K P I 1-1（政策目的） ノウハウ移転の進展などにより、ファンドを共同運営する地域金融機関等への持分譲渡等を行った件数	件	11	10	事業の進捗が想定を下回ったため
		K P I 1-2（エコシステム） 投資人材の育成	人	328	319	新型コロナウイルス感染症の影響
		1年以上の育成		194	183	
		経験が浅い者の育成		134	136	
		K P I 1-3（呼び水）	倍	2.9	2.8	新規の案件数が想定を下回ったため
		出融資の合計 出資のみ		4.2	4.2	
	5	K P I 1-2（エコシステム） 投資人材の育成	人	427	410	新型コロナウイルス感染症の影響
		1年以上の育成		252	234	
		経験が浅い者の育成		175	176	
A - F I V E	3	K P I 2（累積損益）	億円	△ 122	△ 141	新型コロナウイルス感染症の影響
	4	K P I 2（累積損益）	億円	△ 131	△ 151	新型コロナウイルス感染症の影響
	5	K P I 2（累積損益）	億円	△ 138	△ 162	新型コロナウイルス感染症の影響
P F I 推進機構	4	K P I 1-3（呼び水）	倍	8.5	9.3	民間の出資ニーズが想定を下回ったため
		出融資の合計 出資のみ		48.4	46.6	
イノベーション事業	2	K P I 1-1（政策目的） 各案件の投資決定に際し、官民ファンドとして積極的にリードをとっているか	件	133	129	新型コロナウイルス感染症の影響
		K P I 2（累積損益）	億円	△ 41	△ 49	新型コロナウイルス感染症の影響
	5	K P I 2（累積損益）	億円	△ 48	△ 125	新型コロナウイルス感染症の影響
クールジャパン機構	2	K P I 2（累積損益）	億円	△ 224	△ 231	新型コロナウイルス感染症の影響
	3	K P I 2（累積損益）	億円	△ 257	△ 309	新型コロナウイルス感染症の影響
特定投資業務	5	K P I 1-1（政策目的） 地域活性化案件数	件	75	57	新型コロナウイルス感染症の影響
		K P I 1-3（呼び水）	倍	6.8	6.2	民間投融資額が想定を下回ったため
		出融資の合計 出資のみ		4.0	4.1	
		K P I 2（累積損益）	億円	974	553	新型コロナウイルス感染症の影響
J O I N	5	K P I 1-1（政策目的） 支援事業へ参画する民間企業数	社	87	84	新型コロナウイルス感染症の影響
		K P I 1-2（エコシステム） 民間企業との連携	社	78	64	新型コロナウイルス感染症の影響
		K P I 1-3（呼び水）	倍	2.0	1.8	J O I N の出資額が想定を上回ったため
		出融資の合計 出資のみ		2.0	1.7	
		K P I 2（累積損益）	億円	△ 166	△ 955	地政学リスクの顕在化
J I C T	3	K P I 2（累積損益）	億円	△ 82	△ 112	地政学リスクの顕在化
グリーンファンド	5	K P I 1-1（政策目的） 年間CO ₂ 削減量の合計値	t-CO ₂ /年	1,451,910	1,449,721	資材価格上昇の影響

（注） 幹事会検証報告等を基に作成している。

イ 官民ファンドによる呼び水としての効果の状況等

「K P I 1-3（呼び水）」は、図表1-7のとおり、官民ファンドからの投融資額に対する誘発された民間投融資額（以下「誘発額」という。）の比率として測定することとされている。5年度末時点の16官民ファンド全体の状況をみると、図表1-9のとおり、官民ファンドからの投融資額の累計額4兆8188億円に対し、誘発額の累計額は15兆8339億円、官民ファンドからの投融資額の累計額に対する誘発額の累計額の比率は3.3倍となっていた。

図表1-9 官民ファンドからの投融資額、誘発額及び比率の推移（平成25年度から令和5年度までの各年度末時点の累計数）



注(1) 幹事会検証報告等を基に作成している。

注(2) 官民ファンドからの投融資額及び誘発額は、各官民ファンド創設からの累計額である。

注(3) 比率は、幹事会検証報告に合わせて表示単位未満を四捨五入している。

注(4) 競争力ファンドは、平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、幹事会検証報告（第11回）（令和元年10月幹事会）以降、検証の対象外となっているが、本図表では、16官民ファンド全体としての投融資額、誘発額及び比率を算定するために、対象に含めている。

第1の2(1)のとおり、官民ファンドは、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて、民間主導の経済成長を実現することを目的としている。そこで、官民ファンドがリスクマネーを供給することにより、どれほど誘発額が増加して呼び水としての効果が発揮されたかをみると、16官民ファンド全体

の誘発額は、平成25年度末時点から令和5年度末時点にかけて、14兆7042億円増加していた。一方、官民ファンドからの投融資額の累計額に対する誘発額の累計額の比率の推移をみると、平成26年度から令和4年度までは前年度末と比較しておおむね高くなっていたものの、5年度は、誘発額の増加割合が官民ファンドからの投融資額の増加割合に比して小さくなっており、前年度末と比較して低くなっていた（官民ファンドごとの誘発額の累計額等の推移については、別図表15参照）。

また、各年度の誘発額の推移をみると、図表1-10のとおり、2年度から5年度までの各年度において、複数の官民ファンドの誘発額が前年度末と比較して減少しており、16官民ファンド全体でみても、2、3、5各年度において、前年度末と比較して減少していた。このように減少していた理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により民間企業等の出資意欲が減退したためなどと思料される。

図表1-10 各年度の誘発額の推移（令和元年度から5年度までの各年度末時点）
（単位：億円）

官民ファンド	令和元年度	2年度		3年度		4年度		5年度		計
	誘発額 (A)	誘発額 (B)	対前年度 増加額 (B)-(A)	誘発額 (C)	対前年度増 加額 (C)-(B)	誘発額 (D)	対前年度増 加額 (D)-(C)	誘発額 (E)	対前年度増 加額 (E)-(D)	
J I C	-	826	826	4213	3387	6673	2460	6310	△ 363	1兆8022
I N C J	1947	819	△ 1128	1067	248	1082	15	164	△ 918	5079
中小機構	996	1656	660	1231	△ 425	2023	792	1443	△ 580	7349
R E V I C	-	1	1	7	6	300	293	162	△ 138	470
A - F I V E	18	35	17	-	△ 35	-	-	-	-	53
P F I 推進機 構	2154	2903	749	203	△ 2700	624	421	1444	820	7328
イノベーション 事業	281	341	60	605	264	812	207	711	△ 101	2750
クールジャパ ン機構	67	142	75	505	363	634	129	94	△ 540	1442
Re-Seed事業	-	325	325	353	28	22	△ 331	974	952	1674
特定投資業務	2兆6512	1兆6719	△ 9793	5173	△ 1兆1546	4209	△ 964	3179	△ 1030	5兆5792
J O I N	478	531	53	175	△ 356	526	351	1877	1351	3587
J S T	37	112	75	172	60	163	△ 9	389	226	873
J I C T	346	2053	1707	12	△ 2041	1283	1271	210	△ 1073	3904
J I C N						5	5	309	304	314
グリーンファ ンド	197	183	△ 14	45	△ 138	36	△ 9	21	△ 15	482
計	3兆3033	2兆6646	△ 6387	1兆3761	△ 1兆2885	1兆8392	4631	1兆7287	△ 1105	10兆9119

（注） 幹事会検証報告等を基に作成している。

さらに、案件ごとの誘発額の状況をみると、3官民ファンド（REVIC、A-FIVE及びイノベーション事業）の計22件については、各官民ファンドが支援を実施した後、当該官民ファンド以外に出資等を行う民間企業等が現れず、5年度末時点において誘発額がゼロとなっていた。この理由について、各官民ファンド運営法人は、新型コロナウイルス感染症の影響による対象事業者の営業活動の停滞やこれに伴う事業計画の見直しなどにより、民間企業等が出資等を行うに至らなかったためであるとしていた。

今後、新規の支援決定を行う官民ファンド運営法人は、官民ファンドが民間資金の呼び水としての役割を期待されていることに鑑み、経済社会情勢を踏まえて、官民ファンドが支援すべき案件か否かを民業補完に十分に配慮して検討する必要がある。

ウ KPIの官民ファンド間における比較検証

四つのKPIのうち、「KPI 1-1（政策目的）」については、どのような指標を設定するかは官民ファンド運営法人に委ねられており、設置根拠法等に定められている政策目的等に鑑み、自らが重要であると判断した政策目的の達成状況を評価できる指標を設定することとなっている（官民ファンドごとの政策目的については、別図表2参照）。一方、残りの「KPI 1-2（エコシステム）」「KPI 1-3（呼び水）」及び「KPI 2（累積損益）」の三つのKPIについては、内閣官房から具体的な指標があらかじめ示されている。

ガイドラインによれば、KPIは、官民ファンド間における達成状況の比較検証が可能な指標にすることとされている。比較検証を可能とするためには、計上方法等の条件があらかじめそろっていることが望ましい。

そこで、具体的な指標が示されている前記三つのKPIについて、計上方法等の条件を内閣官房に確認したところ、ガイドラインや幹事会検証報告において示されている以上に詳細を定めたものはなかった。

このため、官民ファンド運営法人における計上方法の実態を確認したところ、「KPI 2（累積損益）」については、8法人では法人税等を経費に含めて実績値が計上されていた一方、2法人では法人税等を経費に含めずに実績値が計上されていて、官民ファンド運営法人間で計上方法が異なっていた。

また、「KPI 1-3（呼び水）」については、図表1-11のとおり、複数の官民ファ

ンド運営法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援決定している案件計169件のうち137件について、同一の民間企業等からの出資等の額が複数の官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると思料される状況となっていた。この場合、「K P I 1-3（呼び水）」に、他の官民ファンドによる出資等の影響が含まれることになる。

図表1-11 複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援決定している案件数及び計上されている誘発額（単位：件、百万円）

区分	支援決定件数 (延べ件数) 注(1)	うち同一の民間企業等からの出資等の額が複数の官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると思料されるもの	
		延べ件数	計上されている誘発額 注(2)
2法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援している案件	138	108	869, 990
3法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援している案件	27	25	291, 860
4法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援している案件	4	4	35, 325
計	169	137	1, 197, 176

注(1) 複数の法人が同一の対象事業者又はサブファンドに支援決定している案件を機械的に集計しており、支援時期や支援目的が異なっている案件も含まれる。

注(2) 各法人において計上されている誘発額を機械的に集計している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例> 同一の民間企業等からの出資額が二つの官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていたもの

中小機構は、令和4年度に、間接支援として、A投資事業有限責任組合に対するLP出資を実施していた。これについて、5年度末時点の「K P I 1-3（呼び水）」の算出における誘発額の計上状況を確認したところ、中小機構は、同組合に対する民間企業等39者からの出資額計399億5800万円を誘発額として計上していた。 一方、J I Cも4年度に同組合に対する出資を実施していたことから、J I Cから関係資料の提出を受けてその内容を確認したところ、J I Cにおいても、同組合に対する上記民間企業等39者からの出資額を誘発額として計上していた。そして、各出資者からの出資額として計上していた額は、中小機構が計上していた額といずれも一致していた。 したがって、「K P I 1-3（呼び水）」の算出に当たり、同組合に対する民間企業等39者からの出資額399億5800万円は、中小機構とJ I Cの二つの官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていたと認められる。

このように、「K P I 2（累積損益）」及び「K P I 1-3（呼び水）」の二つのK

P I については、官民ファンド間における達成状況の比較検証に当たり留意が必要な状況となっていた。

幹事会の事務局である内閣官房は、K P I がガイドラインにのっとりた官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、K P I の計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて公表することを検討することが重要である。

2 財務等の状況

(注8)

15官民ファンド及び8国大ファンドの計23ファンドを対象に、官民ファンドの業務に係る損益等の状況、投資計画策定ファンドの投資計画等の進捗状況、支援を実施した案件の損益等の状況等をみると、次のとおりとなっていた。

(注8) 検査の対象とした16官民ファンドのうちイノベーション事業については、国大ファンド単位で分析した。

(1) 官民ファンドの業務に係る損益等の状況

ア 資産等及び累積損益の状況

分析の対象とした23ファンドのうち、財務諸表等により官民ファンドの業務に係る資産、負債及び純資産（以下「資産等」という。）の額を把握できる11官民ファンド及び8国大ファンドの計19ファンドについて、5年度末の資産等の状況をみると、図表2-1のとおり、資産はJ I Cの1兆8453億余円が最大、東北大1号の38億余円が最小となっていた。8国大ファンドは、いずれも資産規模が比較的小さくなっていたが、株式売却等により収益が生じた際に、当該収益から売却等に係る費用を控除するなどした額に相当する資金を出資者に分配していることなどが要因と思料される。また、純資産のうち繰越利益剰余金等をみると、6ファンドではプラスとなっていたが、13ファンドではマイナスとなっていた。

設置期限が到来したときの最終決算において、官民ファンド等の創設以降の累積損益がマイナスとなった場合は、政府出資等が毀損するおそれがある。そこで、23ファンドの当期純利益（損失）により累積損益の状況をみると、図表2-1のとおり、8ファンドでは5年度末時点で、競争力ファンドでは官民ファンドの業務を完了した平成30年度末時点で、累積損益がそれぞれプラスとなっていた一方、14ファンドでは令和5年度末時点で累積損益がマイナスとなっていた。

(注9)

また、官民ファンド間で累積損益の状況を比較するために、11官民ファンドについて、5年度末時点の資産に対する累積損益の割合を算出したところ、図表2-1のとおり、4投資計画策定ファンドではいずれも低くなっており、A－F I V Eが△102.3%、J O I Nが△46.9%、クールジャパン機構が△39.6%、J I C Tが△10.1%となっていた。

(注9) イノベーション事業を除く15官民ファンドのうち、各官民ファンド運営法人の全体の財務諸表等から官民ファンドの業務に係る部分だけを切り出して把握することが困難な4官民ファンド（中小機構、競争力ファンド、特定投資業務及びJ S T）を除外した。

- (注10) 累積損益 当期純利益（損失）の累計を累積損益として整理した。なお、「K P I 2（累積損益）」の実績値として幹事会検証報告において公表されている値は、当期純利益（損失）の累計となっていないものがあること及び端数処理の方法が本報告書とは異なっていることから、本報告書の累積損益と一致しないものがある。
- (注11) D B J を除く9株式会社が運営する9官民ファンドについては各官民ファンド運営法人の全体の損益計算書から、D B J が運営する2官民ファンドについては官民ファンド単位で作成していた損益計算書から、それぞれ当期純利益（損失）を把握した。独立行政法人が運営する2官民ファンドについては、官民ファンドの業務に関する収益（運営費交付金及び国庫補助金に係る収益化額等を除く。）と費用の額を把握できる範囲で調査して両者を差引きした額を当期純利益（損失）とみなした。基金設置法人が運営する2官民ファンドについては、正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額及び当期指定正味財産増減額の合計額から国庫補助金等（国庫補助金の受取額から返還額を控除した額）を控除した額を当期純利益（損失）とみなした。8国大ファンドについては、企業会計基準に準拠した損益計算書の当期利益（損失）を当期純利益（損失）とみなした。

図表2-1 資産等及び累積損益の状況（令和5年度末現在）

（単位：百万円）

ファンド	資産						負債
	支援に伴い取得した資産				その他の資産	合計 (A)	
	株式、出資金等	貸付金	社債	計			
J I C 注(1)	1,239,491	-	-	1,239,491	605,891	1,845,383	1,331,660
I N C J 注(1)	66,043	0	-	66,043	784,449	850,493	62,267
中小機構							
R E V I C	10,767	4,971	-	15,739	39,235	54,974	1,652
A - F I V E	6,010	512	-	6,523	9,324	15,848	175
P F I 推進機構	2,175	86,612	1,260	90,048	21,686	111,734	88,375
クールジャパン機構	80,528	5,726	-	86,254	13,938	100,192	2,357
Re-Seed事業 注(2)	8,537	-	-	8,537	26,174	34,712	36
競争力ファンド							
特定投資業務							
J O I N	171,354	1,379	-	172,734	30,712	203,446	15,370
J S T							
J I C T	104,676	4,036	-	108,713	13,005	121,719	28,821
J I C N	4,373	1,123	-	5,496	22,806	28,303	92
グリーンファンド 注(2)	3,275	-	3,330	6,605	12,211	18,816	3,724
東北大1号 注(4)	2,953	-	-	2,953	860	3,814	1
東北大2号 注(4)	2,514	-	50	2,564	1,265	3,830	1
東大1号	12,613	-	259	12,873	816	13,689	3
東大2号	7,667	-	1,129	8,797	3,235	12,032	17
京大1号 注(4)	9,246	-	0	9,246	1,158	10,404	1
京大2号 注(4)	2,734	-	362	3,097	1,768	4,865	1
阪大1号 注(4)	5,019	-	19	5,038	1,226	6,265	1
阪大2号 注(4)	1,577	-	420	1,998	8,293	10,292	1
ファンド	純資産					累積損益 (B)	累積損益/資産 (B)/(A)
	資本金等	繰越利益剰余金等	その他有価証券評価差額金	その他の純資産	計		
J I C 注(1)	381,009	130,583	3,406	△ 1,277	513,722	△ 11,899	△ 0.6%
I N C J 注(1)	494,368	289,803	4,053	-	788,225	607,994	71.4%
中小機構						60,521	
R E V I C	13,103	40,233	△ 14	-	53,322	148,926	270.9%
A - F I V E	31,902	△ 16,228	0	-	15,673	△ 16,228	△ 102.3%
P F I 推進機構	20,000	3,359	-	-	23,359	4,559	4.0%
クールジャパン機構	134,300	△ 39,767	3,302	-	97,835	△ 39,767	△ 39.6%
Re-Seed事業 注(2)	28,000	6,675	-	-	34,675	6,675	19.2%
競争力ファンド						10,284 注(3)	
特定投資業務						55,302	
J O I N	275,945	△ 95,480	7,610	-	188,075	△ 95,480	△ 46.9%
J S T						179	
J I C T	89,427	△ 12,313	17,626	△ 1,843	92,897	△ 12,313	△ 10.1%
J I C N	28,900	△ 767	78	-	28,211	△ 767	△ 2.7%
グリーンファンド 注(2)	16,786	△ 1,694	-	-	15,092	△ 1,694	△ 9.0%
東北大1号 注(4)	9,196	△ 5,104	352	△ 631	3,812	△ 5,104	
東北大2号 注(4)	5,070	△ 1,003	△ 237	△ 0	3,828	△ 1,003	
東大1号	21,723	1,415	624	△ 10,078	13,685	1,415	
東大2号	13,063	△ 1,349	301	-	12,015	△ 1,349	
京大1号 注(4)	13,440	△ 2,888	878	△ 1,027	10,403	△ 2,888	
京大2号 注(4)	5,986	△ 1,148	27	-	4,864	△ 1,148	
阪大1号 注(4)	12,510	△ 1,698	-	△ 4,548	6,263	△ 1,698	
阪大2号 注(4)	10,650	△ 355	△ 3	-	10,291	△ 355	

注(1) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されて J I C となったが、改組前に支援決定した案件については I N C J が承継している。そこで、本図表では、J I C の累積損益については、改組後の J

I Cの活動に係る当期純利益（損失）の累計を、I N C Jの累積損益については、株式会社産業革新機構の活動に係る当期純利益（損失）の累計とI N C Jの当期純利益（損失）の累計を合算したものをそれぞれ記載した。

注(2) 基金設置法人の資本金等には国庫補助金の受取累計額から返還累計額を控除した純額を、繰越利益剰余金等には累積損益をそれぞれ記載した。

注(3) 官民ファンドの業務を完了した平成30年度末時点の累積損益を記載した。

注(4) 8国大ファンドのうち、東大1号及び東大2号以外の6国大ファンドについては、12月決算であるため、令和5年12月末時点の状況を示した。

イ 損益の推移

平成24年度から令和5年度までの各年度における23ファンドの損益の推移と5年度末時点の累積損益の状況をみると、図表2-2のとおり、累積損益がマイナスとなっていた14ファンドは、大半の年度で損失を計上していた。また、創設から5年度末までの経過期間が5年以下の5ファンド（J I C N及び国大ファンドの各2号ファンド）は、毎年度損失を計上していた。これは、官民ファンドの業務では支援のための費用が回収による収益に先行して生ずるためなどと思料される。

一方、累積損益がプラスとなっていた9ファンドのうち、R E V I Cは、平成24年度に日本航空株式会社について、26年度に他の対象事業者について、それぞれE X I Tの実施により大きな利益を得ていたことなどから、他の年度は毎年度損失を計上していたものの、令和5年度末時点において累積損益がプラスとなっていた。また、I N C J（株式会社産業革新機構を含む。）は、平成29、令和4、5各年度に1000億円を超える利益を計上していた一方、2年度に1000億円を超える損失を計上していたなど、損益に大幅な増減が見受けられた。これは、実支援額が100億円を超えるなど他の案件に比して多額の資金を投入して支援を実施した案件の状況により、投資損益が大きな影響を受けたことによると思料される（I N C Jが支援を実施した案件の損益等の状況については、後掲図表2-10及び図表2-11参照。ファンド別の損益の内訳の推移については、別図表16参照）。

図表2-2 損益の推移（平成24年度～令和5年度）

（単位：億円）

区分 注(1)	ファンド	平成24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	累積損 益（5年 度末）
累積損益が プラスとなっ ていた9ファ ンド	I N C J 注(2)	△ 97	362	△ 83	△ 477	13	2201	536	△ 67	△ 1205	633	1677	2675	6079
	中小機構	43	78	△ 4	△ 0	35	134	229	26	305	53	83	△ 0	605
	R E V I C	1784	△ 10	123	△ 47	△ 53	△ 49	△ 114	△ 38	△ 5	△ 30	△ 25	△ 32	1489
	P F I 推進機 構		△ 2	△ 5	△ 2	0	4	8	7	8	8	8	9	45
	Re-Seed事業		△ 2	△ 2	△ 0	△ 1	0	16	49	3	4	△ 0	△ 0	66
	競争力ファ ンド	0	3	3	2	93	△ 0	0						102
	特定投資業 務				6	11	12	23	70	157	△ 57	212	115	553
	J S T			△ 0	△ 0	△ 1	△ 0	△ 0	△ 0	2	△ 2	△ 2	9	1
	東大1号					△ 2	△ 4	△ 4	△ 5	12	14	△ 11	14	14
累積損益が マイナスとな っていた14フ アンド	J I C 注(2)							21	△ 6	△ 27	△ 45	△ 84	24	△ 118
	A - F I V E	△ 1	△ 7	△ 10	△ 11	△ 15	△ 18	△ 28	△ 12	△ 10	△ 25	△ 10	△ 11	△ 162
	クールジャ パン機構		△ 5	△ 15	△ 14	△ 22	△ 39	△ 81	△ 36	△ 15	△ 77	△ 47	△ 41	△ 397
	J O I N			△ 2	△ 11	△ 13	△ 18	△ 18	△ 9	6	△ 77	△ 10	△ 799	△ 954
	J I C T				△ 1	△ 5	△ 18	△ 6	△ 6	△ 14	△ 59	△ 15	3	△ 123
	J I C N 注(4)											△ 2	△ 5	△ 7
	グリーンフ アンド		△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 1	△ 0	△ 0	△ 0	△ 1	△ 0	△ 0	△ 16
	東北大1号 注(3)				△ 1	△ 2	△ 2	△ 4	△ 8	△ 10	△ 6	△ 8	△ 5	△ 51
	東北大2号 注(3)、注(4)									△ 0	△ 2	△ 3	△ 3	△ 10
	東大2号 注(4)								△ 0	△ 0	△ 4	△ 4	△ 3	△ 13
	京大1号 注(3)					△ 4	△ 2	△ 2	△ 2	△ 4	△ 5	△ 7	△ 0	△ 28
	京大2号 注(3)、注(4)										△ 2	△ 2	△ 5	△ 11
	阪大1号 注(3)				△ 1	△ 2	△ 2	17	△ 6	△ 1	△ 12	△ 9	3	△ 16
	阪大2号 注(3)、注(4)										△ 1	△ 1	△ 1	△ 3

注(1) 「累積損益がプラスとなっていた9ファンド」及び「累積損益がマイナスとなっていた14ファンド」については、令和5年度末の累積損益の状況で整理している。

注(2) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されてJ I Cとなったが、改組前に支援決定した案件についてはI N C Jが承継している。そこで、本図表では、J I Cについては改組後の活動に係る損益を記載し、I N C Jについては、29年度以前の分については株式会社産業革新機構の損益を、30年度

分については株式会社産業革新機構と I N C J の双方の損益を合算したものを、令和元年度以降の分については I N C J の損益をそれぞれ記載した。

注(3) 8国大ファンドのうち、東大1号及び東大2号以外の6国大ファンドについては、12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までであり、累積損益は令和5年12月末時点のものである。

注(4) 創設から令和5年度末までの経過期間が5年以下の5ファンドであり、J I C Nは4年10月、東北大2号は2年10月、東大2号は2年1月、京大2号及び阪大2号は3年1月にそれぞれ創設されている。

ウ 事務費の状況

官民ファンドの業務に係る費用のうち、支援を実施した案件に係る投資損失、租税公課等を除いた人件費等の事務費について、13官民ファンドにおける5年度の状況をみると、図表2-3のとおり、Re-Seed事業を除く12官民ファンドにおいて、事務費に占める人件費の割合が50%以上となっていた。上記の割合が最も大きいのは I N C J の92.7%となっており、これは、I N C J が同年度に多額の利益を計上して利益と連動する業績連動報酬の支給のための費用が多額となっていたことなどによると思料される（官民ファンド運営法人の人員の状況については、後掲図表3-1参照）。

(注12) 分析の対象とした23ファンドから、人件費等の事務費の内訳を把握することが困難な特定投資業務及び8国大ファンド並びに平成30年度に官民ファンドの業務を完了した競争力ファンドを除外した。

図表2-3 事務費の状況（令和5年度）

（単位：百万円）

官民ファンド	人件費	事務費に占める人件費の割合		その他の費用	計	(参考) 令和5年度の 損益額
		事務費に占める人件費の割合	(人件費のうち役員報酬)			
J I C	1,207	53.8%	138	1,035	2,242	2,460
I N C J (注)	7,764	92.7%	115	607	8,372	267,506
中小機構	236	52.1%	-	217	454	△ 27
R E V I C	2,467	54.8%	202	2,032	4,499	△ 3,246
A - F I V E	288	72.8%	36	107	396	△ 1,129
P F I 推進機構	325	69.1%	69	145	470	933
クールジャパン機構	933	66.6%	64	467	1,400	△ 4,183
Re-Seed事業	96	32.7%	30	197	294	△ 97
J O I N	828	53.1%	74	730	1,559	△ 79,928
J S T	40	78.1%	-	11	52	980
J I C T	539	61.9%	60	331	871	387
J I C N	388	74.3%	77	133	522	△ 561
グリーンファンド	90	74.4%	15	31	121	△ 87

(注) I N C J の人件費に含まれている業績連動報酬の支給のための費用（役員従業員等特別報酬引当金繰入額71億余円）は、幹事会検証報告においては「その他の費用」に計上されている。

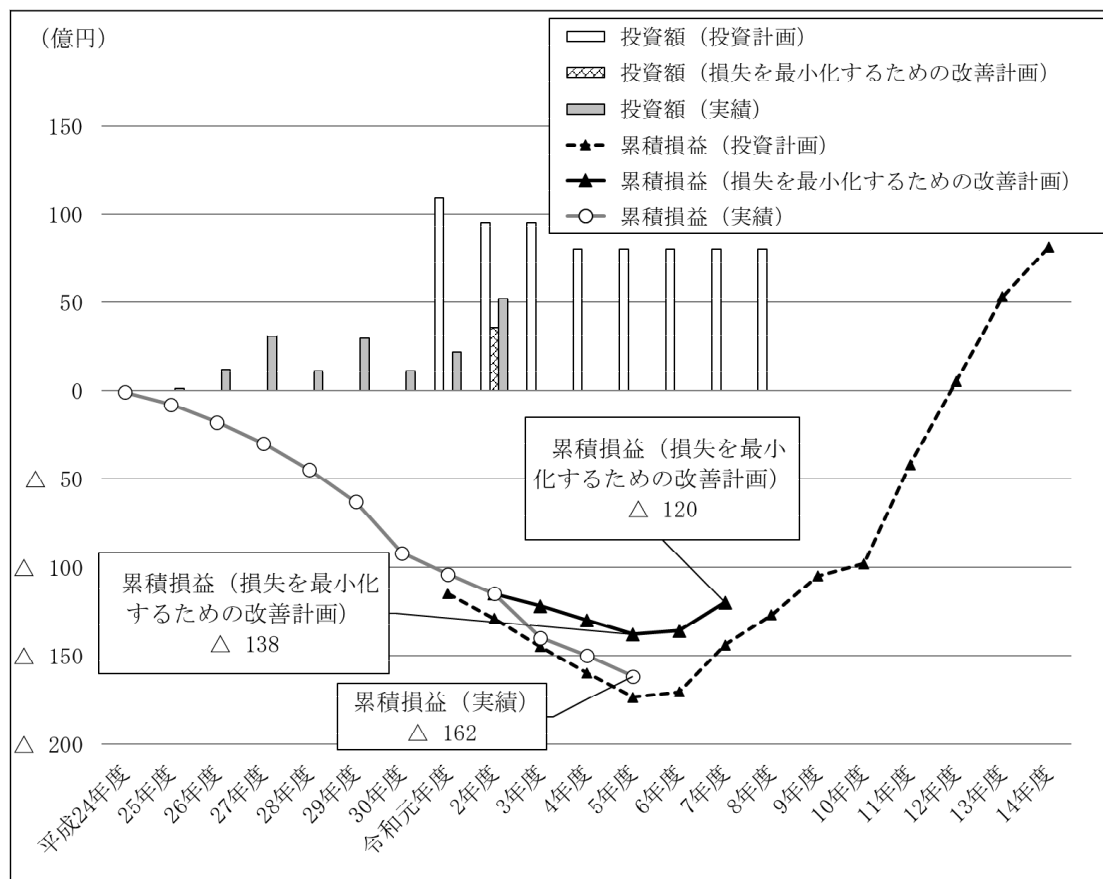
(2) 4投資計画策定ファンドの投資計画等の進捗状況

(1) アのとおり、4投資計画策定ファンドは、5年度末時点の資産に対する累積損益の割合がいずれも低くなっていた。そこで、投資計画等の進捗状況がどのようなになっているかなどについて、累積損失を解消して収益を確保することは困難であると判断されているA－FIVEと、累積損失の解消を目指しているクールジャパン機構、JOIN及びJICTのそれぞれについてみると、次のとおりとなっていた。

ア A－FIVEの「損失を最小化するための改善計画」の進捗状況

A－FIVEが2年5月に策定した「損失を最小化するための改善計画」では、図表2-4のとおり、同計画の累積損益の計画額について、計画の最終年度である7年度末に△120億円、5年度末時点に△138億円とそれぞれ見込んでいる。これに対して、5年度末時点の実績額は△162億余円となっており、実績額が計画額を下回っていた。これについて、農林水産省及びA－FIVEは、6年6月の財政投融资分科会において、「今後も出資先の業績低迷が継続したり、株式譲渡先の投資スタンスが積極化しなかった場合には、累積損益の計画額△120億円を下回る可能性がある」旨の説明を行っていた。

図表2-4 A－F I V Eの「損失を最小化するための改善計画」と令和5年度末までの進捗状況



そこで、5年度末時点で支援を継続中の64件（実支援額計130億余円）の状況についてみると、このうち53件について減損処理又は引当金の計上が行われており、同年度末の貸借対照表計上額から引当金を控除した額（以下「引当金控除後貸借対照表価額」という。）は65億余円となっていた。これを同計画の基礎資料における回収額の6年度以降の計画額計155億余円と比較すると、90億余円下回っていた。

（注13） 官民ファンド運営法人は、決算処理に当たり、支援を継続中の案件について、対象事業者の純資産持分相当額が実支援額の50%以下となるなどした場合、内規等に従い回収可能性等を総合的に検討して、検討の結果、必要があると認めたときは、減損処理を行って貸借対照表計上額を引き下げ、又は、引当金を計上することとしている。引当金控除後貸借対照表価額は、こうした検討の結果を反映した額となっている。

また、同計画は、7年度末までに全ての案件でE X I Tを実施することを前提に策定されていることから、上記64件のE X I Tの実施見込みをみると、41件については同年度末までのE X I Tの実施のめどが立っていた一方、残る23件については、進捗状況に差異はあるものの、E X I Tの実施に向けた対象事業者等との協議が継続中となっていた。

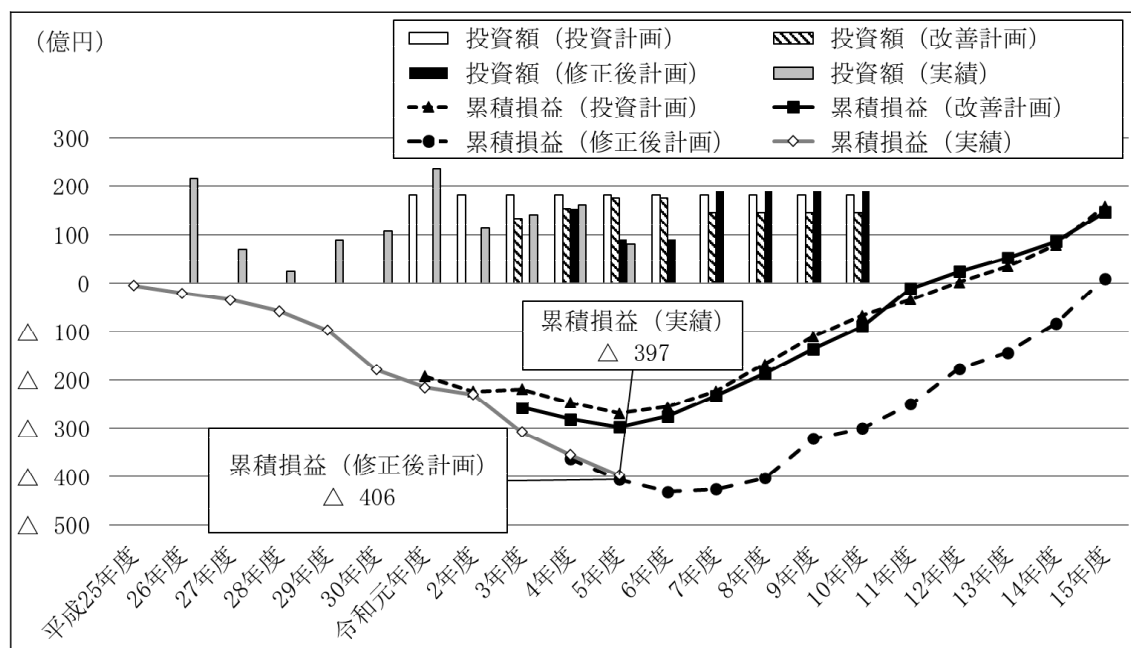
したがって、A－FIVEは、支援を継続中の案件について7年度末までに確実にEXITを実施できるよう、引き続き、対象事業者等との協議を行うとともに、各案件の収益の最大化を図ることにより、累積損失の最小化を目指す必要がある。また、農林水産省は、引き続き、同計画の進捗のフォローアップを行い、A－FIVEに対する監督等を適切に行う必要がある。

イ クールジャパン機構、JOIN及びJICTの投資計画等の進捗状況等

(ア) 投資計画等の進捗状況

クールジャパン機構については、図表2-5のとおり、修正後計画の5年度末時点における累積損益の計画額△406億円に対して実績額は△397億余円となっており、実績額が計画額を上回っていた。

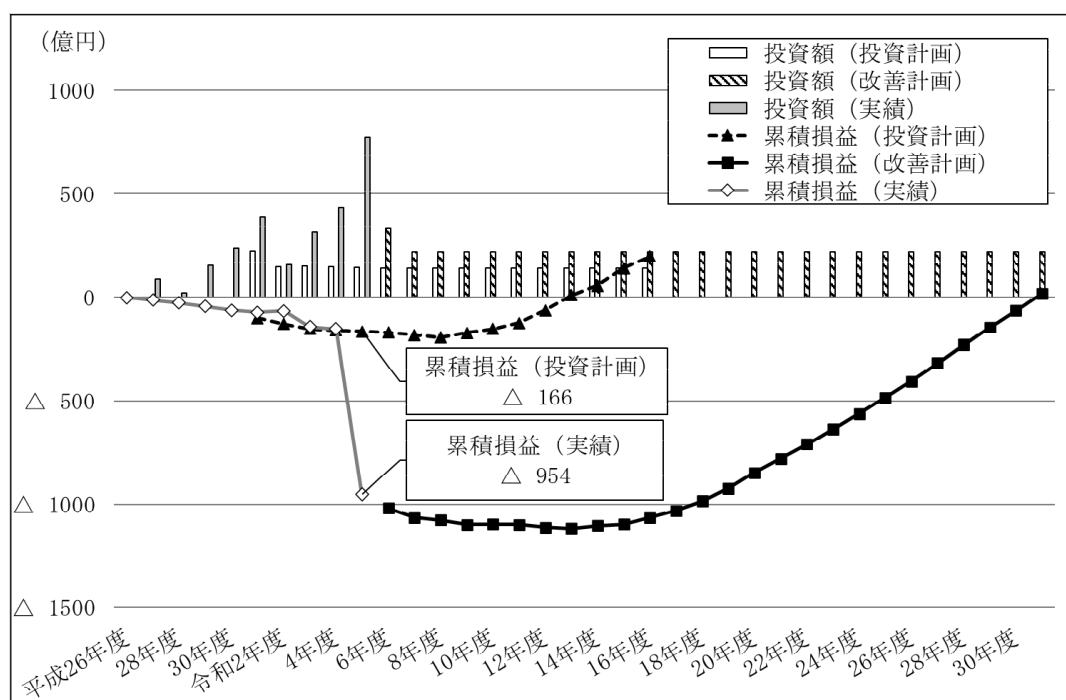
図表2-5 クールジャパン機構の投資計画等と令和5年度末までの進捗状況



（注） 端数処理の方法が異なることから、公表値と一致しないものがある。

JOINについては、5年度決算において当期純損失799億余円を計上した結果、図表2-6のとおり、投資計画の5年度末時点における累積損益の計画額△166億円に対して実績額は△954億余円となっており、実績額が計画額を大幅に下回っていた。そして、第1の2(6)イ(ウ)のとおり、有識者委員会は、6年12月にJOIN検証報告を公表しており、これを受けて、JOIN及び国土交通省は、同月に、遅くとも31年度までに累積損失の解消を目指すとした改善計画を策定し、公表していた。

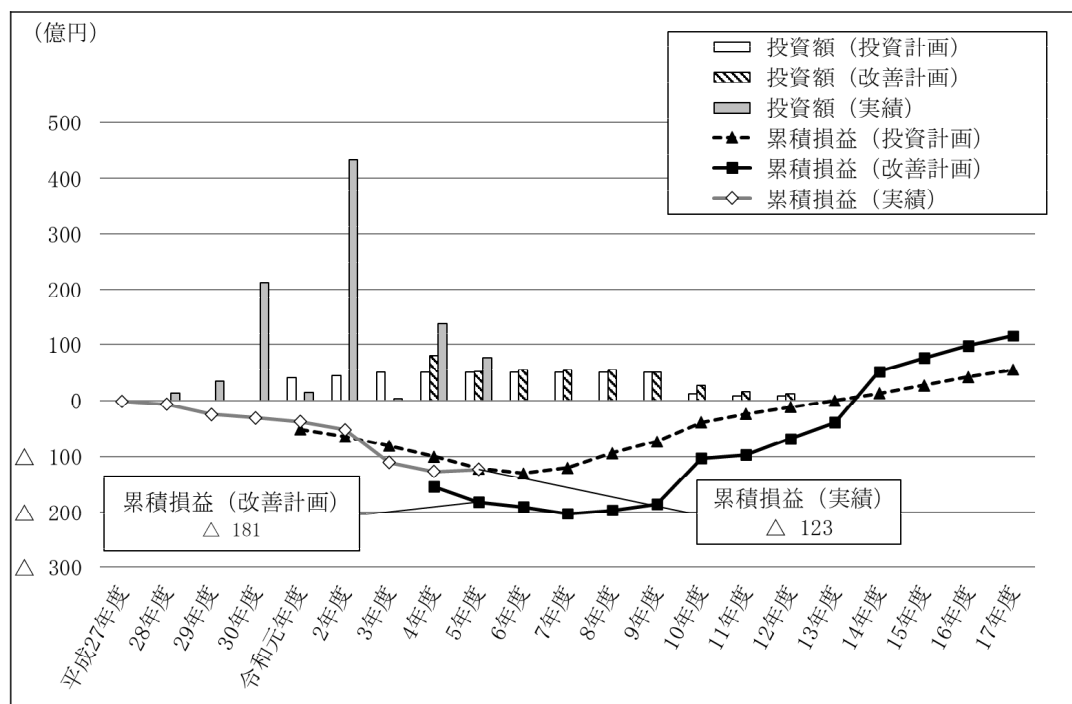
図表2-6 J O I Nの投資計画等と令和5年度末までの進捗状況



(注) 端数処理の方法が異なることから、公表値と一致しないものがある。

J I C Tについては、図表2-7のとおり、改善計画の5年度末時点における累積損益の計画額 $\triangle$ 181億円に対して実績額は $\triangle$ 123億余円となっており、実績額が計画額を上回っていた。

図表2-7 J I C Tの投資計画等と令和5年度末までの進捗状況



(イ) 内部収益率及び投資倍率の状況

クールジャパン機構及びJ I C Tは、いずれも、設置根拠法において設置期限が定められており、修正後計画等では、設置期限の属する年度（クールジャパン機構は15年度、J I C Tは17年度）が計画の最終年度となっている。各計画における内部収益率及び投資倍率の状況をみると、図表2-8のとおり、いずれの投資計画策定ファンドについても、計画の策定時における既存の投資分と比較して将来の投資分に係る数値が相当程度高いものとなっていた。

(注14) 内部収益率 I R R（Internal Rate of Returnの略称）ともいう。投資期間におけるキャッシュフローの規模やタイミングの影響を織り込んで求めた収益率であり、投資の効率性を測る指標の一つ

(注15) 投資倍率 実支援額に対する回収額の比率

図表2-8 クールジャパン機構及びJ I C Tの各計画における内部収益率（I R R）及び投資倍率の状況

官民ファンド	計画 注(1)	内部収益率（I R R）			投資倍率		
		創設から設置期限までの投資分全体	既存の投資分	将来の投資分	創設から設置期限までの投資分全体	既存の投資分	将来の投資分
クールジャパン機構	修正後計画	3.4%	1.2%	6.7%	127.0%	110.2%	142.4%
J I C T	改善計画	5.0%	2.7%	10.7%	152.4%	127.1%	196.8%

注(1) 内部収益率及び投資倍率は、各計画の基礎資料における設置期限までの各年度の想定キャッシュフローを基に算出した。

注(2) 端数処理の方法が異なることから、公表値と一致しないものがある。

一方、J O I Nは、設置根拠法において設置期限が定められておらず、改善計画では、累積損失の解消が見込まれる31年度（2049年度）が計画の最終年度となっている。クールジャパン機構及びJ I C Tと同様に、改善計画における内部収益率の状況をみると、改善計画の策定時における既存の投資分の内部収益率と将来の投資分の内部収益率は、ほぼ同水準（3.0%）となっていた。これについてJ O I Nは、将来の投資分の内部収益率について、既存の投資分の内部収益率を基に設定したとしていた。

(ウ) 資本コストの状況

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付けであり、政策的必要性が高くリターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金等を供給

する機関に対して、出資及び貸付けが行われる。

財政投融资分科会が元年6月に公表した「今後の産業投資について」によれば、産業投資における収益性の目標水準は、官民ファンドの解散・清算時点で、累積損益が産業投資の資本コスト以上となる必要があるとされている。なお、この産業投資の資本コストは、産業投資に使われなければ一般会計の債務償還に充てられたと想定して、国債金利によるとされている。

また、財務省は、クールジャパン機構、J O I N及びJ I C Tの3官民ファンド運営法人との間で「産業投資に係る取決事項」をそれぞれ締結して、計画における累積損益を最低ラインとしつつ、産業投資の資本コストを上回る収益の確保を目指すことなどを求めている。当該3官民ファンド運営法人に対して、産業投資の資本コストの額を試算するための具体的な方法を示していた。

(注16) 資本コスト 資本を調達するための費用

そこで、産業投資を活用しているクールジャパン機構、J O I N及びJ I C Tの3投資計画策定ファンドについて、各計画の最終年度の累積損益額と各官民ファンド運営法人が試算した産業投資の資本コストの額とを比較したところ、図表2-9のとおり、J I C Tについては、設置期限の属する年度である改善計画の最終年度（17年度）の累積損益額116億円が、設置期限までの産業投資の資本コストの額77億余円を上回っていた。一方、クールジャパン機構については、設置期限の属する年度である修正後計画の最終年度（15年度）の累積損益額10億円が、設置期限までの産業投資の資本コストの額150億余円を大幅に下回っていた。また、設置期限の定めのないJ O I Nについても、改善計画の最終年度（31年度）の累積損益額20億円が、産業投資から出資を受ける期間を16年度までとして試算した産業投資の資本コストの額332億余円を大幅に下回っていた。

図表2-9 累積損益額と産業投資の資本コストの額との比較
(単位：億円)

官民ファンド	各計画の最終年度の累積損益額 注(1)	産業投資の資本コストの額 注(2)
クールジャパン機構	10	150
J O I N	20	332
J I C T	116	77

注(1) クールジャパン機構については修正後計画の最終年度（令和15年度）、J O I Nについては改善計画の最終年度（31年度）、J I C Tについては改善計画の最終年度（17年度）の累積損益額をそれぞれ記載している。

注(2) 各官民ファンド運営法人の内部資料における試算額を記載している。
なお、試算における国債金利には、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の国債流通利回りを基にした金利が用いられていた。

したがって、クールジャパン機構、J O I N及びJ I C Tは、案件の内部収益率及び投資倍率の状況等を踏まえて、引き続き累積損失の解消を目指す必要がある。また、各計画の進捗状況によっては、事務費に占める人件費の割合を踏まえて、それぞれの業績に応じた報酬を含む事務費の見直しを検討するなどして経営の改善を図る必要がある。

さらに、クールジャパン機構及びJ O I Nは、各計画の最終年度の累積損益額が産業投資の資本コストの額を大幅に下回るものとなっていること、J O I Nは、遅くとも31年度までに累積損失の解消を目指すという長期にわたる計画となっていることなどを踏まえ、計画に基づく累積損失の解消を目指すとともに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保に向けた一層の経営の改善に努める必要がある。

また、前記3官民ファンド運営法人の3所管府省庁（経済産業省、国土交通省及び総務省）及び財政投融资を所管する財務省は、引き続き、改善計画等の進捗のフォローアップを行うなどして、3官民ファンド運営法人に対する監督等を適切に行う必要がある。

(3) 支援を実施した案件の損益等の状況

官民ファンドの業務に係る損益は、支援を実施した案件の投資損益に大きく影響を受けている。そこで、実支援を実施した案件の5年度末時点での損益等の状況をみると、次のとおりとなっていた。

ア 5年度末時点の損益等の状況

(イ) 5年度末までにE X I T実施済みの案件

1(2)イ(イ)のとおり、5年度末までに、実支援件数1,666件のうち736件（44.1%）についてE X I Tが実施されていた。この736件に係る損益の状況をみると、図表2-10のとおり、実支援額計1兆5983億余円に対して回収額が計3兆3892億余円となっており、投資倍率は212.0%となっていた（投資倍率の階層別にみた案件数

の状況については、別図表17参照）。

1(2)イのとおり、案件ごとの実支援額の規模は、10億円未満のものがある一方で1000億円を超えるものもあるなど幅が広く、このうち実支援額が多額に上る案件は、ファンドごとの投資損益に大きな影響を与えるものである。

そこで、実支援額が100億円以上であり、かつ、各官民ファンドの実支援額の累計額（図表1-2参照）の10%以上を占めている案件（以下「大型案件」という。）の損益の状況をみると、図表2-10のとおり、3官民ファンド（I N C J、R E V I C及び競争力ファンド）の大型案件6件に係る回収額（計2兆3194億余円）が、E X I T実施済みの全案件に係る回収額（計3兆3892億余円）の過半を占めていた。

なお、上記大型案件6件のうち、I N C Jが実施したルネサスエレクトロニクス株式会社に対する支援案件に係る回収額1兆3928億余円は、実支援額1383億余円を大きく上回っており、I N C Jが実支援を実施した全144件に係る実支援額計1兆3181億余円（図表1-2参照）をも上回っていた。

図表2-10 令和5年度末までにE X I T実施済みの案件の損益の状況（単位：件、百万円）

ファンド	件数	実支援額(A) 注(3)	回収額(B) 注(4)	回収額と実支援額の差額 (B)-(A)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の投資倍率の中央値
I N C J	112	513,457	1,836,194	1,322,736	357.6%	41.4%
うち大型案件	1	138,350	1,392,896	1,254,546	1006.7%	1006.7%
中小機構	173	166,032	188,208	22,176	113.3%	85.9%
R E V I C	245	515,541	852,916	337,374	165.4%	100.0%
うち大型案件	1	430,000	736,783	306,783	171.3%	171.3%
A - F I V E	44	6,010	3,521	△ 2,488	58.5%	47.8%
P F I 推進機構	18	10,114	10,187	72	100.7%	100.6%
クールジャパン機構	17	26,125	15,680	△ 10,444	60.0%	42.2%
Re-Seed事業	9	17,037	25,387	8,350	149.0%	116.2%
競争力ファンド	10	120,219	222,310	102,090	184.9%	110.9%
うち大型案件	4	103,423	189,800	86,376	183.5%	109.8%
特定投資業務	41	205,583	208,890	3,307	101.6%	114.1%
J O I N	2	4,192	6,364	2,171	151.7%	156.2%
J S T	9	744	2,175	1,430	292.1%	100.0%
J I C T	1	1,300				
グリーンファンド	15	3,415	4,043	628	118.4%	129.2%
東北大1号	8	1,898	620	△ 1,278	32.6%	40.9%
東北大2号	1	47				
東大1号	7	2,502	6,173	3,671	246.7%	278.1%
東大2号	1	399				
京大1号	5	634	886	252	139.7%	100.0%
阪大1号	18	3,131	4,967	1,836	158.6%	84.4%
計	736	1,598,388	3,389,275	1,790,886	212.0%	100.0%
うち大型案件	6	671,773	2,319,479	1,647,705	345.2%	144.1%

注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(2) 図表中の斜線となっている部分は、回収額等を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、計数を記載していないものである。ファンド全体の計は、これらの計数を含めて集計しているため、斜線となっている部分以外の計数を集計してもファンド全体の計

と一致しない。

注(3) 支払手数料等を含む。

注(4) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。

(イ) 5年度末時点で支援を継続中の案件

実支援件数1,666件から、E X I T実施済みの736件及び競争力ファンドに
(注17)
係る2件を除いた残りの928件(55.7%)は、5年度末時点で支援を継続中の案件
(注18)
である。この928件に係る損益等の状況をみると、図表2-11のとおり、実支援額3兆5268億余円に対して、引当金控除後貸借対照表価額と5年度末までの回収額との合計(以下「貸借対照表価額等」という。)が3兆2740億余円(うち受取配当金等の回収額が8079億余円)となっており、実支援額に対する貸借対照表価額等の割合は92.8%となっていた。

ファンドごとにみると、I N C J及びA－F I V Eでは、上記の割合が70%を下回っていた。また、I N C Jの大型案件2件に係る上記の割合は54.6%、J O I Nの大型案件3件に係る上記の割合は61.5%となっていた。

(注17) 競争力ファンドは平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、その時点で支援を継続中の案件2件は、D B Jの官民ファンドの業務以外の業務に承継されたことから、対象から除外した。

(注18) 支援を継続中の案件の損益等の状況を示すに当たり、実支援額と比較する指標を回収額のみとすることは、回収額がまだ発生していない案件が存在することを考慮すると必ずしも適当ではないことから、実支援額と貸借対照表価額等を比較している。

図表2-11 令和5年度末時点で支援を継続中の案件に係る損益等の状況

(単位：件、百万円)

ファンド	件数	実支援額 注(5)	貸借対照表価額等 注(6)		回収額 注(7)
J I C	40	771,792	748,017	(96.9%)	3,044
うち大型案件	2	593,355	581,840	(98.0%)	-
I N C J	32	804,690	490,704	(60.9%)	424,661
うち大型案件 注(8)	2	646,070	353,036	(54.6%)	350,682
中小機構	205	369,922	416,244	(112.5%)	210,838
R E V I C	28	21,107	18,486	(87.5%)	3,398
A - F I V E	64	13,053	7,943	(60.8%)	1,419
P F I 推進機構	31	104,200	113,227	(108.6%)	23,179
うち大型案件	2	73,124	81,005	(110.7%)	7,881
クールジャパン機構	37	98,018	94,588	(96.5%)	8,334
うち大型案件	1				
Re-Seed事業	9	12,878	13,785	(107.0%)	5,247
特定投資業務	156	919,040	999,501	(108.7%)	96,397
うち大型案件	1				
J O I N	39	252,349	192,694	(76.3%)	20,305
うち大型案件 注(9)	3	105,310	64,864	(61.5%)	1,813
J S T	36	2,624	1,851	(70.5%)	-
J I C T	16	91,360			
うち大型案件	3	64,916	91,824	(141.4%)	4,527
J I C N	16	5,383	5,533	(102.7%)	37
グリーンファンド	21	6,978	7,301	(104.6%)	695
東北大1号	18	4,295	3,042	(70.8%)	119
東北大2号	17	3,291			
東大1号	38	15,585	16,534	(106.0%)	3,661
東大2号	34	8,717			
京大1号	37	9,626	9,959	(103.4%)	1,112
京大2号	19	3,641	3,247	(89.1%)	-
阪大1号	19	6,112	4,938	(80.7%)	-
阪大2号	16	2,201	2,198	(99.8%)	-
計	928	3,526,873	3,274,020	(92.8%)	807,933
うち大型案件	14	1,677,103	1,404,957	(83.7%)	380,912

注(1) 本図表は、令和5年度末までの回収並びに減損処理及び引当金計上の状況を示したものであり、それ以外の未実現の損益を反映していない案件もある。

注(2) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(3) 競争力ファンドについては、本図表に含めていない。

注(4) 図表中の斜線となっている部分は、回収額等を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、計数を記載していないものである。ファンド全体の計は、これらの計数を含めて集計しているため、斜線となっている部分以外の計数を集計してもファンド全体の計と一致しない。

注(5) 支払手数料等を含む。

注(6) 括弧内は実支援額に対する割合である。

注(7) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。

注(8) 株式会社ジャパンディスプレイ及び株式会社J O L E D（令和5年3月に民事再生手続開始）に対す

る支援である。

注(9) テキサス高速鉄道事業（令和6年11月にＪＯＩＮが支援決定を撤回）への支援を含む。

(ウ) 5年度末時点の債務保証等の状況

5年度末時点の債務保証等の状況をみると、図表2-12のとおり、3官民ファンドにおいて5件、計148億余円の債務保証等が行われており、このうちＪＯＩＮのミャンマー連邦共和国におけるヤンゴン博物館跡地開発事業については、債務保証損失引当金63億余円が計上されている（ＪＯＩＮ検証報告の概要等については別図表8参照）。

これら5件について、5年度末時点で実支援額は発生しておらず、債務保証等に係る手数料の回収のみとなっている。今後、対象事業者又はサブファンドが返済不能となるなどした場合は、各官民ファンドが代位弁済を行うこととなる可能性がある。

図表2-12 令和5年度末時点の債務保証等の状況（単位：件、百万円）

ファンド	件数	うち引当金	保証等額	引当金額	回収額
		計上件数 注(2)		注(3)	(手数料等)
P F I 推進機構	1	－	300	－	2
J O I N	3	1	7, 702	6, 322	41
J I C T	1	－	6, 800	－	－
計	5	1	14, 802	6, 322	43

注(1) 債務保証のほか、完工保証及び支払実績のないコミットメントラインを含む。

注(2) 令和5年度末時点で債務保証損失引当金が計上されている件数を指す。

注(3) 令和5年度末時点で計上されている債務保証損失引当金の額を指す。なお、ＪＯＩＮは、前記のヤンゴン博物館跡地開発事業について、6年5月に代位弁済を行った。

(エ) 支援スキーム別の損益等の状況

第1の2(4)ウのとおり、官民ファンドの支援スキームは、直接支援と間接支援とに分けられ、さらに、直接支援は、出資による支援と貸付け等による支援とに分けられる。

(注19)

(注20)

直接支援（出資）、直接支援（貸付け等）及び間接支援の支援スキーム別に5年度末の損益の状況をみると、図表2-13のとおり、5年度末までにE X I T実施済みの案件の投資倍率については、直接支援（出資）279.1%、直接支援（貸付け等）107.9%、間接支援115.3%となっていた。一方、5年度末時点で支援を継続中の案件の実支援額に対する貸借対照表価額等の割合については、直接支援（出

資) 66.4%、直接支援(貸付け等) 89.0%、間接支援103.4%となっていた。

(注19) 出資のほか、収益分配請求権及び信託受益権の取得も含む。支援当初は貸付け等による支援であったが、資本に転換されたものについては直接支援(出資)としている。

(注20) 貸付け、債権の買取り及び社債の引受けに係るもの。支援当初は出資による支援であったが、債権に転換されたものについては直接支援(貸付け等)としている。

図表2-13 支援スキーム別の損益等の状況（令和5年度末現在）（単位：件、百万円）

直接支援（出資）

ファンド	E X I T実施済みの案件					支援を継続中の案件			
	件数	実支援額(A) 注(5)	回収額(B) 注(6)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の 投資倍率 の中央値	件数	実支援額 注(5)	貸借対照表 価額等 注(7)	回収額 注(6)
I N C J	112	498,919	1,820,906	364.9%	38.6%	25	523,177	229,808 (43.9%)	182,937
R E V I C	21	371,390	695,040	187.1%	163.2%	4	7,707	7,874 (102.1%)	-
A - F I V E	10	3,246	2,345	72.2%	67.0%	19	7,870	5,245 (66.6%)	70
P F I 推進機構	-	-	-	-	-	3	1,901	-	-
クールジャパン機構	17	26,029	-	-	-	30	78,343	70,741 (90.2%)	-
Re-Seed事業	-	-	-	-	-	2	1,990	1,990 (100.0%)	-
J O I N	2	4,192	6,364	151.7%	156.2%	39	248,883	189,063 (75.9%)	18,027
J S T	9	744	2,175	292.1%	100.0%	36	2,624	1,851 (70.5%)	-
J I C T	1	1,200	-	-	-	12	78,879	-	-
J I C N	-	-	-	-	-	12	4,077	-	-
グリーンファンド	11	2,880	3,621	125.7%	120.2%	13	2,617	2,537 (96.9%)	62
東北大1号	8	1,898	620	32.6%	40.9%	18	4,295	3,042 (70.8%)	119
東北大2号	1	47	-	-	-	17	3,291	-	-
東大1号	7	2,502	6,173	246.7%	278.1%	30	9,905	9,664 (97.5%)	570
東大2号	1	399	-	-	-	33	7,464	-	-
京大1号	5	634	886	139.7%	100.0%	36	9,495	9,959 (104.8%)	1,112
京大2号	-	-	-	-	-	16	3,235	2,814 (86.9%)	-
阪大1号	15	2,846	4,800	168.6%	100.0%	19	6,062	-	-
阪大2号	-	-	-	-	-	13	1,777	1,777 (99.9%)	-
計	220	916,932	2,559,236	279.1%	99.9%	377	1,003,601	666,564 (66.4%)	209,252

直接支援（貸付け等）

ファンド	E X I T実施済みの案件					支援を継続中の案件			
	件数	実支援額(A) 注(5)	回収額(B) 注(6)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の 投資倍率 の中央値	件数	実支援額 注(5)	貸借対照表 価額等 注(7)	回収額 注(6)
I N C J	6	14,538	15,287	105.1%	104.4%	2	225,000	184,203 (81.8%)	184,203
R E V I C	209	128,628	141,335	109.8%	100.0%	6	4,972	4,971 (99.9%)	-
A - F I V E	13	1,344	401	29.8%	104.2%	14	631	591 (93.6%)	78
P F I 推進機構	18	10,114	10,187	100.7%	100.6%	29	102,000	-	-
クールジャパン機構	1	95	-	-	-	3	5,737	6,366 (110.9%)	640
J O I N	-	-	-	-	-	5	3,466	3,630 (104.7%)	2,278
J I C T	1	100	-	-	-	4	9,810	-	-
J I C N	-	-	-	-	-	3	1,123	-	-
グリーンファンド	-	-	-	-	-	5	3,530	3,834 (108.6%)	504
東大1号	-	-	-	-	-	3	295	259 (88.0%)	-
東大2号	-	-	-	-	-	5	1,252	-	-
京大1号	-	-	-	-	-	2	130	0 (0.0%)	-
京大2号	-	-	-	-	-	4	405	432 (106.7%)	-
阪大1号	3	285	167	58.7%	7.6%	1	50	-	-
阪大2号	-	-	-	-	-	3	424	420 (99.2%)	-
計	251	155,106	167,505	107.9%	100.0%	89	358,828	319,651 (89.0%)	210,050

間接支援

ファンド	E X I T実施済みの案件					支援を継続中の案件			
	件数	実支援額(A) 注(5)	回収額(B) 注(6)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の 投資倍率 の中央値	件数	実支援額 注(5)	貸借対照表 価額等 注(7)	回収額 注(6)
J I C	-	-	-	-	-	40	771,792	748,017 (96.9%)	3,044
I N C J	-	-	-	-	-	9	56,513	76,692 (135.7%)	57,520
中小機構	173	166,032	188,208	113.3%	85.9%	205	369,922	416,244 (112.5%)	210,838
R E V I C	32	15,523	16,539	106.5%	94.5%	21	8,428	5,640 (66.9%)	3,398
A - F I V E	22	1,419	774	54.5%	3.9%	31	4,552	2,106 (46.2%)	1,271
P F I 推進機構	-	-	-	-	-	1	298	-	-
クールジャパン機構	-	-	-	-	-	6	13,938	17,480 (125.4%)	7,694
Re-Seed事業	9	17,037	25,387	149.0%	116.2%	7	10,888	11,795 (108.3%)	5,247
J I C T	-	-	-	-	-	4	2,670	-	-
J I C N	-	-	-	-	-	1	183	-	-
グリーンファンド	4	535	422	79.0%	132.4%	3	831	928 (111.6%)	128
東大1号	-	-	-	-	-	7	5,384	6,610 (122.7%)	3,091
計	240	200,547	231,333	115.3%	86.2%	335	1,245,404	1,288,303 (103.4%)	292,233

- 注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。
- 注(2) 同一の対象事業者に対して直接支援と間接支援の両方の支援スキームで支援を実施している場合があり、それぞれに件数を計上しているため、件数の合計が図表2-10、図表2-11等と一致しないものがある。
- 注(3) 競争力ファンド及び特定投資業務については、本図表に含めていない。
- 注(4) 図表中の斜線となっている部分は、回収額等を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、計数を記載していないものである。ファンド全体の計は、これらの計数を含めて集計しているため、斜線となっている部分以外の計数を集計してもファンド全体の計と一致しない。
- 注(5) 支払手数料等を含む。
- 注(6) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。
- 注(7) 括弧内は実支援額に対する割合である。

さらに、E X I T実施済みの案件について、ファンドごとの状況をみると、直接支援（出資）については、2ファンドにおいて投資倍率が100%を下回っている一方、1ファンドにおいて300%を超えているなど、ファンド間で大きな差が生じている状況となっていた。そして、全体の投資倍率は279.1%である一方、各案件の投資倍率の中央値は99.9%となっており、一部の案件が多額の利益を出すことで全体の投資倍率を押し上げる状況となっていた。

直接支援（貸付け等）については、A－F I V E及び阪大1号を除き、投資倍率が100%を超えていた。これは、貸付け等による支援は、貸倒れが発生しない限り、基本的に元本の回収が可能であるという性質によると思料される。

間接支援については、A－F I V E及びグリーンファンドを除き投資倍率が100%を超えていたが、直接支援（出資）と比較して官民ファンド間の投資倍率の差は小さくなっていた。なお、中小機構については、全体の投資倍率は113.3%となっていたが、平成20年9月のリーマン・ショック等を契機とした市場等の環境変化に鑑み、22年度に支援基準の変更を伴う支援メニューの制度再編を行っており、制度再編前の投資倍率は95.0%と100%を下回っていたものの、制度再編後は147.9%となっていた。また、グリーンファンドについては、サブファンドの組成に多大な人員や事務費を要したこと、及び出資決定後にサブファンドにおける案件組成が進まずにグリーンファンド内に資金が滞留する原因となっていたことから、環境省が29年度に補助金の交付要綱を改正し、同年度からサブファンドに対する支援決定をしないこととしていた。

イ 投資分野等別の損益の状況

ガイドラインでは、「ポートフォリオマネジメント」が項目の一つとして挙げられており、その中で、「個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントは適切に行われているか」として、官民ファンドのポートフォリオを適切に管理するよう求めている。このため、官民ファンド運営法人は、適切なポートフォリオマネジメントに資するよう、支援に係る様々なリスクを把握する必要がある。

そこで、E X I T実施済みの736件の損益等を集計して、(ア)投資分野別、(イ)支援目的別、(ウ)支援実施国・地域別の状況をみると、次のとおりとなっていた（官民ファンド運営法人ごとの支援の状況については、別図表14の(1)から(18)までのウ参照）。

(ア) 投資分野別の状況

投資分野別の損益の状況をみると、図表2-14のとおり、サービス業、メディア・コンテンツ、バイオ及びロボットの各分野において投資倍率が100%を下回っていた一方、工業・エネルギー、宇宙・航空機、人工知能・情報解析及びFinTechの各分野において投資倍率が200%を上回っていた。

図表2-14 投資分野別の損益の状況（令和5年度末現在）

（単位：件、百万円）

投資分野	件数	実支援額(A) 注(3)	回収額(B) 注(4)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の投資倍率の中央値
工業・エネルギー 注(5)	140	547,700	1,983,545	362.1%	100.0%
I T関連	45	105,609	128,232	121.4%	100.0%
社会資本整備	54	550,164	864,585	157.1%	100.8%
サービス業	106	29,393	29,348	99.8%	100.0%
宇宙・航空機	4	1,450	3,278	225.9%	177.4%
農林水産・食品業	64	28,337	31,019	109.4%	100.0%
医療・ヘルスケア	41	75,485	78,009	103.3%	107.9%
メディア・コンテンツ	17	25,788	14,643	56.7%	43.8%
バイオ	32	40,557	33,199	81.8%	39.6%
観光	22	7,479	12,840	171.6%	90.7%
人工知能・情報解析	10	3,950	10,674	270.1%	88.5%
FinTech	1	999	2,781	278.1%	278.1%
ロボット	10	7,248	6,045	83.3%	75.0%
その他	190	174,220	191,069	109.6%	86.6%
計	736	1,598,388	3,389,275	212.0%	100.0%

- 注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。
- 注(2) 投資分野は、「今後の産業投資について」図表Ⅲ-5の投資分野の分類を参考にしている。また、出資先の投資分野が特定できない間接支援案件は「その他」としている。
- 注(3) 支払手数料等を含む。
- 注(4) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。
- 注(5) ルネサスエレクトロニクス株式会社に対する支援（投資倍率1006.7%）を含む。

(イ) 支援目的別の状況

支援目的別の損益の状況をみると、図表2-15のとおり、ベンチャー企業等に対する支援を目的とする案件に係る投資倍率のみが100%を下回る96.0%となっており、各案件の投資倍率の中央値も52.0%となっていた。また、事業再編支援を目的とする17件に係る投資倍率は587.3%と高くなっており、各案件の投資倍率の中央値も150.0%となっていた。

図表2-15 支援目的別の損益の状況（令和5年度末現在）（単位：件、百万円）

支援目的	件数	実支援額(A) 注(3)	回収額(B) 注(4)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の投資倍率の中央値
ベンチャー企業等に対する支援	308	232,397	223,154	96.0%	52.0%
革新性のある新事業展開等に対する支援 注(5)	30	113,562	129,071	113.6%	114.5%
企業再生等支援・成長支援	277	666,194	1,020,692	153.2%	100.0%
事業再編支援 注(6)	17	284,981	1,673,857	587.3%	150.0%
災害復興支援・コロナ支援	5	25,434	26,828	105.4%	96.8%
インフラ等整備支援	48	39,183	51,014	130.1%	108.1%
その他	51	236,633	264,656	111.8%	88.3%
計	736	1,598,388	3,389,275	212.0%	100.0%

- 注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。
- 注(2) 出資先の支援目的が特定できない間接支援案件は「その他」としている。
- 注(3) 支払手数料等を含む。
- 注(4) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。
- 注(5) 特定投資業務は、他の支援目的に合致しない「革新性のある新事業展開等に対する支援」を行っている。
- 注(6) ルネサスエレクトロニクス株式会社に対する支援（投資倍率1006.7%）を含む。

(ウ) 支援実施国・地域別の状況

海外案件のうち、減損処理又は引当金が計上されている案件には、支援実施国における情勢の変化により当局から事業の許認可を得られなかったことなどから

事業の進捗が困難であると判断された案件が含まれており、海外における案件にはカントリーリスクが存在する。

そこで、案件ごとの支援実施国・地域を国内と海外とに分類して、さらに、海外案件については株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が公表しているカントリーリスクのカテゴリー別に分類した上で、損益の状況をみると、図表2-16のとおり、国内案件に係る投資倍率253.3%に対して、海外案件に係る投資倍率は99.6%となっており、海外案件は国内案件に比べて相対的に投資倍率が低くなっていた。

(注21) NEXIは、国ごとの債務支払状況及び経済・金融情勢等の情報に基づく経済協力開発機構によるカントリーリスク評価を基に、国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを決定して公表している。カントリーリスクのカテゴリーはAからHまでに分類されており、Aが最も低い分類、Hが最も高い分類となっている。

図表2-16 支援実施国・地域別の損益の状況（令和5年度末現在）（単位：件、百万円）

支援実施国・地域 カントリーリスクカテゴリー		件数	実支援額(A) 注(7)	回収額(B) 注(8)	投資倍率 (B)/(A)	各案件の投資倍 率の中央値
国内 注(4)		678	1,168,590	2,960,802	253.3%	100.0%
海外	A（例：アメリカ合衆国）	36	355,682	353,753	99.4%	101.0%
	B（例：大韓民国）	1	201	198	98.7%	98.7%
	C（例：中華人民共和国）	8	33,105	37,873	114.4%	107.7%
	D（例：タイ）	6	22,808	28,016	122.8%	117.3%
	E（例：ベトナム）	-	-	-	-	-
	F（例：トルコ）	-	-	-	-	-
	G（例：パプアニューギニア）	1	1,668	1,992	119.4%	119.4%
	H（例：ロシア）	-	-	-	-	-
	広域 注(5)	6	16,331	6,638	40.6%	40.7%
	小計	58	429,797	428,472	99.6%	102.1%
計		736	1,598,388	3,389,275	212.0%	100.0%

注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(2) 令和6年10月22日現在の国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用している。

注(3) 支援実施国・地域が国内と海外にまたがる案件は、「海外」に分類している。

注(4) 日本のカントリーリスクは、カテゴリーではAに分類されている。また、ルネサスエレクトロニクス株式会社に対する支援（投資倍率1006.7%）を含む。

注(5) 支援実施国・地域が全世界等の広域の案件である。

注(6) 支援実施国・地域が複数の国・地域にまたがる案件については、それらの国・地域のカテゴリーを平均したカテゴリーに分類している。

注(7) 支払手数料等を含む。

注(8) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除

している。

(ア)から(ウ)までのとおり、投資分野別では工業・エネルギー、宇宙・航空機、人工知能・情報解析及びFinTechの各分野、支援目的別では事業再編支援、支援実施国・地域別では国内案件に係る投資倍率が相対的に高くなっていた一方、投資分野別ではサービス業、メディア・コンテンツ、バイオ及びロボットの各分野、支援目的別ではベンチャー企業等に対する支援、支援実施国・地域別では海外案件に係る投資倍率が相対的に低くなっていた。各案件の支援に係る資金は、政策的観点からのリスクマネーであるが、国の資金としての収益性にも十分な配慮が必要であり、官民ファンド運営法人は、ポートフォリオマネジメントを適切に行うことが求められる。

官民ファンド運営法人は、リスクが高く、かつ、投資倍率が低い支援対象等があることを踏まえ、引き続き、政策性はもとより収益性にも配慮した支援を適切に実施する必要がある。

ウ 支援を継続中の案件に係るE X I Tに向けた状況

令和5年度末時点で支援を継続中の案件に係る損益等の状況は図表2-11のとおりであるが、これらの案件に係るE X I Tに向けた状況等をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 5年度末時点において想定されるE X I T時期

実支援からE X I Tまでの期間が長期となる場合、各案件の損益等は様々な経済社会情勢の影響を受ける可能性が高くなる。

(注22)

そこで、5年度末時点で支援を継続中の928件のうち832件について、5年度末時点において想定されるE X I T時期（以下「5年度末時点想定E X I T時期」という。）までの年数をみると、図表2-17のとおり、3官民ファンド（特定投資業務、J O I N及びJ I C N）においては、5年度末から5年度末時点想定E X I T時期までの年数が20年超の案件があった。中でもJ O I Nでは、30年超の案件が6件（長期的支援を前提にしており、具体的なE X I T時期が想定されていない3件を含む。）あり、この6件には、5年度決算において減損処理を行ったテキサス高速鉄道事業（6年11月にJ O I Nが支援決定を撤回。別図表8参照）が含まれていた。

(注22) 令和7年3月末に設置期限が到来するI N C J及び8年3月末までに投資回収を行うこととなっているA－F I V Eの計96件を除外した。

図表2-17 令和5年度末から5年度末時点想定E X I T時期までの年数 (単位：件)

ファンド	令和5年度末 時点で支援を 継続中の案件 数	5年度末から5年度末時点想定E X I T時期までの年数						
		5年以内 注(1)	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超 25年以内	25年超 30年以内	30年超 注(2)
J I C	40	2	35	3	-	-	-	-
中小機構	205	123	79	3	-	-	-	-
RE V I C	28	19	9	-	-	-	-	-
P F I 推進機構	31	5	26	-	-	-	-	-
クールジャパン機構	37	36	1	-	-	-	-	-
Re-Seed事業	9	6	3	-	-	-	-	-
特定投資業務	156	82	53	14	4	1	1	1
J O I N	39	9	11	5	4	4	-	6
J S T	36	15	19	2	-	-	-	-
J I C T	16	7	9	-	-	-	-	-
J I C N	16	11	2	-	1	2	-	-
グリーンファンド	21	13	6	1	1	-	-	-
東北大1号	18	18	-	-	-	-	-	-
東北大2号	17	14	3	-	-	-	-	-
東大1号	38	38	-	-	-	-	-	-
東大2号	34	31	2	1	-	-	-	-
京大1号	37	35	2	-	-	-	-	-
京大2号	19	18	1	-	-	-	-	-
阪大1号	19	19	-	-	-	-	-	-
阪大2号	16	13	3	-	-	-	-	-
計	832	514	264	29	10	7	1	7

注(1) 令和5年度末時点で支援決定時に想定されていたE X I T時期を経過していて、6年度以降の想定E X I T時期が未定のものを含む。

注(2) J O I Nが長期的支援を前提として具体的な想定E X I T時期を設定していない3件を含む。

注(3) 競争力ファンドについては、本図表に含めていない。

実支援からE X I Tまでの期間が長期となる案件については、その間に市場環境の変動や予期せぬリスクが発生する可能性が高まることから、前記の3官民ファンドを運営するDB J、J O I N及びJ I C Nは、E X I Tまでの期間が長期とすることが見込まれる案件について、計画どおりに事業が進捗しているかなどのモニタリングを慎重に実施して、状況の変化が生じた場合には、公的資金の活用であることに鑑み、秘匿性に留意しつつ、必要に応じて適時に状況を公表することが必要である。

(イ) 支援決定時に想定されていたE X I T時期を経過した案件の状況

5年度末時点で支援を継続中の928件のうち167件は、支援決定時に想定されていたE X I T時期（以下「支援決定時想定E X I T時期」という。）を経過していた。支援決定時想定E X I T時期を経過すること自体は必ずしも適切でない事態には当たらない一方、これらの案件では、支援決定時に想定されていた計画どおりに事業が進捗していない可能性がある。

そこで、上記の167件について、5年度末時点における案件の状況を確認するために、5年度末までの回収額及び5年度末時点の対象事業者又はサブファンドの純

(注23)
資産持分相当額等を用いて会計検査院が試算した5年度末保有有価証券評価額の
合計（以下「5年度末保有有価証券評価額等」という。）と実支援額とを比較した
ところ、図表2-18のとおり、16ファンドに係る167件のうち14ファンドに係る126
件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っていた。5年度末
保有有価証券評価額等は確定した損益ではなく、今後、事業の進捗により増減す
る可能性はあるが、これら126件については、5年度末時点では、元本である実支
援額の回収に懸念がある状況となっていた。

(注23) 官民ファンド運営法人が出資に伴い取得した有価証券のうち、市場で売
買されていないなどのため時価がないものについては、減損処理又は引当
金の計上が行われていない場合、実支援額と引当金控除後貸借対照表価額
とが同額となることが多く、必ずしも引当金控除後貸借対照表価額が令和
5年度末時点における支援先の財務状況等を反映しているとは限らない。そ
のため、引当金控除後貸借対照表価額と比較してより支援先の財務状況等
を反映していると考えられる5年度末純資産持分相当額を用いて試算した5
年度末保有有価証券評価額により、支援決定時想定E X I T時期を経過し
ている案件の状況を確認した。なお、時価がない有価証券の評価方法には、
5年度末純資産持分相当額を用いる方法のほかにも複数の方法があるが、フ
ァンド全体の状況を統一的に評価する必要があることから、最も一般的と
考えられる5年度末純資産持分相当額を用いる方法を採用した。また、5年
度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている126件の中には、各官
民ファンド運営法人において、5年度末時点で減損処理又は引当金の計上が
行われているものもある。

(注24) 14ファンド INC J、中小機構、REVIC、A-FIVE、ク
ールジャパン機構、JST、グリーンファンド、東北大1号、東北大2
号、東大1号、東大2号、京大1号、京大2号、阪大1号

図表2-18 支援決定時想定E X I T時期を経過した案件の状況 (単位：件、百万円)

ファンド	件数	実支援額(A) 注(4)	5年度末保有有価証券評価額等			
			回収額(B) 注(5)	5年度末保有有価証券評価額(C) 注(6)	(B)+(C)	5年度末保有有価証券評価額等と実支援額の差額 (D)=(B)+(C)-(A)
I N C J	24	755,211	408,872	33,226	442,098	△ 313,112
うち(D)<0 注(7)	21	731,011	354,885	31,008	385,893	△ 345,117
中小機構	37	80,173	110,500	-	110,500	30,326
うち(D)<0	17	27,438	15,885	-	15,885	△ 11,552
R E V I C	4	3,570	2,246	1,830	4,076	506
うち(D)<0	3	760	190	499	689	△ 70
A - F I V E	4	780	81	481	563	△ 216
うち(D)<0	3	709	11	477	488	△ 221
クールジャパン機構	15	32,412	-	19,168	19,168	△ 13,243
うち(D)<0	13	20,629	-	3,948	3,948	△ 16,680
特定投資業務	5	1,024	18	1,010	1,028	4
J O I N	1					
J S T	14	1,318	-	259	259	△ 1,058
うち(D)<0	13	1,228	-	166	166	△ 1,062
グリーンファンド	3	800	-	700	700	△ 100
うち(D)<0	1					
東北大1号	12	2,727	119	1,158	1,277	△ 1,449
うち(D)<0	10	2,177	42	303	346	△ 1,830
東北大2号	2	699	9	303	313	△ 385
うち(D)<0	2	699	9	303	313	△ 385
東大1号	8	3,551	-	605	605	△ 2,946
うち(D)<0	8	3,551	-	605	605	△ 2,946
東大2号	1					
うち(D)<0	1					
京大1号	23	5,708	576	2,339	2,915	△ 2,792
うち(D)<0	20	4,920	30	938	968	△ 3,952
京大2号	1					
うち(D)<0	1					
阪大1号	13	3,525	-	512	512	△ 3,012
うち(D)<0	13	3,525	-	512	512	△ 3,012
計	167	895,409	525,481	62,565	588,046	△ 307,362
うち(D)<0	126	797,152	371,055	38,783	409,839	△ 387,313

注(1) 同一の対象事業者又はサブファンドに対して追加で支援を実施した場合も、当初の支援と合わせて1件として計上している。

注(2) 競争力ファンドについては、本図表に含めていない。

注(3) 図表中の斜線となっている部分は、実支援額等を記載することにより特定の対象事業者の財務状況等が明らかになるおそれがあるため、計数を記載していないものである。ファンド全体の計は、これらの計数を含めて集計しているため、斜線となっている部分以外の計数を集計してもファンド全体の計と一致しない。

注(4) 支払手数料等を含む。

注(5) 有価証券売却額や債権回収額のほか、受取配当金、受取利息等を含む。また、売却手数料等を控除している。

注(6) 5年度末保有有価証券評価額は、出資に伴い取得した有価証券については、時価があるものについては時価により、時価がないものについては出資先の5年度末純資産持分相当額による（優先株式の場合は、当該株式に付された条件を考慮した額としている。）。なお、5年度末純資産持分相当額がマイナスの案件については、0円として計算した。また、試算に使用した純資産持分相当額は、各官民ファンド運営法人が令和5年度決算を作成する際に参照した対象事業者又はサブファンドの決算月時点のものである。出資以外により取得した資産については、引当金控除後貸借対照表価額を評価額としている。

注(7) 令和7年3月までに全ての案件がE X I T実施済みとなった。

したがって、前記の14ファンドのうち、全ての案件がE X I T実施済みとなったI N C Jを除く13ファンドを運営する10官民ファンド運営法人（中小機構、R E V I C、A－F I V E、クールジャパン機構、J S T、グリーンファイナンス推進機構、T H V P、東大I P C、京都iCAP及びO U V C）は、支援決定時想定E X I T時期を経過していて、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、これらの事態が生じている原因分析等を十分に行い、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずる必要がある。また、他の官民ファンド運営法人においても、同様の事態が発生した場合には、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずる必要がある。

(ウ) 大型案件の状況

アのとおり、大型案件は官民ファンドの投資損益に大きな影響を与えていることから、大型案件の状況についてみると、5年度末時点で支援を継続中の大型案件は、図表2-19のとおり、7官民ファンドで計13件となっており、実支援額は計1兆1633億余円（全体の実支援額5兆1339億余円の22.6%）となっている。これらの大型案件について、実支援額に対する5年度末保有有価証券評価額等の割合をみると、100%以上6件、100%未満50%以上4件、50%未満3件となっていた。

官民ファンド運営法人は、対象事業者の純資産持分相当額が実支援額の50%以下となるなどした場合、内規等に従い回収可能性等を総合的に検討して、検討の結果、必要があると認めたときは、減損処理を行って貸借対照表計上額を引き下げ、又は引当金を計上することとしている。そこで、上記の割合が50%未満の3件について、減損処理及び引当金の計上に係る状況をみると、2件については減損処理又は引当金の計上が行われていた。一方、残りの1件については、官民ファンド運営法人が対象事業者の純資産持分相当額のほか、支援決定時の計画と実際の事業の進捗にかい離がないか、資金調達が計画どおりに行われているかなどを総合的に判断した結果、減損処理及び引当金の計上のいずれも行われていなかった。

図表2-19 令和5年度末時点で支援を継続中の大型案件の状況（単位：件、百万円）

官民ファンド	件数	実支援額 注(1)	5年度末保有 有価証券評価 額等 注(2)	5年度末保有有価証券評価額等の実支援額に対する割合			
				100%以上	100%未満 50%以上	50%未満	うち減損処理済 み又は引当金計 上済み 注(3)
7官民ファンド 注(4)	13	1,163,384	866,742	6	4	3	2

注(1) 支払手数料等を含む。

注(2) 5年度末保有有価証券評価額等は、令和5年度末までの回収額及び5年度末保有有価証券評価額の合計額である。5年度末保有有価証券評価額は、出資に伴い取得した有価証券については、時価があるものについては時価により、時価がないものについては出資先の5年度末純資産持分相当額による（優先株式の場合は、当該株式に付された条件を考慮した額としている。）。なお、5年度末純資産持分相当額がマイナスの案件については、0円として計算した。また、試算に使用した純資産持分相当額は、各官民ファンド運営法人が5年度決算を作成する際に参照した対象事業者の決算月時点のものである。出資以外により取得した資産については、引当金控除後貸借対照表価額を評価額としている。

注(3) 令和5年度末までに減損処理及び貸倒償却の処理が行われた件数及び5年度末時点で投資損失引当金、貸倒引当金等が計上されている件数の合計である。

注(4) 7官民ファンド J I C、I N C J、P F I 推進機構、クールジャパン機構、特定投資業務、J O I N、J I C T

注(5) 官民ファンド運営法人が令和5年度決算を作成する際に参照した対象事業者の決算月（5年12月）から5年度末までの間に多額の実支援が行われ大型案件の条件に該当することとなった1件は本図表に含めていない。

(4) 剰余金の配当等の状況

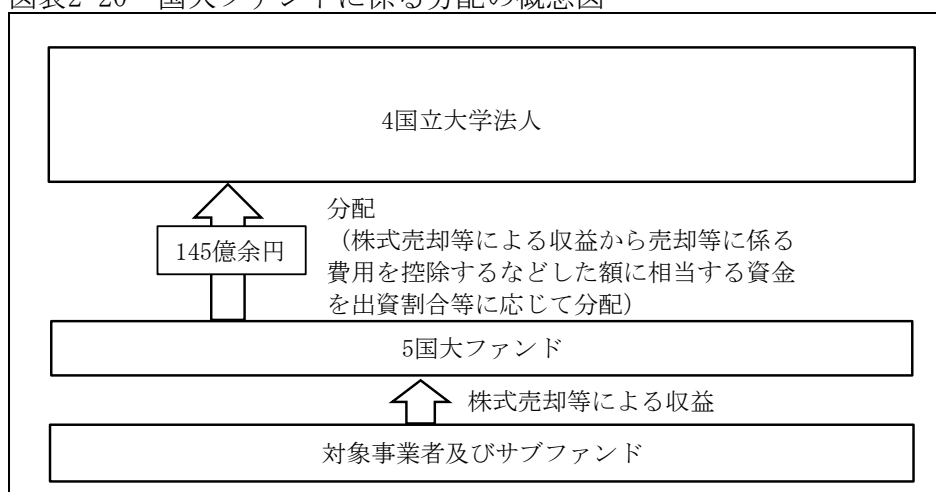
1(3)のとおり、回収等により生じた剰余金や官民ファンドの業務の実施に必要なない政府出資等について、5年度末までに8官民ファンド運営法人が計4533億余円の国庫納付等を実施していた。

18官民ファンド運営法人のうち I N C J は、新規の支援決定が終了しており、6年度末までに保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めることとされている。官民ファンドの業務の完了に伴い生ずる I N C J の残余財産は、5年度末の繰越利益剰余金等が2898億余円となっていることなどを踏まえると、多額になると見込まれる。I N C J の残余財産は親会社である J I C が取得することになるが、J I C は、その活用方針について、関係省庁を含めて検討中であるとしており、7年3月末時点で具体的な方針が決定されていない状況となっていた。

このため、J I C 及び経済産業省は、J I C の投資活動等の計画も踏まえて、多額になると見込まれる I N C J の残余財産に係る政府出資の適切な活用の在り方等について、公的資金の活用であることに鑑み、遅滞なく検討及び協議を行った上で、具体的な方針を決定して公表する必要がある。

また、5国大ファンドは、図表2-20のとおり、株式売却等により収益が生ずると、当該収益から売却等に係る費用を控除するなどした額に相当する資金を、4国立大学法人等の出資者に出資割合等に応じて分配しており、5年度末までに4国立大学法人へ計145億余円を分配していた。

図表2-20 国大ファンドに係る分配の概念図



国立大学法人が保有する政府出資金等の国庫納付については、30年報告の検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえて、元年5月に国立大学法人法が改正され、国立大学法人におけるイノベーション事業に係る政府出資金及び政府出資金に由来する運用利益金について、文部科学大臣が定める金額を国庫納付しなければならないこととされた。そして、文部科学省は、3年11月に、4国立大学法人に対して事務連絡を発出して、4国立大学法人に分配された資金に係る国大ファンドへの出資総額相当分は政府出資金に、出資総額相当分を超える分は政府出資金に由来する運用利益金に、それぞれ該当するとしていたが、国庫納付に関する具体的な手続や時期を明確にしていなかった。なお、同省によれば、4国立大学法人に分配された資金については、各国大ファンドが終了する時期に向けて、支援の原資等として活用するなどの検討を進める予定であるとしていた（国大ファンドの分配の状況と存続期間については、別図表18参照）。

したがって、文部科学省は、4国立大学法人と連携して、4国立大学法人に分配された資金について、活用の見込みがないまま滞留することがないように支援の原資等として活用するなどについて適時に検討し、検討の結果、活用する見込みがない資金が生ずる場合は、具体的な手続や時期を遅滞なく調整するなどして4国立大学法人に国庫納付を実施させる必要がある。

3 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

(1) 支援業務に係る人員の状況

支援業務に係る人員は、意思決定を行う役員と業務を実施する職員とで構成されている。そして、職員は、案件発掘やモニタリング等の支援業務に直接携わる職員（以下「フロント・ミドル職員」という。）と、経理や人事といった法人の運営に係る業務に携わることで支援業務の実施に間接的に関わる職員とに分けることができる。

(注25)

17官民ファンド運営法人ごとの5年度末の役職員数をみると、図表3-1のとおり、最少がJ S Tの16人、最多がR E V I Cの221人となっていた。また、フロント・ミドル職員数をみると、最少がRe-Seed機構の3人、最多がR E V I Cの165人となっていた。Re-Seed機構は、デューデリジェンス等の業務の一部を他の機関に業務委託することで、自らは委託の成果物の検証、支援決定の可否等を決定する体制をとっていた。一方、R E V I Cは、支援業務に加えて、これまでに培ってきた支援業務に関する知識や技術を移転する業務も実施するためとして、多様な専門知識を有する人材をフロント・ミドル職員として採用していた。また、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を図るためとして、本社以外の4地域に事務所を設置して人員を配置していた（官民ファンドの事務費の状況については、図表2-3参照。官民ファンド運営法人ごとの役職員数の状況については、別図表14の(1)から(18)までのイ参照）。

(注25) 検査の対象とした18官民ファンド運営法人から、D B Jを除外した。D B Jが法人全体として投資業務を行っていて支援業務の担当部署を設けておらず、専任で支援業務を担当する者がいないことによる。

図表3-1 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

官民ファンド 運営法人	人員の状況							計 注(3)
	役員 注(2)	フロン ト・ミド ル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人 事等の業 務に従事 している 職員	
			案件発掘	デューデ リジェン ス	モニタリ ング	ハンズオ ン		
J I C	11	41	14	14	22	-	41	93
I N C J	11	18	注(4) -	注(4) -	注(5) -	18	1	30
中小機構	13	22	注(6) -	14	14	注(6) -	-	35
REVI C	15	165	110	110	110	110	41	221
A - F I V E	6	15	注(4) -	注(4) -	12	11	6	27
P F I 推進 機構	7	15	9	9	13	-	6	26
T H V P	6	16	9	9	9	9	9	22
東大 I P C	5	14	10	10	3	14	9	28
京都iCAP	7	14	10	9	13	10	4	25
O U V C	7	14	7	10	14	10	5	26
クールジャパ ン機構	9	42	32	30	30	32	19	70
Re-Seed機構	12	3	3	3	3	-	4	19
J O I N	8	39	34	34	38	34	21	68
J S T	8	8	5	6	6	5	-	16
J I C T	8	24	20	20	18	20	9	41
J I C N	8	27	19	19	8	3	16	51
グリーンファ イナンス推進 機構	5	19	注(4) -	注(4) -	19	-	8	32
計	146	496	282	297	332	276	199	830

注(1) フロント・ミドル職員の中には、複数の業務を兼務している職員がおり、それぞれの業務に計上しているため、「案件発掘」「デューデリジェンス」「モニタリング」及び「ハンズオン」の計と「フロント・ミドル職員」の人数は一致しない。

注(2) 社外取締役を含む。

注(3) 業務を兼務している職員の重複を除いた純計である。

注(4) I N C J、A - F I V E 及びグリーンファイナンス推進機構は、新規の支援決定を実施していないため、「案件発掘」及び「デューデリジェンス」に係る人員はいない。

注(5) I N C J の案件のモニタリングは、親会社である J I C が実施している。

注(6) 中小機構の案件発掘及びハンズオンについては専任体制をとっていないため、それぞれの支援業務に従事している人数を把握できない。

17官民ファンド運営法人の役職員数の推移をみると、平成25年度末時点では全体で計384人（7法人）であったものが、令和5年度末時点では計830人（17法人）となっており、官民ファンド運営法人の増加や各官民ファンド運営法人の業務拡大により、446人増加していた。

A - F I V E 検証報告では、職員の能力が区々となっていることや、A - F I V E の担当者が頻繁に変わるによりサブファンドに事務負担が生じていたことが取り

上げられている。また、J O I Nが行った調査では、担当者が短期で交代し、引継ぎが十分になされない又はノウハウが蓄積されていないなどの調査結果が得られており、離退職による支援業務への支障が懸念されている。

そこで、17官民ファンド運営法人における職員の採用及び離退職の状況をみると、平成25年度末から令和5年度末までの採用者数が計1,982人となっている一方で、離退職者数も計1,666人に上っていた。そして、職員の育成や引継ぎなどの状況をみると、フロント・ミドル職員の専門性を高めるために、職員に対して外部研修の受講や資格取得を促すことや、職場内での実務に沿った育成を実施することなどの取組が行われていた。また、フロント・ミドル職員の離退職に際して、新しい担当者のみで案件を担当することがないように、複数名で案件を担当しながら引継ぎを行わせることや、新しい担当者が前任の担当者と共に業務を行う引継ぎの移行期間を設けることなどの取組も行われていた。

官民ファンド運営法人は、職員の離退職により支援業務の実施に支障が生ずることのないよう、引き続き、研修、引継ぎなどを適切に実施する必要がある。

(2) 支援決定に至るまでの支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人は、支援のための前段階として、支援の候補となる企業等の探索を実施して（①案件発掘）、その結果として見いだされた案件を対象に、事業の価値の評価及び当該企業等の財務、法務等に関するリスク、問題点等に関する詳細な調査を実施している（②デューデリジェンス）。そして、デューデリジェンスの結果等を基に支援の是非を検討した上で、支援基準に従い支援を行うことが適当であると認められた案件について支援を決定している（③支援決定）。

支援決定に至るまでの支援業務の実施状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 案件発掘の方法

案件発掘は、支援の候補となる案件を実施する者からの官民ファンド運営法人に対する持込み（以下「事業者等による持込み」という。）、フロント・ミドル職員による営業活動、第三者（金融機関、民間企業、所管府省庁等）からの紹介等、様々な方法により実施されていた。

18官民ファンド運営法人における5年度末までの支援約束件数1,722件について、案件発掘の方法をみると、図表3-2のとおり、事業者等による持込みが825件（47.9

%)と最も多くなっていた。一方、官民ファンド運営法人ごとにみると、REVICでは金融機関等からの紹介が最も多く、東大IPC、OUVC及びJSTではフロント・ミドル職員による営業活動が最も多くなっていた。これは、REVICでは、設置根拠法の定める政策目的に基づき、地域の信用秩序の基盤強化に資するために、特に地域金融機関と連携して支援を実施していることから、支援を必要とする事業者と取引関係がある金融機関等からの紹介によるものが多くなったと思料される。また、東大IPC、OUVC及びJSTでは、フロント・ミドル職員が東大、阪大及びJSTの研究成果に係る関係者や研究論文を案件発掘の手掛かりにしていることから、フロント・ミドル職員による営業活動によるものが多くなったと思料される。なお、京都iCAPでは、事業者等による持込みとフロント・ミドル職員による営業活動が同程度となっているが、事業者等による持込み19件のうち10件は、他の官民ファンド運営法人のように支援の候補となる案件を実施する者からではなく、支援の候補となる案件に係る研究者からの持込みによるものとなっていた。

図表3-2 案件発掘の経緯の状況（令和5年度末までの累計件数）（単位：件）

官民ファンド 運営法人	事業者等による 持込み	フロント・ミ ドル職員による 営業活動	第三者からの紹介				計
			金融機関等	所管府省庁	他の官民ファ ンド運営法人	その他	
JIC	38 (88.3%)	5 (11.6%)	-	-	-	-	43
INCJ 注(2)	-	-	-	-	-	-	144
中小機構	384 (100.0%)	-	-	-	-	-	384
REVIC	21 (7.5%)	2 (0.7%)	236 (84.5%)	3 (1.0%)	-	17 (6.0%)	279
A-FIVE	55 (50.4%)	15 (13.7%)	2 (1.8%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	34 (31.1%)	109
PFI推進機構	45 (80.3%)	-	11 (19.6%)	-	-	-	56
THVP	3 (6.6%)	20 (44.4%)	21 (46.6%)	-	-	1 (2.2%)	45
東大IPC	1 (1.2%)	51 (63.7%)	21 (26.2%)	-	1 (1.2%)	6 (7.5%)	80
京都iCAP	19 (31.1%)	17 (27.8%)	-	11 (18.0%)	-	14 (22.9%)	61
OUVC	-	53 (100.0%)	-	-	-	-	53
クールジャパン機 構	24 (42.8%)	3 (5.3%)	15 (26.7%)	7 (12.5%)	-	7 (12.5%)	56
Re-Seed機構	20 (90.9%)	-	2 (9.0%)	-	-	-	22
DBJ	121 (57.3%)	24 (11.3%)	38 (18.0%)	-	1 (0.4%)	27 (12.7%)	211
JOIN	37 (84.0%)	1 (2.2%)	4 (9.0%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	-	44
JST	5 (10.8%)	24 (52.1%)	11 (23.9%)	-	1 (2.1%)	5 (10.8%)	46
JICT	13 (76.4%)	-	2 (11.7%)	-	1 (5.8%)	1 (5.8%)	17
JICN	10 (45.4%)	3 (13.6%)	4 (18.1%)	2 (9.0%)	1 (4.5%)	2 (9.0%)	22
グリーンファイナ ンス推進機構	29 (58.0%)	8 (16.0%)	9 (18.0%)	4 (8.0%)	-	-	50
計	825 (47.9%)	226 (13.1%)	376 (21.8%)	30 (1.7%)	7 (0.4%)	114 (6.6%)	1,722

注(1) 括弧内は計欄に対する割合である。

注(2) INCJは各案件の案件発掘の経緯を厳密に区分していないため、「計」以外の項目を「-」としている。

また、一部の法人では、案件発掘のために、他の機関と連携を図って案件に関する情報を共有する取組が行われており、その中には、国立研究開発法人等の公的機関や民間金融機関等との間で協定を締結して情報を取得しているものもあった。

イ デューデリジェンスの実施状況

官民ファンド運営法人におけるデューデリジェンスの実施状況をみると、いずれの法人においても、財務、法務、知財等の分野を対象として、おおむね、案件の担当者により実施されていた。また、一部の官民ファンド運営法人では、案件の担当者により実施されたデューデリジェンスの結果に対して、担当部署以外の職員が確認を行っていた。さらに、高い専門性が求められる分野等を対象としたデューデリジェンスについては、案件の担当者以外の者や部署により実施されているものや、外部の専門家への委託により実施されているものもあった。

ウ 支援決定の実施状況

(ア) 支援決定機関の状況

官民ファンド運営法人には、支援の候補となる案件に対する支援決定の是非を最終的に判断する機関（以下「支援決定機関」という。）が置かれている。5年度末時点における支援決定機関の状況をみると、15官民ファンド運営法人のうち、^(注26)理事長となっているものが2法人、複数人で構成される理事会、取締役会、又は理事や取締役により構成される支援決定のための委員会となっているものが13法人となっていた。また、支援決定機関が複数人で構成される13法人のうち11法人において、実務経験や学識を有する社外取締役等の外部人材が支援決定機関の構成員の過半を占めていた。

なお、理事長が支援決定機関となっていた中小機構及びJ S Tでは、理事長に案件を付議する前に、外部の実務経験者等により構成される委員会において支援決定の是非について審議を行っていた（官民ファンド運営法人ごとの支援決定機関の状況については、別図表19参照）。

(注26) 検査の対象とした18官民ファンド運営法人から、新規の支援決定を実施していないI N C J、A－F I V E及びグリーンファイナンス推進機構の3法人を除外した。

(イ) 支援決定機関に対するけん制の状況

支援決定機関は、デューデリジェンスの結果等の資料を基に、支援決定の是非を判断することになる。このため、当該支援決定の根拠となる資料に不正や誤り

がないか、判断に際しての議論に不足がないかなどを外部の者が確認し、けん制することが望ましい。ガイドラインにおいても、「執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか」が項目の一つとして挙げられている。

そこで、5年度末時点における支援決定の監視及びけん制を行う外部有識者の有無をみると、15官民ファンド運営法人のうち11法人において、支援決定機関に弁護士、公認会計士等の監査役が陪席していた（支援決定機関における監査役の人数の状況については、別図表20参照）。

(ウ) 利益相反管理

金融機関による出資等に当たっては、一般に、顧客の利益を不当に害することのないよう、金融機関は利益相反管理の体制を整備する必要がある。同様に、官民ファンド運営法人による支援に当たっても、官民ファンド運営法人が利益相反管理の体制を整備する必要があり、ガイドラインにおいても、利益相反事項の検証と確認について言及されている。

そこで、18官民ファンド運営法人において、利益相反管理の体制がどのように整備されているかを支援スキーム別にみると、次のとおりとなっていた。

直接支援を実施している16官民ファンド運営法人は、利益相反管理規程等において、役員等と利害関係のある企業への支援決定に当該役員等が関与しないなど、規制の対象とする利害関係者の範囲や取引類型を定めていた。また、規制に抵触する場合又は抵触するおそれがある場合は、利害関係のある役員等を支援決定に関与させないなどの措置を講じていた。一方、間接支援を実施している13官民ファンド運営法人は、サブファンドのG Pが支援決定を行うため、契約書において規制対象取引を明記していた。これにより、G Pがサブファンドとの間で規制対象取引に抵触するおそれがある取引を行おうとする場合には、取引実施の可否について組合員の承諾を求めるなどの措置を講じていた。

また、利益相反管理規程等において、規制対象の範囲がどのように定められているかをみると、案件に携わる役職員の近親者を対象とするか否かや、当該役職員の過去に在任した企業等を対象とするか否かについて、官民ファンド運営法人間で相違があった。

なお、従前は利益相反管理規程等によらずに、会社法（平成17年法律第86号）、

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等を準用して利益相反管理を行っていたTHVP、東大IPC及びOUCは、会計検査院の検査を踏まえて、6年8月に規制の対象とする取引類型等の具体例を示した利益相反管理規程等を新たに設ける措置を講じていた。また、AFIVEは、利益相反管理規程等を定めていたものの、役員に係る明確な規定を設けていなかったため、会計検査院の検査を踏まえて、7年1月に利益相反管理規程等を改定して、役員に係る規定を追加する措置を講じていた（官民ファンド運営法人ごとの利益相反管理規程等の整備状況については、別図表21参照）。

（3）支援決定以降の支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人は、支援決定後の案件について、支援決定の内容に基づき契約で支援の上限額を設定して（④支援約束額の設定）、事業の進捗に応じて出資金を払い込むことなどを実施している（⑤実支援）。また、財務情報、経営方針等の企業情報の把握や経営成績の評価を実施して（⑥モニタリング）、その結果に基づくなどして、必要に応じて、案件が抱える課題を解決するための経営支援を実施している（⑦ハンズオン）。そして、最終的に、新規株式公開（IPO）等の実施により支援から退出することになる（⑧EXIT）。

これらの支援業務のうち、モニタリングとハンズオンの実施状況についてみたところ、次のとおりとなっていた（④支援約束額の設定及び⑤実支援の実績については、図表1-2参照。また、⑧EXITの実施状況については、図表1-4参照）。

ア モニタリングの実施状況

（ア）モニタリングの内容

18官民ファンド運営法人が実施したモニタリングの内容をみると、おおむね、対象事業者又はサブファンドの財務、事業の進捗及び経営体制の三つに整理することができ、それぞれについての具体的な着眼項目を例示すると、図表3-3のとおりとなっていた。

図表3-3 モニタリングの内容

内容	着眼項目の例
財務	・資金繰りの状況 ・支出計画の状況 ・調達計画の進捗状況 ・直近の資本政策
事業の進捗	・事業計画との乖離状況 ・修正事業計画の立案要否 ・新規株式公開（IPO）の準備状況
経営体制	・経営陣及び主要人物の異動有無 ・社内運営体制の構築状況 ・各関係者との連携状況

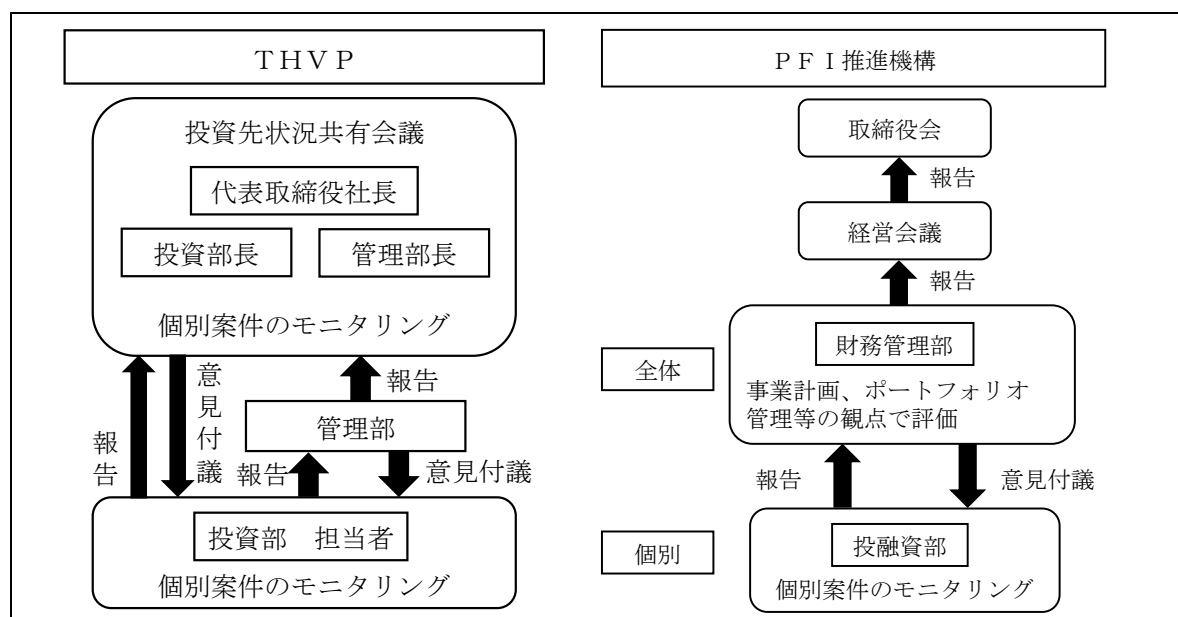
モニタリングの実施方法をみると、直接支援の案件では、対象事業者の月次試算表、事業報告及び取締役会等の資料の確認や、役員との面談、対象事業者への訪問等により状況を把握していた。また、間接支援の案件では、サブファンドの決算書やGPからの報告書等の確認や、サブファンドの組合員集会等への出席等により状況を把握していた。

(イ) モニタリングに対する検証の状況

官民ファンド運営法人は、モニタリングの結果を基に、支援の継続やEXITの実施について判断することになる。モニタリングは、通常、支援を直接実施する部署において実施されていることから、モニタリングの内容に不正や誤りがないかなどについて、第三者的な立場から検証することが望ましい。JOIN検証報告においても、事業推進に対する歯止めとなる機能の強化を行うべきであるとされている。

そこで、5年度末時点におけるモニタリングに対する検証の状況をみると、グリーンファイナンス推進機構以外の17官民ファンド運営法人において、モニタリングを実施した部署以外の部署が、モニタリングの内容を第三者的な立場で検証する機能を担っていた。例えば、図表3-4のとおり、THVPでは、管理部が、投資部が実施した個別案件のモニタリングの内容に対して意見を付議し、モニタリングの内容を共有する会議において当該意見を報告していた。また、PFI推進機構では、財務管理部が、投融資部が実施した個別案件のモニタリングの内容に対して、事業計画や全体的なポートフォリオ管理等の観点で評価しており、また、その結果を経営会議に報告するなどしていた。

図表3-4 モニタリングの内容を第三者的な立場で検証している例



（注） 2官民ファンド運営法人から提出を受けた資料を基に作成した。

上記のほか、DBJ及びJSTの2法人では、官民ファンドの業務の評価等のために、弁護士、公認会計士等の外部有識者で構成される会議体が法人内部に設置されていた。また、THVP、東大IPC、京都iCAP及びOUVCの4法人では、親法人である各国立大学法人により、イノベーション事業のガバナンス確保のために、外部有識者で構成される会議体が設置されていた。

なお、グリーンファイナンス推進機構では、新規の支援決定を行っていた4年度までは、外部有識者で構成される会議体が法人内部に設置されていた（官民ファンド運営法人ごとの外部有識者等で構成される会議体の設置状況については、別図表22参照）。

（ウ） 協調出融資者との情報共有の状況

官民ファンド運営法人は、モニタリングの結果を基に、案件に対する損失計上の可否を判断している。また、協調して支援する者（以下「協調出融資者」という。）と対象事業者又はサブファンドに関する情報を共有しながら、支援を実施している。

JOIN検証報告では、5年度決算において損失を計上した案件について、JOINにおける損失計上及びその公表の時期と協調出融資者におけるこれらの時期とにずれが生じたことを受けて、今後同種のずれが生ずる場合には、協調出融資者の意向に留意しつつ、損失計上等のリスク情報について関係者への早期の説明

を行うべきであるとされている。

これに関して J O I N は、従前から、協調出融資者の協力を得ながら、損失計上の動向を必要に応じて把握していたとしており、また、7年1月の会計実地検査時点では、関係者への説明を行うべき情報の内容等について検討中であるとしていた。

なお、J O I N 以外の17官民ファンド運営法人は、損失計上の動向について、協調出融資者の機微情報であって把握困難であることから、把握していないとしていた。一方、対象事業者の経営状況等の支援に関する情報については、協調出融資者と情報の共有を適宜行っているとしていた。

イ ハンズオンの実施状況

5年度末までの官民ファンド運営法人におけるハンズオンの実施状況をみると、18官民ファンド運営法人のうち14法人が、計836件についてハンズオンを実施していた。ハンズオンの内容は人材支援、事業運営支援、販路開拓支援、資金調達支援等となっており、役職員の派遣や人材採用支援といった人材支援に係る実施事例が534件と最も多くなっていた。

このうち役職員の派遣は、官民ファンド運営法人の役職員を対象事業者の社外取締役等として派遣するものであり、派遣された役職員は、多くの場合、対象事業者の経営全般に直接関わることになる。このため、当該役職員の派遣は、案件の成否に大きな影響を与えようと思料される。

そこで、役職員の派遣の実施状況をみると、人材派遣会社や案件担当者の人脈から適任と見込まれる外部人材を見いだして、官民ファンド運営法人の職員として採用した上で対象事業者に派遣している事例があった。また、事業の進捗状況に応じて複数名の役職員を派遣している事例もあった。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の官民ファンドにおける業務運営の状況に関する各事項について、経済性、効率性、有効性等の観点から、①官民ファンド運営法人に対する国の財政支援の状況はどのようになっているか、K P Iは官民ファンド間の比較検証を可能とする指標となっているか、②官民ファンドの業務に係る損益等の状況はどのようになっているか、4投資計画策定ファンドについて投資計画等の進捗状況はどのようになっているか、支援を継続中の案件に係るE X I Tに向けた状況等はどのようになっているか、剰余金や官民ファンドの業務の実施に必要な国からの出資等について国庫納付は適切に実施されているか、③官民ファンド運営法人における支援業務に係る人員の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況（19～40ページ参照）

ア 国の財政支援の状況（19～22ページ参照）

官民ファンド運営法人に対する官民ファンドの業務に関する政府出資等の5年度末までの累計額は、計2兆2592億余円となっていた。一方、民間出資等の5年度末までの累計額は計9349億余円となっていて、政府出資等の累計額とを合わせた全体の累計額は合計3兆1941億余円となっていた（19～22ページ参照）。

また、政府保証が付された借入等の5年度末までの累計調達額は、計5兆6034億円となっており、政府出資等や民間出資等とともに、官民ファンド運営法人による支援の直接の原資となっていた（22ページ参照）。

イ 官民ファンド運営法人による支援等の状況（22～32ページ参照）

官民ファンド運営法人による5年度末までの支援実績は、支援約束件数計1,722件、支援約束額計7兆0191億余円、実支援件数計1,666件、実支援額計5兆1339億余円、支援実行率73.1%となっていた。支援実績を支援スキーム別にみると、直接支援については、実支援件数計1,048件、支援約束額計4兆3677億余円、実支援額計3兆6318億余円、支援実行率83.1%となっていた。一方、間接支援については、実支援件数計620件、支援約束額計2兆6514億余円、実支援額計1兆5021億余円、支援実行率56.6%となっていた（23～25ページ参照）。

18官民ファンド運営法人の5年度末までの回収の状況をみると、回収額は計4兆2056

億余円、回収率は81.9%となっていた。また、支援スキーム別にみると、直接支援については、回収額は計3兆6625億余円、回収率は100.8%、間接支援については、回収額は計5431億余円、回収率は36.1%となっていた（29～32ページ参照）。

ウ 官民ファンド運営法人による国庫納付等の状況（32、33ページ参照）

5年度末までに、8法人が計4533億余円の国庫納付等を実施しており、18官民ファンド運営法人の政府出資等の額計2兆2592億余円に対する国庫納付等の額の割合は20.0%となっていた。また、事由別にみると、国に対する剰余金の配当等が計2511億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な政府出資金の納付等が計727億余円、貸付金の償還等が1014億余円、官民ファンドの業務の実施に必要な補助金の納付が計279億余円となっていた（32、33ページ参照）。

エ 官民ファンドの運営に係る評価等の状況（33～40ページ参照）

案件ごとの誘発額の状況をみると、3官民ファンド（REVIC、A-FIVE及びイノベーション事業）の計22件については、各官民ファンドが支援を実施した後、当該官民ファンド以外に出資等を行う民間企業等が現れず、5年度末時点において誘発額がゼロとなっていた（38ページ参照）。

具体的な指標が示されている「KPI1-2（エコシステム）」「KPI1-3（呼び水）」及び「KPI2（累積損益）」の三つのKPIについて、計上方法等の条件を内閣官房に確認したところ、ガイドラインや幹事会検証報告において示されている以上に詳細を定めたものはなかった。このため、官民ファンド運営法人における計上方法の実態を確認したところ、「KPI2（累積損益）」及び「KPI1-3（呼び水）」の二つのKPIについては、官民ファンド間における達成状況の比較検証に当たり留意が必要な状況となっていた（38～40ページ参照）。

(2) 財務等の状況（41～70ページ参照）

ア 官民ファンドの業務に係る損益等の状況（41～46ページ参照）

官民ファンド等の累積損益の状況をみると、8ファンドでは5年度末時点で、競争力ファンドでは官民ファンドの業務を完了した平成30年度末時点で、累積損益がそれぞれプラスとなっていた一方、14ファンドでは令和5年度末時点で累積損益がマイナスとなっていた。また、5年度末時点の資産に対する累積損益の割合を算出したところ、4投資計画策定ファンドではいずれも低くなっており、A-FIVEが△102.3%、JOINが△46.9%、クールジャパン機構が△39.6%、JICTが△10.1%となっていた

(41～44ページ参照)。

Re-Seed事業を除く12官民ファンドにおいて、5年度の事務費に占める人件費の割合が50%以上となっていた(46ページ参照)。

イ 4投資計画策定ファンドの投資計画等の進捗状況(47～53ページ参照)

A－F I V Eについて、5年度末時点で支援を継続中の64件の同年度末の引当金控除後貸借対照表価額は、「損失を最小化するための改善計画」の基礎資料における回収額の6年度以降の計画額計155億余円を90億余円下回っていた。また、上記64件のE X I Tの実施見込みをみると、41件については同年度末までのE X I Tの実施のめどが立っていた一方、残る23件については、E X I Tの実施に向けた対象事業者等との協議が継続中となっていた(48ページ参照)。

クールジャパン機構及びJ I C Tは、いずれも、修正後計画及び改善計画の策定時における既存の投資分と比較して将来の投資分の内部収益率及び投資倍率が相当程度高いものとなっていた。一方、J O I Nは、改善計画の策定時における既存の投資分の内部収益率と将来の投資分の内部収益率は、ほぼ同水準(3.0%)となっていた(51ページ参照)。

クールジャパン機構については、設置期限の属する年度である修正後計画の最終年度(15年度)の累積損益額10億円が、設置期限までの産業投資の資本コストの額150億余円を大幅に下回っていた。また、設置期限の定めのないJ O I Nについても、改善計画の最終年度(31年度)の累積損益額20億円が、産業投資から出資を受ける期間を16年度までとして試算した産業投資の資本コストの額332億余円を大幅に下回っていた(52、53ページ参照)。

ウ 支援を実施した案件の損益等の状況(53～69ページ参照)

実支援件数1,666件のうち、5年度末までにE X I Tが実施されていた736件に係る損益の状況をみると、実支援額1兆5983億余円に対して回収額が3兆3892億余円となっており、投資倍率は212.0%となっていた。また、実支援件数1,666件のうち、5年度末時点で支援を継続中の928件に係る損益等の状況をみると、実支援額3兆5268億余円に対して、貸借対照表価額等が3兆2740億余円(うち受取配当金等の回収額が8079億余円)となっており、実支援額に対する貸借対照表価額等の割合は92.8%となっていた(53～57ページ参照)。

E X I T実施済みの736件について、各案件の損益等を集計して、投資分野別、支援

目的別、支援実施国・地域別に全体の状況をみると、投資分野別では工業・エネルギー、宇宙・航空機、人工知能・情報解析及びFinTechの各分野、支援目的別では事業再編支援、支援実施国・地域別では国内案件に係る投資倍率が相対的に高くなっていた一方、投資分野別ではサービス業、メディア・コンテンツ、バイオ及びロボットの各分野、支援目的別ではベンチャー企業等に対する支援、支援実施国・地域別では海外案件に係る投資倍率が相対的に低くなっていた（61～64ページ参照）。

5年度末時点で支援を継続中の928件のうち832件について、5年度末時点想定E X I T時期までの年数をみると、5年度末から5年度末時点想定E X I T時期までの年数が20年超の案件があった（64、65ページ参照）。

上記の928件のうち、支援決定時想定E X I T時期を経過していた167件について、5年度末時点における案件の状況を確認するために、5年度末保有有価証券評価額等と実支援額とを比較したところ、14ファンドに係る126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っていた（65～67ページ参照）。

エ 剰余金の配当等の状況（69、70ページ参照）

I N C J は、新規の支援決定が終了しており、6年度末までに保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めることとされている。官民ファンドの業務の完了に伴い生ずるI N C J の残余財産は、5年度末の繰越利益剰余金等が2898億余円となっていることなどを踏まえると、多額になると見込まれる。I N C J の残余財産は親会社であるJ I C が取得することになるが、J I C は、その活用方針について、関係省庁を含めて検討中であるとしており、7年3月末時点で具体的な方針が決定されていない状況となっていた（69ページ参照）。

5国大ファンドは、5年度末までに4国立大学法人へ計145億余円を分配していた。文部科学省は、国立大学法人に分配された資金について、国庫納付に関する具体的な手続や時期を明確にしていなかった（69、70ページ参照）。

(3) 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況（71～80ページ参照）

ア 支援業務に係る人員の状況（71～73ページ参照）

職員の採用及び離退職の状況をみると、平成25年度末から令和5年度末までの採用者数が計1,982人となっている一方で、離退職者数も計1,666人に上っていた。フロント・ミドル職員の離退職に際して、複数名で案件を担当しながら引継ぎを行わせることや、新しい担当者が前任の担当者と共に業務を行う引継ぎの移行期間を設けることな

どの取組も行われていた（73ページ参照）。

イ 支援決定に至るまでの支援業務の実施状況（73～77ページ参照）

利益相反管理の体制がどのように整備されているかをみると、直接支援を実施している16官民ファンド運営法人は、利益相反管理規程等において、規制の対象とする利害関係者の範囲や取引類型を定めるなどしていた。一方、間接支援を実施している13官民ファンド運営法人は、サブファンドのG Pが支援決定を行うため、契約書において規制対象取引を明記していた。

なお、従前は利益相反管理規程等によらずに、会社法等を準用して利益相反管理を行っていたTHVP、東大IPC及びOUVCは、会計検査院の検査を踏まえて、6年8月に利益相反管理規程等を新たに設ける措置を講じており、また、A-FIVEは、会計検査院の検査を踏まえて、7年1月に利益相反管理規程等を改定して、役員に係る規定を追加する措置を講じていた（76、77ページ参照）。

ウ 支援決定以降の支援業務の実施状況（77～80ページ参照）

官民ファンド運営法人が実施したモニタリングの内容は、おおむね、対象事業者又はサブファンドの財務、事業の進捗及び経営体制の三つに係るものとなっていた。また、17官民ファンド運営法人において、モニタリングを実施した部署以外の部署が、モニタリングの内容を第三者的な立場で検証する機能を担っていた（77～79ページ参照）。

JOIN検証報告では、5年度決算において損失を計上した案件について、JOINにおける損失計上及びその公表の時期と協調出融資者におけるこれらの時期とにずれが生じたことを受けて、今後同種のずれが生ずる場合には、協調出融資者の意向に留意しつつ、損失計上等のリスク情報について関係者への早期の説明を行うべきであるとされている。これに関してJOINは、従前から、協調出融資者の協力を得ながら、損失計上の動向を必要に応じて把握していたとしており、また、7年1月の会計実地検査時点では、関係者への説明を行うべき情報の内容等について検討中であるとしていた（79、80ページ参照）。

5年度末までのハンズオンの実施状況をみると、14官民ファンド運営法人が計836件についてハンズオンを実施しており、役職員の派遣や人材採用支援といった人材支援に係る実施事例が534件と最も多くなっていた（80ページ参照）。

2 所見

官民ファンドは、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間投資を活発化させて民間主導の経済成長を実現することを目的として創設されるなどしたものであり、官民ファンド運営法人は、政府出資等を原資として、対象事業者又はサブファンドに対する支援を実施している。官民ファンドの業務は、民業補完を原則とし、その原資が国の資金であることに十分配慮しつつ、それぞれの政策目的等に鑑み、政府の基本方針や計画等にも留意した上で、官民ファンド運営法人及び所管府省庁の間で連携しながら運営されることなどが求められている。

一方、一部の官民ファンドにおいて多額の累積損失が発生していることが明らかとなったことから、過去の業務運営についての検証結果としてA－FIVE検証報告やJOIN検証報告が公表されており、また、投資計画等が策定されるなどの取組が行われている。

については、官民ファンド運営法人及び所管府省庁並びに幹事会の事務局である内閣官房及び財政投融資を所管する財務省は、今後、次の点に留意して、官民ファンドにおける適切な業務運営を確保する必要がある。

(1) 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況

ア 今後、新規の支援決定を行う官民ファンド運営法人は、官民ファンドが民間資金の呼び水としての役割を期待されていることに鑑み、経済社会情勢を踏まえて、官民ファンドが支援すべき案件か否かを民業補完に十分に配慮して検討すること

イ 幹事会の事務局である内閣官房は、KPIがガイドラインにのっとりた官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、KPIの計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて公表することを検討すること

(2) 財務等の状況

ア A－FIVEは、支援を継続中の案件について7年度末までに確実にEXITを実施できるよう、引き続き、対象事業者等との協議を行うとともに、各案件の収益の最大化を図ることにより、累積損失の最小化を目指すこと。また、農林水産省は、引き続き、「損失を最小化するための改善計画」の進捗のフォローアップを行い、

A－FIVEに対する監督等を適切に行うこと

イ クールジャパン機構、JOIN及びJICTは、案件の内部収益率及び投資倍率の状況等を踏まえて、引き続き累積損失の解消を目指すこと。また、改善計画等の進捗状況によっては、事務費に占める人件費の割合を踏まえて、それぞれの業績に応じた報酬を含む事務費の見直しを検討するなどして経営の改善を図ること。

さらに、クールジャパン機構及びJOINは、各計画の最終年度の累積損益額が産業投資の資本コストの額を大幅に下回るものとなっていること、JOINは、遅くとも31年度までに累積損失の解消を目指すという長期にわたる計画となっていることなどを踏まえ、計画に基づく累積損失の解消を目指すとともに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保に向けた一層の経営の改善に努めること。

また、前記3官民ファンド運営法人の3所管府省庁（経済産業省、国土交通省及び総務省）及び財政投融资を所管する財務省は、引き続き、改善計画等の進捗のフォローアップを行うなどして、3官民ファンド運営法人に対する監督等を適切に行うこと

ウ 官民ファンド運営法人は、リスクが高く、かつ、投資倍率が低い支援対象等があることを踏まえ、引き続き、政策性はもとより収益性にも配慮した支援を適切に実施すること

エ DBJ、JOIN及びJICNは、EXITまでの期間が長期となることが見込まれる案件について、計画どおりに事業が進捗しているかなどのモニタリングを慎重に実施して、状況の変化が生じた場合には、公的資金の活用であることに鑑み、秘匿性に留意しつつ、必要に応じて適時に状況を公表すること

オ 中小機構、REVIC、A－FIVE、クールジャパン機構、JST、グリーンファイナンス推進機構、THVP、東大IPC、京都iCAP及びOUVICは、支援決定時想定EXIT時期を経過していて、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、これらの事態が生じている原因分析等を十分に行い、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、他の官民ファンド運営法人においても、同様の事態が発生した場合には、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること

カ JIC及び経済産業省は、JICの投資活動等の計画も踏まえて、多額になると

見込まれる I N C J の残余財産に係る政府出資の適切な活用の在り方等について、公的資金の活用であることに鑑み、遅滞なく検討及び協議を行った上で、具体的な方針を決定して公表すること

キ 文部科学省は、4国立大学法人与連携して、4国立大学法人に分配された資金について、活用の見込みがないまま滞留することがないように支援の原資等として活用するなどについて適時に検討し、検討の結果、活用する見込みがない資金が生ずる場合は、具体的な手続や時期を遅滞なく調整するなどして4国立大学法人に国庫納付を実施させること

(3) 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況

官民ファンド運営法人は、職員の離退職により支援業務の実施に支障が生ずることのないよう、引き続き、研修、引継ぎなどを適切に実施すること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、官民ファンドにおける業務運営の状況について、今後とも引き続き検査していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	ガイドラインの項目	89
別図表2	16官民ファンドの政策目的、設置期限等	91
別図表3	設置期限が設定されている11官民ファンドのうち設置期限が延長されている5官民ファンドにおける延長の経緯等	94
別図表4	設置期限が設定されていない5官民ファンドのうち業務を継続している4官民ファンドに係る業務継続の判断の状況（令和6年12月末現在）	95
別図表5	官民ファンド運営法人ごとの支援基準の概要	96
別図表6	所管府省庁による監督等の概要	102
別図表7	A－F I V E 検証報告の概要	103
別図表8	J O I N 検証報告の概要等	104
別図表9	政府保証の状況（令和5年度末）	106
別図表10	4国立大学法人における運営費交付金の使用状況（令和5年度末）	106
別図表11	官民ファンド運営法人ごとの支援スキームの状況（令和5年度末）	107
別図表12	案件ごとの実支援額の規模の分布（令和5年度末までの累計）	108
別図表13	官民ファンド運営法人の国庫納付等に係る規定の概要	109
別図表14	官民ファンド運営法人ごとの国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況等	110
別図表15	官民ファンドごとの誘発額の累計額等の推移（平成25年度末～令和5年度末）	128
別図表16	ファンド別の損益の内訳の推移（平成24年度～令和5年度）	136
別図表17	令和5年度末までにE X I T 実施済みの案件の投資倍率の状況	142

別図表18	国大ファンドの分配の状況と存続期間（令和5年度末現在）	・ ・ ・ ・ ・	143
別図表19	支援決定機関の状況（令和5年度末時点での在任者の状況）	・ ・ ・ ・ ・	144
別図表20	支援決定機関における監査役の人数の状況（令和5年度末時点）	・ ・ ・ ・ ・	145
別図表21	利益相反管理規程等の整備状況（令和7年1月現在）	・ ・ ・ ・ ・	146
別図表22	外部有識者等で構成される会議体の設置状況（令和5年度末時点）	・ ・ ・ ・	147

別図表1 ガイドラインの項目

<u>1 運営全般（政策目的、民業補完等）</u> ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。 ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。 ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。 ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。 ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。 ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。 ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。 ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。
<u>2 投資の態勢及び決定過程</u> 2.1 投資の態勢 ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。 ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。 ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。 ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。 ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。 ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。 2.2 投資方針 ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。 ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。 ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価 ・ 民間資金の呼び水機能 ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等） ・ 投資先企業等の経営管理（ガバナンス）態勢や各種のリスク管理（法令遵守等）態勢 ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認 ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等） ・ 各ファンドの政策目的を踏まえたESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス））投資とSDGs（Sustainable Development Goals）への取組の推進 2.3 投資決定の過程 ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。 ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。 2.4 経営支援（ハンズオン） ① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。
 - ・財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
 - ・投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
 - ・E X I Tの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。
- ③ 政策目的との関係で効果的な運用となっているか。その運用状況を適時適切に評価、検証できるよう、個別案件及びファンド全体において、次の点を踏まえたK P I（Key Performance Indicators）を設定、公表しているか。
 - ・政策性と収益性を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にする
 - ・ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価、検証できる指標にする
 - ・各ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定する
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。

2.6 投資の運用方針の見直し

- ① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。
（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（P LやB S等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のE X I Tを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれの場合の対応などが適切に行われているか）

3 ポートフォリオマネージメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

4 民間出資者の役割

- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。
 - ・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的にを行い、説明責任を果たしているか。
 - ・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行うほか、ファンド全体の経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対する説明責任を果たしているか。特に、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合にも、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行っているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。
 - ・投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
 - ・投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等
- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

別図表2 16官民ファンドの政策目的、設置期限等

官民ファンド	設置根拠法等	政策目的	新規支援決定の終了時期 (見直しの時期及び対象)	設置期限
J I C	産業競争力強化法	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること	定めなし (産業競争力強化法の施行後3年を目途として同法を見直し)	令和32年3月
I N C J	平成30年7月の改正前の産業競争力強化法と同趣旨の枠組みの下で運営	最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていることに鑑み、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること	令和2年3月 (定めなし)	7年3月
中小機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号) 産業競争力強化法	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な出資等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備すること	定めなし (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により中期目標期間の終了時に法人の業務全般について見直し)	定めなし
R E V I C	株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)	雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化に資するため、地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うこと	8年3月 注(1) (株式会社地域経済活性化支援機構法の施行後5年を目途として同法を見直し)	13年3月 注(1)
A - F I V E	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと	3年3月 (株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行後3年を目途として同法を見直し)	15年3月
P F I 推進機構	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)	独立採算型等のP F I事業を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うこと等により、民間インフラ資本市場の整備を促進するとともに、必要な知識及び情報の提供その他普及に資する支援を行い、もって我が国においてP F I事業を推進すること	10年3月 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行後3年ごとに同法を見直し)	15年3月
イノベーション事業	国立大学法人法 産業競争力強化法	国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、技術に関する研究成果を事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこと	定めなし (国立大学法人法により中期目標期間の終了時に法人の業務全般について見直し)	定めなし 注(2)
クールジャパン機構	株式会社海外需要開拓支援機構法(平成25年法律第51号)	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うこと	11年3月 (3年3月までに株式会社海外需要開拓支援機構法を見直し)	16年3月

官民ファンド	設置根拠法等	政策目的	新規支援決定の終了時期 (見直しの時期及び対象)	設置期限
Re-Seed事業	耐震・環境不動産形成対策費補助金交付要綱（平成25年国土動整第26号） 平成24年度地球温暖化対策推進事業費国庫補助金交付要綱（平成25年環政経発第1303083号等）	老朽・低未利用不動産の改修、建替え又は開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成を促進するための基金を造成することにより、地域再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進すること	9年3月 (その後の対応については成果の検証を踏まえたものにする。)	19年3月
競争力ファンド 注(3)	株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）	日本の競争力強化に資する、新たな価値の創造（イノベーション）や企業価値向上に向けた取組に対し、リスクマネーの供給を行うこと	定めなし (定めなし)	平成30年度に官民ファンドの業務を完了
特定投資業務		地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに我が国の事業者が生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動に対する金融機関等による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものに対して、貸付けその他の資金供給を行うこと	令和8年3月 注(4) (株式会社日本政策投資銀行法の改正後適当な時期において特定投資業務を見直し)	13年3月 注(4)
J O I N	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成26年法律第24号）	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外における交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うこと	定めなし (株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行後5年ごとに同法を見直し)	定めなし
J S T	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号） 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）	研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、科学技術振興機構の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこと	定めなし (独立行政法人通則法により中長期目標期間の終了時に法人の業務全般について見直し)	定めなし
J I C T	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）	我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること	定めなし (株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行後5年を目途として同法を見直し)	18年3月
J I C N	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること	定めなし (地球温暖化対策の推進に関する法律の施行後10年を目途として同法を見直し)	33年3月
グリーンファンド	地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年環政経発第1306051号）	地域において地球温暖化対策のための事業を行う者を出資等により支援することにより、地球温暖化対策のための投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進すること	4年10月	25年3月

注(1) 令和7年2月に国会に提出された「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案」では、新規支援決定の終了時期を23年3月に、設置期限を28年3月に、それぞれ延長することになっている。

注(2) イノベーション事業の全体としての設置期限は設定されていないが、支援を実施する各国大ファンドについては設置期限が定められている。

注(3) 競争力ファンドは、法令等に基づくものではなく、DBJの業務の一環として実施されていたもの

であり、平成30年度に官民ファンドの業務が完了している。

注(4) 令和7年2月に国会に提出された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」では、新規支援決定の終了時期を13年3月に、設置期限を23年3月に、それぞれ延長することになっている。

別図表3 設置期限が設定されている11官民ファンドのうち設置期限が延長されている5官民ファンドにおける延長の経緯等

官民ファンド	延長前後の設置期限	延長の経緯等
J I C	令和16年3月 →32年3月	- 一般的なファンド期間である10年を考慮すると、「J I Cの運用期限が令和16年のままでは、特に運用期間の長期化が見込まれるディープテック分野、クライメートテック分野のベンチャーキャピタルに対して、期限による制約によって今後投資ができなくなる可能性があること、運用期限延長をしない場合、令和6年3月以降に新設されるファンドへの新たな投資決定が困難となること」について経済産業省とJ I Cの間で問題意識を共有 「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月決定）では、スタートアップ企業の創出・育成の加速は重要な政策課題である一方、①国内スタートアップ企業への投資は海外に比べて大きく劣後していること、②特にグロースステージ、ディープテック分野やセカンダリー投資等に対するリスクマネーの供給は不足しており、こうした分野に対して、民間ファンドのみで十分にリスクマネーが供給されるようになるまでは長期の時間が掛かることが想定されることなどから、民間事業者の予見可能性を高めながら、J I Cが安定的にリスクマネーの供給を行いエコシステムの下支えが可能となるよう、J I Cの運用期限を十分な期間確保することが必要であると判断
REVIC	5年3月 →①8年3月 8年3月 →②13年3月	【延長1回目】 事業再生支援や地域活性化ファンドの設立、運営、地域金融機関等への専門家派遣等を行い、地域企業の支援に取り組むとともに、先導的な支援事例を積み上げてきた。しかし、今後は、地域活性化ファンドを通じた地域経済けん引事業者への支援や、地域金融機関等への専門家派遣、日本人材機構による経営人材の紹介等を通じた地域金融機関に対する人材及びノウハウの支援に重点的に取り組んでいくほか、難易度の高い事業再生案件に係る債権者間調整や経営者保証付き債権等の買取り及び整理を伴う経営者の再チャレンジ支援にも引き続き対応できるよう、REVICの業務の一部の期限を3年延長 【延長2回目】 3年間延長して、この期間内に地域における民間の自律的な中小企業支援又は地域活性化の取組を定着させることに重点的に取り組んできた。しかし、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響をみれば、インバウンドがゼロの状態が長引く可能性があり、また、輸出についても、製造業にとって海外への輸出は相当まだ厳しい状況が続く可能性もある。さらに、企業がそのような影響を受け始めてから申請を出すまでには一定のタイムラグがあることを勘案して、どのような事態が生じても地域経済をしっかりと守っていく枠組みを作っていかなければならないという観点から、新規支援決定の終了時期及び設置期限を5年延長
P F I 推進機構	10年3月 →15年3月	- 地域づくりの核となるスポーツ施設や身近な拠点となる集会所等の活用対象を拡大するとともに、特に地方部への金融等専門的ノウハウの浸透を図り、小規模自治体等の全国各地で幅広く自律的に展開されることが求められる。 - 公共施設等運営事業については、長期にわたる事業期間中の技術革新や事情変更等を踏まえて、柔軟に対応できるようにすることで、より効果的・効率的に事業展開が図られる。 上記のことから、関係者のニーズに的確に対応し、P F I 事業の一層の促進を図る観点から、設置期限を5年延長
特定投資業務	8年3月 →13年3月	「株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」（令和元年12月）において、成長資金市場においていまだに民間プレイヤーの投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどを踏まえて、新規支援決定の終了時期（2年度末）及び設置期限（7年度末）を延長し、特定投資業務を継続することが適当とされた。 他方、本来は民間による自立的な成長資金供給が行われることが望ましいため、特定投資業務による国の関与を時限的なものとするのが適切であることから、民間投資ファンドの慣行を踏まえ、特定投資業務の創設時に想定した投資期間を維持することとし、新規支援決定の終了時期及び設置期限を5年延長
グリーンファンド	20年3月 →25年3月	基金事業の終了予定時期について、最も回収時期の遅い案件の回収時期に合わせて設定しており、「地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱」第9条「補助事業者は、基金事業等の対象事業の事業計画期間が10年を超える場合（超えることが見込まれる場合を含む。）にあつては、大臣に協議の上、前号の公表において、基金事業等を終了する時期として、当該事業計画期間に即した時期を設定することができるものとする。」に基づき、最も回収時期の遅い案件の回収時期に合わせて基金事業の終了期限を25年3月末までと設定

別図表4 設置期限が設定されていない5官民ファンドのうち業務を継続している4官民ファンドに係る業務継続の判断の状況（令和6年12月末現在）

官民ファンド	直近の検討、見直しなど（時期）	業務継続に係る判断の状況
中小機構	第4期中期目標期間における業務の実績に関する評価（令和6年8月）	独立行政法人通則法等の規定により、中期目標や中期計画を作成しており、5年ごとに見直しを行っている。引き続き、中小企業の取り巻く環境や直面する経営課題及び政策を踏まえて、中小機構のファンド事業の在り方について、総合的に検討していくとしている。 前中期目標期間中のファンド業務の状況について、呼び水としての効果も含めて、定量的・定性的に総合的に、所管府省庁の経済産業省において判断を行っている。
イノベーション事業（注）	官民イノベーションプログラム部会（6年7月）	幹事会に登録した最終年度におけるK P I の達成状況が定量的な指標になると考えている。 官民イノベーションプログラム部会において、事業計画の達成状況を定量的に確認するとともに、大学・ベンチャーキャピタルの活動に対する部会委員からの定性的な評価を踏まえ、国立大学における技術に関する研究成果の事業化等について総合的に判断するとしている。
J O I N	海外交通・都市開発事業支援機構（J O I N）の役割、在り方、経営改善策等に関する有識者委員会最終報告（6年12月）	①20から30年以上にわたる長期のプロジェクトを対象とすること、②その期間を通じ、相手国政府の信頼も確保しつつ出資や事業参画を行うことから、あらかじめ、完了期限を設けていない。 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条に基づく5年ごとの検討において、J O I N が適切に運営され、かつ、海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等の当該市場への参入が促進されていること、民業補完及び官の役割のスリム化の観点から、新規案件の引受の終了時期、J O I N の解散その他組織及び業務の全般について、具体的な検討項目を設定し、検討を行うとしている。 また、左記の最終報告を踏まえて、J O I N 及び国土交通省において必要な対応が着実に行われているかの確認を行うため、第三者の目を入れたフォローアップを行っていくとしている。
J S T	第4期中長期目標期間における業務の実績に関する評価（4年8月）	独立行政法人通則法第35条の7の規定に基づき、中長期目標期間の最終年度に、有識者で構成される科学技術振興機構部会や国立研究開発法人審議会の意見を踏まえて文部科学省が判断している。 「新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進に寄与しているか。」を評価軸として、「ベンチャーの創出・支援、効果的な発展に向けて」に係る評価指標を設けて、定性的・定量的に評価している。

（注）イノベーション事業の全体としての設置期限は設定されていないが、支援を実施する各国大ファンドについては設置期限が定められている。

別図表5 官民ファンド運営法人ごとの支援基準の概要

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
J I C	株式会社産業革新投資機構投資基準	○国内投資・イノベーションの好循環創出 ・我が国産業の国際競争力強化に向けて、持続的な成長が必要であり、長期かつ大規模なリスクマネー供給を必要とする事業分野であって、国内投資及びイノベーションの好循環に資する事業活動を支援 ○スタートアップの創出・育成 ・経済成長とイノベーションの担い手であるスタートアップの創出・育成の加速及びグローバルユニコーンの創出に向けて、スタートアップエコシステムの発展促進に資する事業者を支援 ○地方に眠る経営資源の活用 ・高い収益やイノベーションの創出が期待できる技術が多数あるにもかかわらず、リスクマネー不足や人材確保等の課題から、十分に活用されていない地方の大学発スタートアップや中堅企業等の資金需要に対応 ○市場・ビジネス環境の変化に対応する事業再編の促進 ・昨今のビジネス環境の変化に事業再編や新陳代謝を通じて対応することができる事業分野において、中長期の成長投資や業界再編等を通じて産業競争力の強化を支援
I N C J	株式会社産業革新機構支援基準	○社会的ニーズへの対応 ・国内外へのエネルギー・環境問題への対応 ・健康長寿社会の実現 ・国民経済における生産性の向上 ○成長性 ・新たな付加価値の創出等が見込まれること ・民間事業者等からの資金供給が見込まれること ・取得する株式等の処分の蓋然性が高いと見込まれること ○革新性 ・先端基礎技術の結集及び活用 ・ベンチャー企業等の経営資源の結集及び活用 ・技術等を核とした事業の再編・統合 ・我が国に存在する経営資源以外の経営資源の活用
中小機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書	○起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド ・成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。 ○事業承継ファンド ・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。 ○再生ファンド ・地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業活性化協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
REVIC	株式会社地域経済活性化支援機構支援基準	(再生支援決定基準のみ抜粋) 1. 事業再生が見込まれることを確認するものとして次の(1)から(5)までの全てを満たすこと (1) 再生支援の申込みに当たって、次の①又は②のいずれかを満たしていること ① 当該申込みが、いわゆるメインバンク等の当該申込事業者の事業再生上重要な債権者である一以上の者との連名によるものであること ② 事業の再生に必要な投融資等（スポンサー等からの援助を含む。）を受けられる見込みがある、又は①に規定する者から事業再生計画に対する同意を得られる見込みがあることから、①の場合と実質的に同程度の再生の可能性があることを書面により確認することができること (2) 申込事業者が、再生支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、次に掲げる①生産性向上基準及び②財務健全化基準を満たすこと。ただし、事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、これらの基準のうちの一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると機構が認める場合は、これを硬直的に適用することとはしない。 なお、各指標の計算方法については、備考において定めるほか、「事業再編の実施に関する指針」（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）において別に定めるところ（有利子負債に係る計算方法を除く。）による。 ① 生産性向上基準 次のa) からd) までのいずれかを満たすこと a) 自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上 b) 有形固定資産回転率が5%以上向上 c) 従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上 d) a) からc) までに相当する生産性の向上を示す他の指標の改善 ② 財務健全化基準 次のa) 及びb) のいずれも満たすこと a) 有利子負債（資本性借入金がある場合は当該借入金を控除）のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内 b) 経常収入が経常支出を上回ること (3) 申込事業者を再生支援決定時点で清算した場合の当該事業者に対する債権の価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないと見込まれること (4) 機構が申込事業者に対する債権の買取り、資金の貸付け（社債の引受けを含む。以下同じ。）、債務の保証又は出資（債務の株式化を含む。以下同じ。）を行う場合には、再生支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、新たなスポンサーの関与等により申込事業者の資金調達（リファイナンス）が可能な状況となる等、申込事業者に係る債権（債務の保証の履行により取得する求償権を含む。）又は株式若しくは持分の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。なお、再生支援の実施に当たっては、いわゆるメインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用するものとする。 (5) 事業再生計画の内容に機構が申込事業者に対して出資することが含まれる場合には、次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的な措置であることを踏まえ、機構は、その要否及びスポンサーへの譲渡の確実性について十分な検討を行うとともに、再生支援決定時にスポンサーが決まっていなくても、事業再生計画に対する債権者の合意を得る段階までの間に、スポンサーの選定を行うよう努め、スポンサーを得た場合は、出資は、可能な限りスポンサーから行うよう調整するものとする。 ① 機構が事業再生計画の実行支援を強力に推進する上で、機構による出資が真に必要な不可欠であること ② 機構等が申込事業者に対しその株式又は持分の比率に応じたガバナンス（経営管理）を発揮できる体制を構築すること ③ 機構からの出資により、メインバンク、スポンサー等からの投融資等を受けることができることと見込まれること ④ 企業価値の向上により、投下資金以上の回収が見込まれること

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
A－F I V E	株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準	(1) 多様な地域資源の活用 食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること (2) 産業分野の連携 農林漁業以外の業種に属する事業者から出資を受けること等により、対象事業者（機構又は支援対象事業活動支援団体から出資による支援を受ける場合にあっては、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者主体の法人に限る。ただし、農林漁業を行う法人が自ら対象事業活動を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人を含む。）が、2次産業・3次産業の分野において、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること (3) 新たな市場の開拓 例えば次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること ① 農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方式の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入 ② 国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組 ③ 農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓 (4) 農山漁村の活性化等への貢献 地域との調和に配慮しつつ、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に投資した資金の回収の可能性が高いなど、安定的な成長発展が見込まれるものであること
P F I 推進機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準	1. 株式会社民間資金等活用事業推進機構法に基づく事業（選定事業） ・ 公共施設等の整備等の事業 ・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業 2. P F I 事業の内、特定選定事業 ・ 利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業 ・ 利用料金を自らの収入として収受する事業 3. 特定選定事業の内、機構支援基準を満たす事業 ・ 公共性・公益性を有するもの ・ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用 ・ 収益面における出融資等適合性
東北大	外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針	・ 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること ・ 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること ・ 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること ・ 特定研究成果活用支援事業計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること
東大		
京大		
阪大		

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
クールジャパン機構	株式会社海外需要開拓支援機構支援基準	(1) 政策的意義 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務（例えば、コンテンツ、衣食住関連商品、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等）の海外における需要を開拓するとともに、海外における日本の魅力を高め（ブランド化）、更なる需要を開拓し、日本経済に新たな付加価値を付与し、我が国の経済成長に繋げる等の政策的意義を踏まえたものであること (2) 収益性等の確保 以下の①から③のいずれも満たすこと ① 適切な執行体制の確保 公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること ② 民間事業者等からの資金供給 機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること ③ 取得する株式等の処分の蓋然性 支援決定を行ってから一定期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと (3) 波及効果 国内産業に裨益し、我が国経済に対して新たな付加価値をもたらすとともに、例えば次のような要素の一つ又は複数有する事業であること ① 様々な企業・業種との連携 海外における消費者に魅力ある商品又は役務を効果的に販売又は提供するため、単独の企業の事業展開ではなく、様々な企業・業種を超えた連携等があること ② 発信力 日本の魅力の発信により、事業を実施する国等の消費者の消費行動に相当程度の影響を与える可能性を有するもの又は、事業を実施する国等に留まらず当該国等を超えた市場への影響力を有するものであること ③ 市場開拓の先駆け 未開拓の市場への進出、市場シェアの相当程度の拡大、地域の潜在力ある商品等の事業展開その他の海外における消費者の需要の開拓の先駆けとなるものであること ④ 共同基盤 中堅・中小企業や若手クリエイターの個人事業者等が海外への事業展開を目指す場合に、その足がかりとして必要となる共同基盤を提供するものであること
Re-Seed機構	耐震・環境不動産形成促進事業アセット・マネージャー（AM）選定基準	耐震・環境不動産形成促進事業による出資の対象とする対象事業は、次に掲げるいずれかの事業（これらに伴う不動産の取得を含む。ただし、事業終了後の建築物が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される場合を除き、原則として延床面積が2,000㎡以上となる場合に限り）を行うものとする。 ① 現行の耐震基準に適合しない既存建築物について、改修の結果、現行の耐震基準に適合し、かつ、既存建築物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね10%以上削減することが見込まれる改修事業 ② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業 イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね20%以上（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅等のヘルスケア施設、住宅、延床面積10,000㎡以上の建築物又は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市以外の地域（以下「特定地域」という。）の建築物の場合にあっては15%以上。）削減される効果があること（改修事業を行う場合に限り。） ロ 建築環境総合性能評価システムによる評価がAランク以上（特定地域における現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えの場合にあってはB+ランク以上。）であること ハ 建築環境総合性能評価システムのライフサイクルCO₂の評価結果の緑星表示が3つ以上であること ニ 建築物省エネルギー性能表示制度による評価結果の星表示が、建替・開発については4つ以上、改修については3つ以上であること ホ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物であること ヘ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）のうち「I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと ト 地方公共団体及び企業等が実施する環境評価等であって、一定の環境性能を有するものとして、Re-Seed機構が国土交通大臣及び環境大臣と協議の上、認めるもの

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
DBJ	特定投資指針	特定事業活動に対する特定投資業務による資金供給については、次のア又はイのいずれかを満たすとともに、ウを満たすこと ア まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条に規定する基本理念を踏まえ、地域の特性を生かした事業活動を推進し、これによって、まち・ひと・しごと創生（同法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に寄与し、地域経済の自立的発展に資するものであること イ 「日本再興戦略」及び「日本再興戦略 改訂2014」等に沿って、我が国の企業が本来有している潜在力の有効活用及び企業間の連携等によるオープン・イノベーションの適切な組み合わせにより我が国の企業の競争力の強化を推進し、これによって、我が国の経済全体の生産性を向上させ、経済社会の活力の向上及び持続的発展に資するものであること ウ 民間金融機関等との協働による成長資金供給の取組を通じて、成長資金に係る民間の供給主体の着実な増加及びメザニン・ファイナンスやエクイティ等の成長資金に係る市場の発展に資するものであること
JOIN	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準	(1) 政策的意義 ① 我が国に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、対象事業に関する海外市場への我が国事業者の参入が促進されること ② 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること ③ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれていること ④ 対象事業の実施に関し、環境社会配慮が行われること (2) 民間事業者のイニシアチブ ① 機構による支援が、海外展開に意欲のある民間事業者への後押しとなること ② 機構と協調して、民間事業者から対象事業に対する出資等の資金供給が行われると見込まれること ③ 機構が、民間事業者と連携・調整の上、適切に対象事業に対する事業参画を行い、必要に応じて役員又は技術者を派遣すること ④ 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。 (3) 長期における収益性の確保 ① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること ② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること ③ 民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと ④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること (4) 他の公的機関との関係 機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること
JST	出資事業の実施に関する規則	・機構研究成果発ベンチャー企業 ・機構事業で研究開発実施中のベンチャー企業 ・出資の対象とする時期的要件は、会社を設立した時から概ね5年以内とする。

官民ファンド運営法人	支援基準の名称	支援基準の概要
J I C T	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準	(1) 政策的意義 - 我が国の事業者者に蓄積された知識、技術及び経験を活用するものであること - 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であって、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又は I C T サービスを提供するもの イ 法第2条第2項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業 (2) 民間事業者のイニシアティブによる運営 - 機構が我が国の事業者との間で最大出資者とならないこと（例外：一時的である場合） (3) 対象事業の長期収益性の確保 - 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること - 長期的には利益が確保できると見込まれるものであること - 機構が保有株式の譲渡等による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること (4) 他の公的機関との関係 - J B I C、J I C A、N E X I 等の他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担が行われていること
J I C N	株式会社脱炭素化支援機構支援基準	(1) 政策的意義 - 温室効果ガスの削減効果が高いこと - 経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること等 (2) 民間事業者等のイニシアティブ - 脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること - 民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること等 (3) 収益性の確保 - 対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること - 機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること等 (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保 - 地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること - 地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること等
グリーンファイナンス推進機構	地域脱炭素化出資事業に係る出資規程	（対象事業の要件） 第4条 機構の出資の対象とする対象事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすもののうちから、機構が出資対象として適当と認めるものとする。 - 事業の実施により二酸化炭素の排出量が抑制され、又は削減されること - 事業を実施する地域の活性化に資すること - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度による売電を行う太陽光発電事業ではないこと - 長期的に採算をとる見込みがあること - 民間事業者等（金融機関を含む。）だけでは事業に必要な資金を調達することができないことが、事業の関係者への質問等を通じて確認できること - 機構からの出資を受けることにより、民間事業者等（金融機関を含む。）からの必要な資金の調達が可能となる見込みがあり、機構からの出資が事業成立に必要な資金の調達に資すると認められること - 事業を実施する地域に所在する民間事業者等（金融機関を含む。）からの融資又は出資を受けることができる見込みがあること - 対象事業者が、専ら対象事業を行うことを目的とするものであること。ただし、対象事業が、対象事業者が行う他の事業に係る資金と区分経理される場合にあってはこの限りではない。 - 対象事業者が、自ら主導的に事業を遂行する能力、意思及び体制を有すること - 再生可能エネルギー発電事業にあっては、事業を実施する地域において、再生可能エネルギー発電事業のために活用することができる資源が十分に活用されていないと認められること - 基金事業による支援を受けることを通じ、事業の関係者との調整の円滑化が図られるなど、事業の円滑な実施に資する見込みがあること - 事業に対して融資又は出資をする民間事業者等（金融機関を含む。）が、当該融資又は出資を通じ、再生可能エネルギー発電事業等に関する知見及び経験を蓄積することで、当該民間事業者等（金融機関を含む。）による再生可能エネルギー発電事業等に対する自律的な融資又は出資の促進に資することが期待されること - 事業の実施により、他の同様の再生可能エネルギー発電事業等が実施される場合における参考となることが期待されること

別図表6 所管府省庁による監督等の概要

官民ファンド 運営法人	組織 形態	所管府省庁	設置根拠法等に基づく所管府省庁 の監督の根拠となる法律等	所管府省庁の支援決定等への関与の状況					
				役員の 認可	予算の 認可	支援決定時の 認可等	支援決定 に係る委 員会への 参加	支援先の事業情報の報告	E X I T 時の認可 等
J I C	株式 会社	経済産業省	産業競争力強化法	有	有	認可	無	無	無
I N C J		経済産業省	会社分割に関する認可について	無	無	意見照会	無	無	意見照会
R E V I C		内閣府本府 等（注）	株式会社地域経済活性化支援機構法	有	有	報告	無	無	報告
A - F I V E		農林水産省	株式会社農林漁業成長産業化支援機 構法	有	有	認可及び意見 照会	無	口頭で報告（不定期）	認可
P F I 推進 機構		内閣府本府	民間資金等の活用による公共施設 等の整備等の促進に関する法律	有	有	意見照会	無	無	意見照会
クールジャ パン機構		経済産業省	株式会社海外需要開拓支援機構法	有	有	意見照会	無	支援中の個別支援案件の事業状 況については、四半期ごとに共 有される投資管理委員会資料 （文書）等により報告	意見照会
D B J		財務省	株式会社日本政策投資銀行法	有	無	意見照会	無	財務省へ報告	報告
J O I N		国土交通省	株式会社海外交通・都市開発事業 支援機構法	有	有	認可及び協議	無	半期に一度、出資済案件の建 設・創業・財務状況等について 国土交通省等へのモニタリング 報告を実施	認可
J I C T		総務省	株式会社海外通信・放送・郵便事業 支援機構法	有	有	認可及び協議	無	半期に一度、出資済案件の事業 の進捗状況、営業状況、投資先 の財務状況等について総務省等 へのモニタリング報告を実施	認可
J I C N	独立 行政 法人	環境省	地球温暖化対策の推進に関する法 律	有	有	意見照会	無	モニタリングの結果について、 原則として翌月中旬を目途に環 境省等へ報告	意見照会
中小機構		経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備機構 法、独立行政法人通則法	有	有	報告	適宜参加	出資先候補評価委員会にオブ ザーバーとして参加	無
J S T		文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構 法、独立行政法人通則法	有	有	報告	無	四半期に一度程度、投資委員会 で全支援先の事業状況を報告す る中で、文部科学省もオブザー バー参加し、支援先の事業活動 の状況を共有	報告
東北大	国立 大学 法人	文部科学省	官民イノベーションプログラム部 会の設置について	有	有	報告	無	事業報告書による報告、国立大 学法人評価委員会官民イノー ベーションプログラム部会（社内組 織体制や投資実績、投資見込み 案件、E X I T 報告、引当・減 損等の報告を実施）への報告	無
東大		文部科学省							
京大		文部科学省							
阪大		文部科学省							
Re-Seed機構	一般 社団 法人	国土交通 省、環境省	耐震・環境不動産形成促進事業実施 要領	無	無	無	無	国土交通省及び環境省と月2回程 度定例会を開催し、コミット、 出資実行済みの案件の状況や支 援候補案件の検討状況を報告	無
グリーンフ ァイナンス推進 機構		環境省	地域脱炭素化出資事業実施要領	無	有	無	無	理事会で半期ごとのモニタリン グ結果を報告する際に、環境省 もオブザーバー参加し、情報を 共有	無

（注） R E V I C の所管府省庁は、内閣府本府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省である。

別図表7 A－F I V E 検証報告の概要

検証項目	1	産業投資に係る予算規模や前提とした投資規模は適正だったのか	
	2	対象とする投資分野や投資手法は適切だったのか	
	3	サブファンド方式は適切だったのか	
	4	A－F I V Eによる直接投資への取組は有効に機能したのか	
	5	投資決定に至る手続等は適切だったのか	
	6	モニタリングは適切だったのか	
	7	A－F I V Eによる経営支援は適切だったのか	
	8	E X I Tの方法は適切だったのか	
	9	A－F I V Eの組織体制やガバナンスは適切だったのか	
	10	投資判断は適切に行われていたのか	
検証結果 (概要)	1	投資規模、投資収益等に見合わない高コストな組織体制であったこと	・6次産業化事業の成長性、投資規模、投資収益等を過大に見込み、これを前提とした高コストな組織体制等を整備 ・その結果、投資自体の収益は21億円を見込みつつも、それを上回る管理費が必要となり、最終累積損失は120億円を見込む。
	2	投資対象が限定され、投資手続が重層的であったこと	・当初、投資対象を高い成長率が見込み難い6次産業化事業に限定 ・農林漁業者による出資の過半要件により投資対象が大幅に限定されたこと、計画認定が投資の前提とされたことにより投資手続きも重層的で煩雑 ・一方で、著しく不合理な投資判断は行われていなかった。
	3	E X I T収益の最大化が図れていなかったこと	・投資先事業者による自社株買いを優先したこと、E X I Tの時期が投資先事業者の意向を尊重したことで、E X I T収益の最大化を阻害
	4	サブファンドが十分に機能しなかったこと	・投資案件の組成や経営支援等に十分対応できるサブファンドが少なく、A－F I V Eがサブファンドの経営支援等を代替 ・一部の能力の高いサブファンドの投資決定にもA－F I V Eの事前同意を求め、サブファンドの主体的な取組を阻害
	5	その他	・A－F I V Eによる経営支援は、業績回復、企業価値の向上に一定の効果を発揮 ・地銀等にとって、農林漁業分野における投資に係る知見を広める結果につながった。 ・農林漁業の生産の高度化、輸出・海外展開、フードテック等の分野において、出資による資金調達のニーズは存在しており、これら分野への十分な投資を確保していくこと自体は必要であること

別図表8 J O I N検証報告の概要等

令和5年度決算において損失を計上した主な案件の概要	1	<u>テキサス高速鉄道事業（損失額約417億円）</u> テキサス州で高速鉄道開発事業を進めている米国の民間企業に出融資・事業参画し、ダラス～ヒューストン間を新幹線システムで結ぶ事業
	2	<u>ブラジル都市鉄道整備・運営事業（損失額約81億円）</u> 三井物産及びJ R西日本と共同で出資するS P Cを通じて、現地パートナーとともに、ブラジルにおいて参画した四つの都市鉄道整備・運営事業
	3	<u>ミャンマー都市開発3事業（損失額約179億円）</u> ① ヤンゴンランドマーク事業 三菱商事及び三菱地所と共同で設立するS P Cが、ミャンマーの現地企業とともに、ヤンゴン中央駅の西においてオフィス、ホテル等の建設及び運営を行う都市開発事業 ② ヤンゴン博物館跡地開発事業 フジタ及び東京建物と共同で出資するS P Cが、ミャンマーの現地企業とともに、ヤンゴン中央駅の北西においてオフィス、商業施設等からなる複合施設の建設及び運営を行う都市開発事業 ③ ヤンキン都市開発事業 鹿島建設と共同で出資するS P Cが、ヤンゴン中央駅の北のヤンキン地区においてオフィス、ホテル等から成る複合施設の建設及び運営を行う都市開発事業
J O I Nの役割・在り方の検証	1	インフラ海外展開は政府の重要な施策であり、現下の状況においてもJ O I Nの役割には政策的意義・必要性はある。
	2	設置期限の定めがない代わりに実施する5年毎の制度の見直しにおいては、外部有識者の目を入れて組織の存廃を含めて実施すべき
	3	民業補完の原則を踏まえ、民間事業者がイニシアティブを発揮して事業に取り組む場合に、民間のみでは負いきれないリスクを負担する官民ファンドが必要
	4	長期・大型インフラプロジェクトへの初期段階からの出資は高いリスクを伴い、通常は公的資金を含めた資金構築が必要。収益の見通しの立たないリスクの高い事業については、官民ファンドを活用する妥当性に乏しい。 個別事業検証も踏まえ、高速鉄道システム全体を導入する事業については、開発リスクの高さに鑑みて、整備に至るまでの初期段階からのエクイティ出資は、対象外とすべき
	5	J O I Nには J B I C / J I C A では対応できない機能・役割（ハンズオン支援活用による初期段階からのリスクマネー供給）があり、これらを有機的に活用可能であれば、官民ファンドによる支援は有効
今後留意すべき事項	1	報告書で提示した対応策の措置状況を確認するため、第三者の目を入れたフォローアップが必要
	2	累積損失解消のための改善目標・計画（改善計画）の策定に当たっては、固定費の削減に努めるべき

課題への対応策	1	(投資リスク管理について) ①リスクを踏まえた全体ポートフォリオ管理の的確な実施 ・カントリーリスクの高い国・地域への投資規模、1件当たりの投資規模を抑制(上限割合の設定) ・ベンチャー投資は、当面控える。 ・市場リスク、環境リスク等のリスクの多寡を可視化 ・リスク管理等の状況を確実にチェックできるよう、定期的な第三者評価の導入 ・当面の間、着実な収益確保に努められるようなポートフォリオ管理を進める。既存案件についても、より一層のモニタリングと価値向上に努め、E X I Tをタイムリーに行うことができるようにして、累積損失の解消に最大限努める。 ②厳格なリスク管理のための方策の実施 ・大幅な収益悪化時等の客観的な撤退要件や退出(E X I T)方針の明確化 ・J O I Nによる先行出資は対象外とする。 ・相手国政府が適切なリスクを負う確約の取得等、リスク予防・抑制を実施 ③J O I N外の組織との連携、監督官庁の関与の在り方の改善 ・協調案件の実施やリスク情報の共有等、J B I C、J I C A等との効果的な連携策を構築 ・国土交通省のサポートが必要な場面における対応の強化及び支援基準の適用状況の事後的なチェック体制の構築
	2	(損失計上や公表について) 損失計上等のリスク情報・ネガティブ情報については、関係者への早期の説明が必要。公表内容も改善する。
	3	(組織体制について) まずは累積損失解消が第一の経営目標になることについて、事業委員会を含めJ O I N内部でコンセンサスを図る。効果的なハンズオン支援のための専門的知見の提供方策の強化を行う。J O I N内部の事業推進に対する牽制機能の強化等の内部統制の確立、エクイティファイナンス審査体制の強化といった組織ガバナンスの構築が必要

別図表9 政府保証の状況（令和5年度末）

（単位：百万円）

官民ファンド運営法人	令和5年度末までの累計調達額（注）		5年度末時点 政府保証借入等 残高
	種別	金額	
J I C	借入金	3,471,200	600,000
R E V I C	借入金	2,004,200	-
P F I 推進機構	借入金	15,000	-
	社債	88,000	88,000
	小計	103,000	88,000
J O I N	社債	5,000	5,000
J I C T	社債	20,000	20,000
計	借入金	5,490,400	600,000
	社債	113,000	113,000
合計		5,603,400	713,000

（注） 令和5年度末までの累計調達額は、政府保証が付された借入等の同年度末までの累計額を記載しており、借換えによる調達額が含まれている。

別図表10 4国立大学法人における運営費交付金の使用状況（令和5年度末）

（単位：千円）

国立大学法人	区分	第2期中期目標期間 (平成24年度から27 年度)	第3期中期目標期間 (28年度から令和3 年度)	第4期中期目標期間 (4、5両年度)	計
東北大	交付額(A)	2,500,000	-	-	2,500,000
	使用額累計(B)	664,212	1,702,189	90,709	2,457,111
	執行率 (B)/(A)	26.5%	68.0%	3.6%	98.2%
東大	交付額(A)	8,300,000	-	-	8,300,000
	使用額累計(B)	18,220	5,284,940	454,728	5,757,890
	執行率 (B)/(A)	0.2%	63.6%	5.4%	69.3%
京大	交付額(A)	5,800,000	-	-	5,800,000
	使用額累計(B)	124,735	5,311,078	75,496	5,511,311
	執行率 (B)/(A)	2.1%	91.5%	1.3%	95.0%
阪大	交付額(A)	3,400,000	-	-	3,400,000
	使用額累計(B)	183,684	2,807,348	49,998	3,041,031
	執行率 (B)/(A)	5.4%	82.5%	1.4%	89.4%
計	交付額(A)	20,000,000	-	-	20,000,000
	使用額累計(B)	990,853	15,105,557	670,933	16,767,344
	執行率 (B)/(A)	4.9%	75.5%	3.3%	83.8%

（注） 執行率の算出に用いる「(A)」は、「交付額(A)」の「計」欄の数値である。

別図表11 官民ファンド運営法人ごとの支援スキームの状況（令和5年度末）

官民ファンド運営法人		直接支援			間接支援
			出資	貸付け等	
J I C		△	△	△	○
I N C J 注(2)		○	○	○	○
中小機構		－	－	－	○
R E V I C		○	○	○	○
A－F I V E		○	○	○	○
P F I 推進機構		○	○	○	○
THVP	イノベーション事業	○	○	△	△
東大IPC		○	○	○	○
京都iCAP		○	○	○	△
O U V C		○	○	○	△
クールジャパン機構		○	○	○	○
Re-Seed機構		○	○ 注(3)	－	○
D B J	競争力ファンド	○	○	○	○
	特定投資業務	○	○	○	○
J O I N		○	○	○	△
J S T		○	○	－	－
J I C T		○	○	○	○
J I C N		○	○	○	○
グリーンファイナンス推進機構		○	○	○	○ 注(4)
設置根拠法等に定めがある官民ファンド運営法人数		17法人	17法人	15法人	17法人
	うち支援実績がある官民ファンド運営法人数	16法人	16法人	13法人	13法人

注(1) 官民ファンドとして支援実績がある支援スキーム及び支援の手法に「○」、支援実績はないが設置根拠法等において実施することができることとなっている支援スキーム及び支援の手法に「△」を付している。また、「—」は設置根拠法等に定めがない支援スキーム及び支援の手法である。なお、出資又は貸付け等のどちらか一方に「○」が付されている場合は、直接支援に「○」を付している。

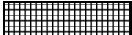
注(2) 株式会社産業革新機構は、平成30年度に改組されて J I C となったが、改組前に支援決定した案件については I N C J が承継したため、それらの支援実績が含まれている。

注(3) 令和5年度の実施要領の改正により、同年度から対象事業者に対する直接出資ができることとなっている。

注(4) 平成29年度の交付要綱の改正により、同年度からサブファンドに対する支援決定を行わないこととしている。

別図表12 案件ごとの実支援額の規模の分布（令和5年度末までの累計）

官民ファンド運営法人 (件数)		(億円)											案件ごとの 実支援額の 最大額
		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100～		
J I C (40件)	件数 割合											5137億余円	
		8件 20.0%	10件 25.0%	8件 20.0%	4件 10.0%	3件 7.5%			1件 2.5%		6件 15.0%		
I N C J (144件)	件数 割合											5070億円	
		69件 47.9%	24件 16.6%	11件 7.6%	10件 6.9%	4件 2.7%	5件 3.4%	1件 0.6%	3件 2.0%		17件 11.8%		
中小機構 (378件)	件数 割合											84億余円	
		177件 46.8%	112件 29.6%	44件 11.6%	18件 4.7%	12件 3.1%	12件 3.1%	2件 0.5%		1件 0.2%			
R E V I C (273件)	件数 割合											4300億円	
		254件 93.0%	8件 2.9%	3件 1.0%	1件 0.3%	1件 0.3%	1件 0.3%	1件 0.3%		1件 0.3%	1件 0.3%	2件 0.7%	
A - F I V E (108件)	件数 割合											20億円	
		104件 96.2%	3件 2.7%	1件 0.9%									
P F I 推進機構 (49件)	件数 割合											374億余円	
		38件 77.5%	4件 8.1%	1件 2.0%	2件 4.0%	1件 2.0%					3件 6.1%		
T H V P (44件)	件数 割合											7億余円	
		44件 100.0%											
東大 I P C (80件)	件数 割合											20億余円	
		77件 96.2%	2件 2.5%	1件 1.2%									
京都iCAP (61件)	件数 割合											15億余円	
		59件 96.7%	2件 3.2%										
O U V C (53件)	件数 割合											10億余円	
		52件 98.1%	1件 1.8%										
クールジャパン 機構 (54件)	件数 割合											139億余円	
		20件 37.0%	15件 27.7%	6件 11.1%	4件 7.4%	2件 3.7%	3件 5.5%		2件 3.7%		2件 3.7%		
Re-Seed機構 (18件)	件数 割合											45億円	
		10件 55.5%	2件 11.1%	2件 11.1%	3件 16.6%	1件 5.5%							
D B J (競争力ファンド) (12件)	件数 割合											548億余円	
		3件 25.0%	2件 16.6%			1件 8.3%			1件 8.3%		5件 41.6%		
D B J (特定投資業務) (197件)	件数 割合												
		104件 52.7%	27件 13.7%	13件 6.5%	2件 1.0%	7件 3.5%	4件 2.0%	1件 0.5%	4件 2.0%	3件 1.5%	1件 0.5%	31件 15.7%	
J O I N (41件)	件数 割合											431億余円	
		11件 26.8%	4件 9.7%	5件 12.1%	2件 4.8%	3件 7.3%	4件 9.7%	4件 9.7%		2件 4.8%		6件 14.6%	
J S T (45件)	件数 割合											1億余円	
		45件 100.0%											
J I C T (17件)	件数 割合											350億円	
		4件 23.5%	4件 23.5%	3件 17.6%		2件 11.7%	1件 5.8%				3件 17.6%		
J I C N (16件)	件数 割合											13億余円	
		15件 93.7%	1件 6.2%										
グリーンファイナンス 推進機構 (36件)	件数 割合											16億円	
		35件 97.2%	1件 2.7%										
合計 (1,666件)	件数 割合											5137億余円	
		1,129件 67.7%	222件 13.3%	98件 5.8%	46件 2.7%	37件 2.2%	30件 1.8%	9件 0.5%	11件 0.6%	7件 0.4%	2件 0.1%	75件 4.5%	

 :100%
  :70%以上100%未満
  :40%以上70%未満

 :20%以上40%未満
  :10%以上20%未満
  :10%未満

(注) D B J から「実支援額を記載することにより対象事業者が特定される可能性がある」旨の申出があったことを受けて、斜線部分には金額を記載していない。

別図表13 官民ファンド運営法人の国庫納付等に係る規定の概要

官民ファンド運営法人	組織形態	政府出資等の種類	官民ファンド運営法人存続期間中の国庫納付等に係る規定			
			剰余金の配当等		政府出資金の納付等 貸付金の償還等 補助金の納付	
				根拠となる法律		根拠となる法律等
J I C	株式会社	出資	○	会社法 産業競争力強化法	△	会社法
I N C J 注(2)	株式会社					
中小機構	独立行政法人	出資	－		○	独立行政法人通則法 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
R E V I C	株式会社	出資	○	会社法 株式会社地域経済活性化支援機構法	○	会社法
A－F I V E	株式会社	出資	△	会社法 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法	△	会社法
P F I 推進機構	株式会社	出資	○	会社法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	△	会社法
東北大注(3)	イノベーション事業	国立大学法人	出資	－	△	国立大学法人法
東大注(3)		国立大学法人	出資	－	△	国立大学法人法
京大注(3)		国立大学法人	出資	－	△	国立大学法人法
阪大注(3)		国立大学法人	出資	－	△	国立大学法人法
クールジャパン機構	株式会社	出資	△	会社法 株式会社海外需要開拓支援機構法	△	会社法
Re-Seed機構	一般社団法人	補助金の交付	－		○	耐震・環境不動産形成対策費補助金交付要綱 平成24年度地球温暖化対策推進事業費国庫補助金交付要綱
D B J	競争力ファンド	株式会社	貸付け	△	○	借用証書
	特定投資業務	株式会社	出資			株式会社日本政策投資銀行法
J O I N	株式会社	出資	△	会社法 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法	△	会社法
J S T	独立行政法人	出資	－		○	独立行政法人通則法 国立研究開発法人科学技術振興機構法
J I C T	株式会社	出資	△	会社法 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法	△	会社法
J I C N	株式会社	出資	△	会社法 地球温暖化対策の推進に関する法律	△	会社法
グリーンファイナンス推進機構	一般社団法人	補助金の交付	－		○	地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱
設置根拠法等に国庫納付等の定めがある官民ファンド運営法人数			9法人		17法人	
うち国庫納付等の実績がある官民ファンド運営法人			3法人		6法人	

注(1) 官民ファンド運営法人として国庫納付等の実績があるものに「○」、国庫納付等の実績はないが設置根拠法等において実施することができることとなっているものに「△」を付している。

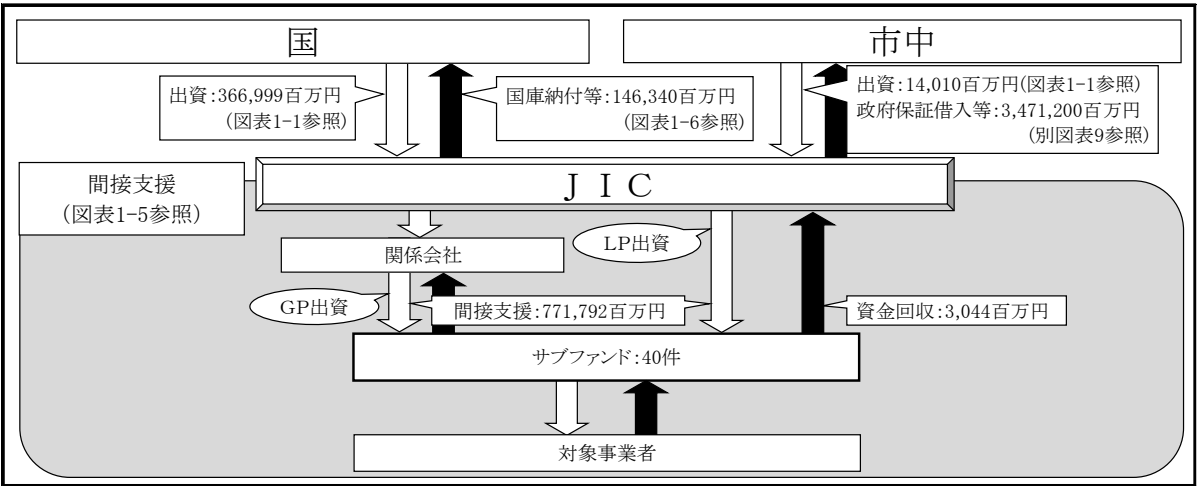
注(2) I N C J は、J I C の100%子会社であり、J I C を通じて間接的に国庫納付等を実施している。

注(3) T H V P、東大 I P C、京都iCAP及びO U V Cについては、親法人である各国立大学法人が国庫納付を実施することとなっているため、国立大学法人名を記載している。

別図表14 官民ファンド運営法人ごとの国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況等

(1) J I C

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



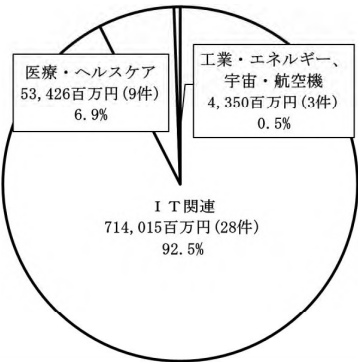
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

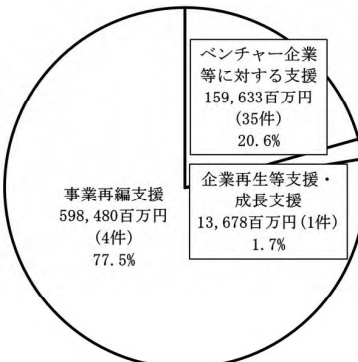
役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
11	41	14	14	22	-	41	93

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

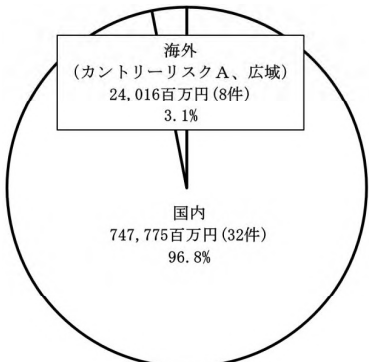
○投資分野別



○支援目的別



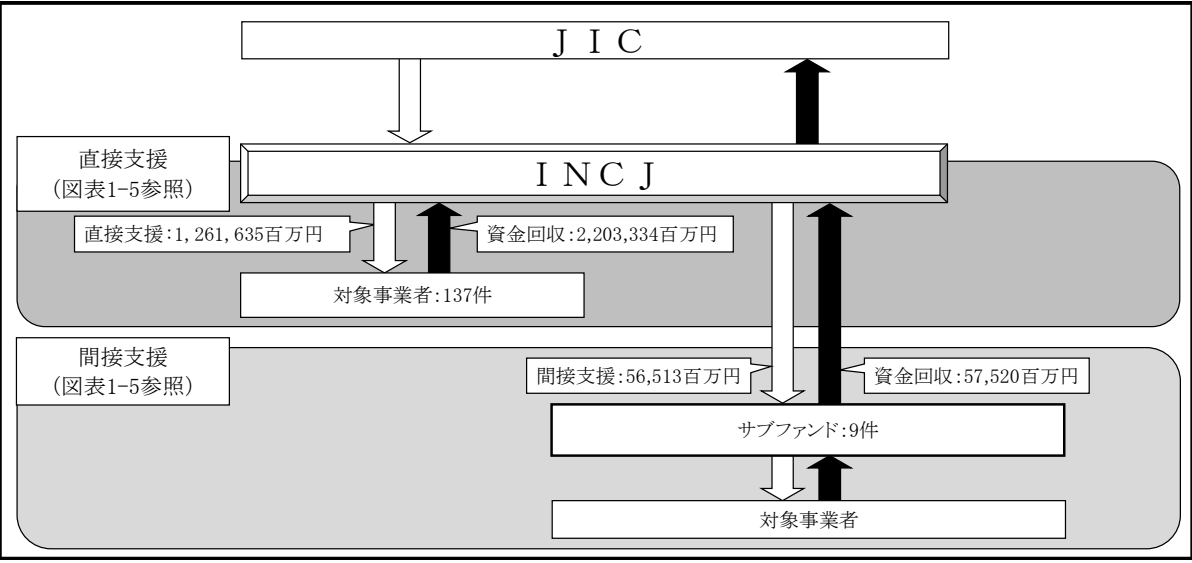
○支援実施国・地域別



（注）NEXIが公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(2) I N C J

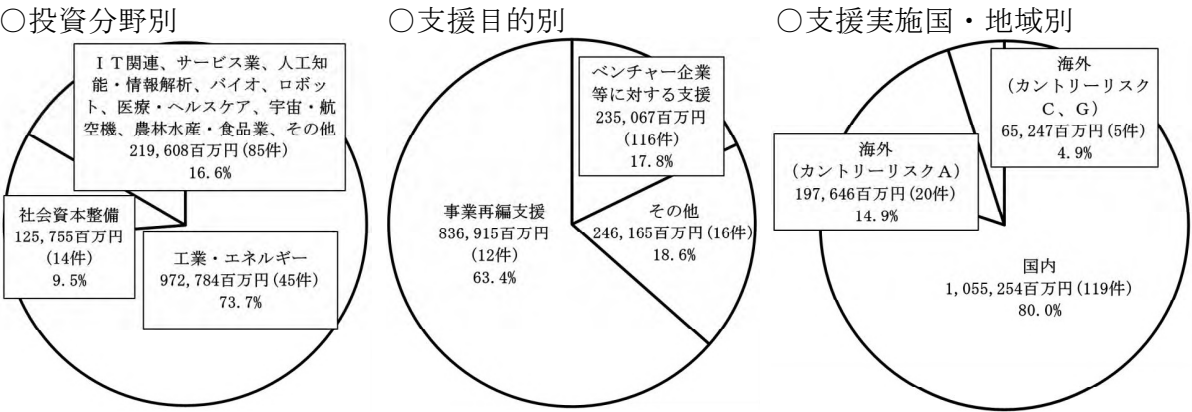
ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
11	18	-	-	-	18	1	30

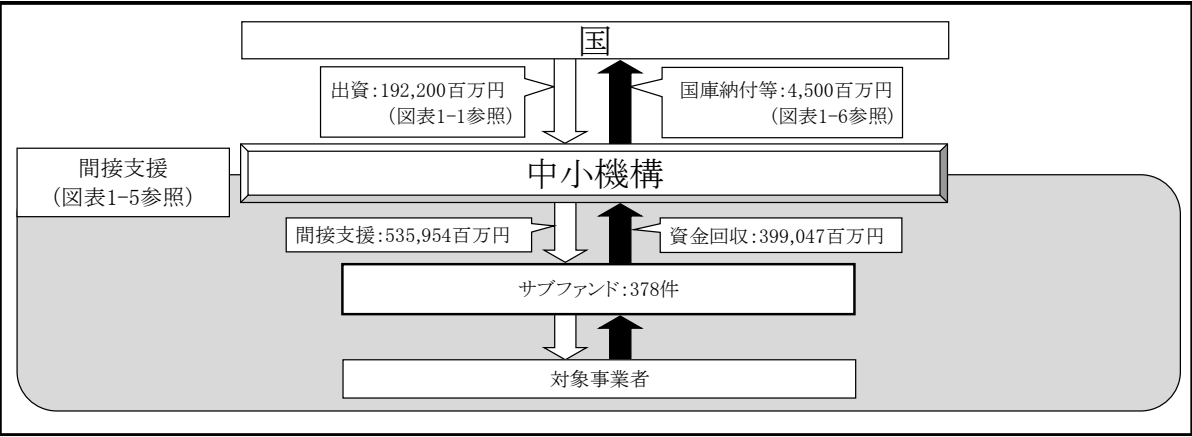
ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）



(注) N E X I が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(3) 中小機構

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



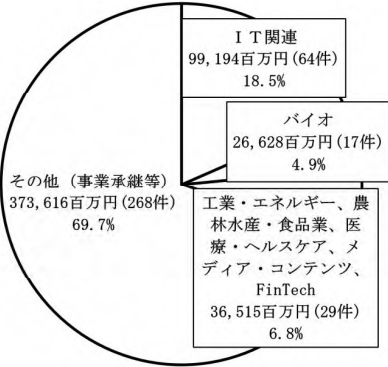
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

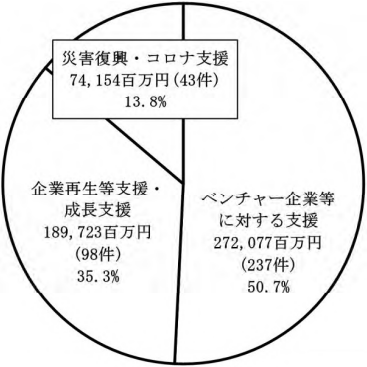
役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
13	22	-	14	14	-	-	35

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

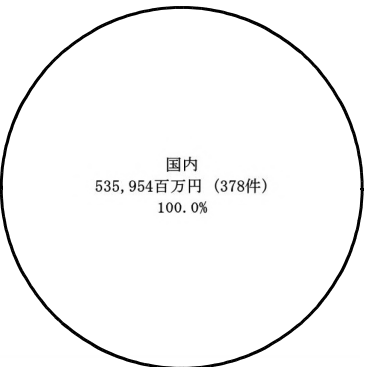
○投資分野別



○支援目的別

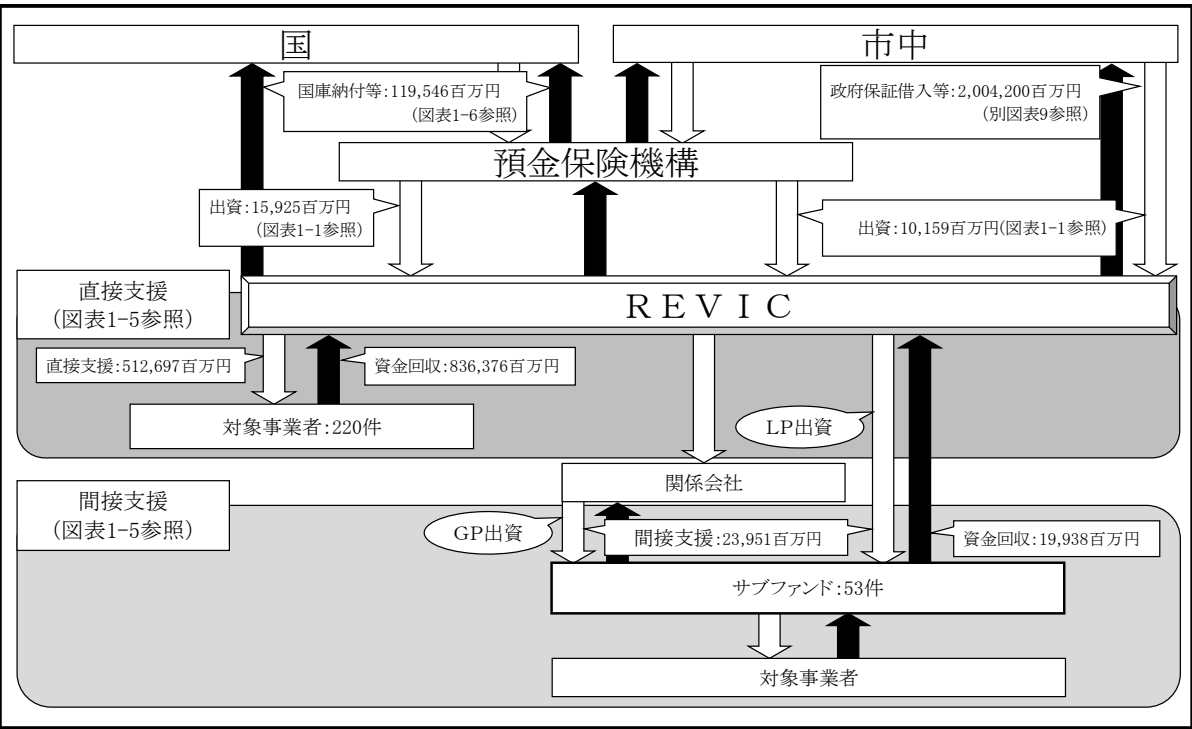


○支援実施国・地域別



(4) R E V I C

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



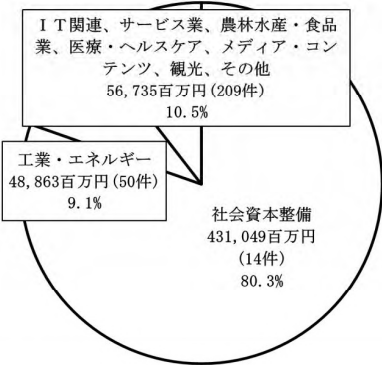
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
15	165	110	110	110	110	41	221

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

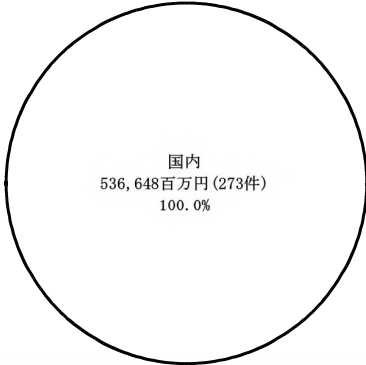
○投資分野別



○支援目的別

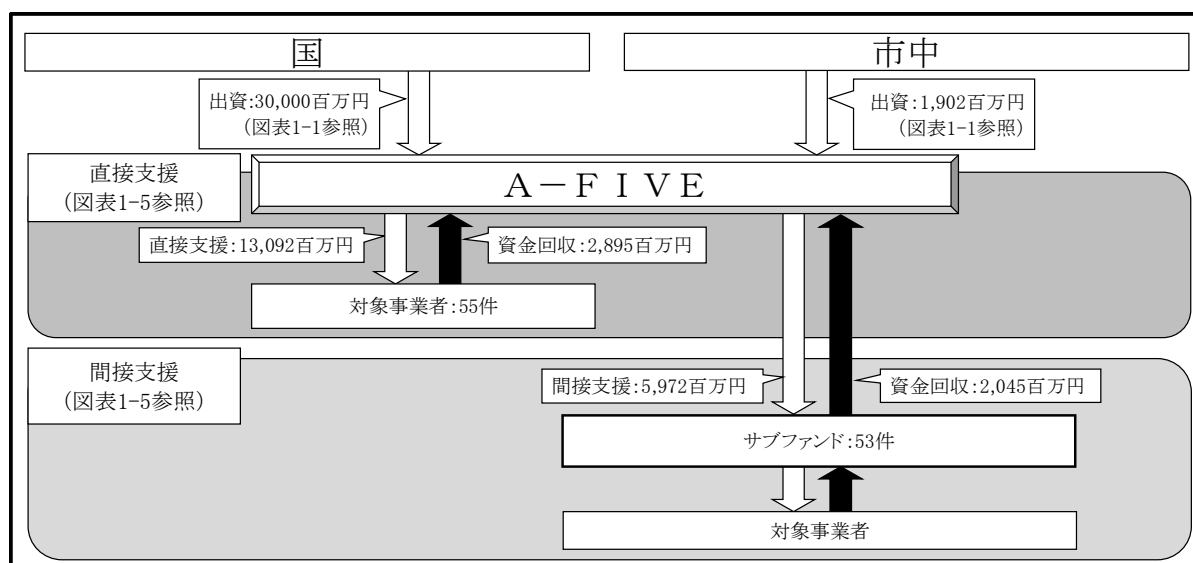


○支援実施国・地域別



(5) A－F I V E

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



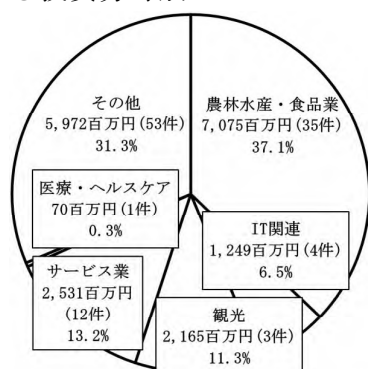
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

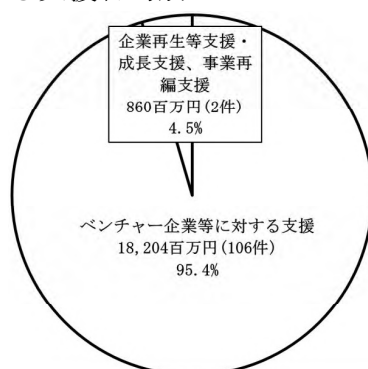
役員	フロン ト・ミド ル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事 等の業務に 従事してい る職員	計
		案件発掘	デューデリ ジェンス	モニタリング	ハンズオン		
6	15	-	-	12	11	6	27

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

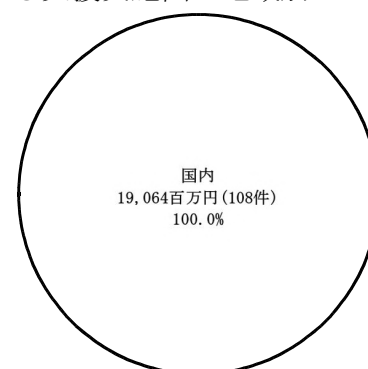
○投資分野別



○支援目的別

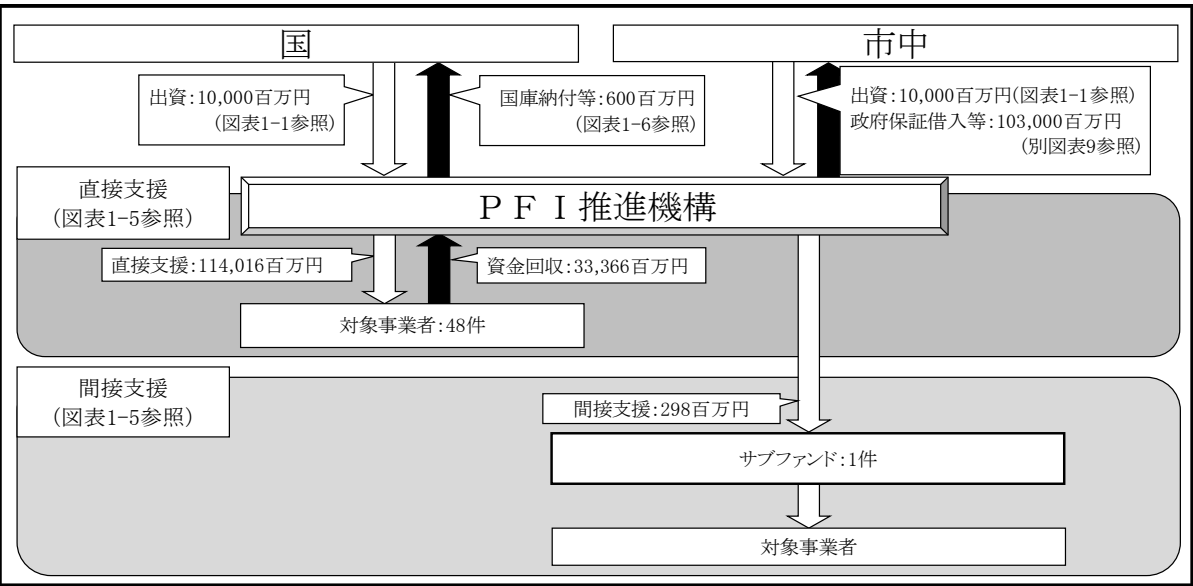


○支援実施国・地域別



(6) P F I 推進機構

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員 (令和5年度末時点) (単位:人)

役員	フロン ト・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事 等の業務に 従事してい る職員	計 (注)
		案件発掘	デューデリ ジェンス	モニタリング	ハンズオン		
7	15	9	9	13	-	6	26

(注) 業務を兼務している職員の重複を除いた純計である。

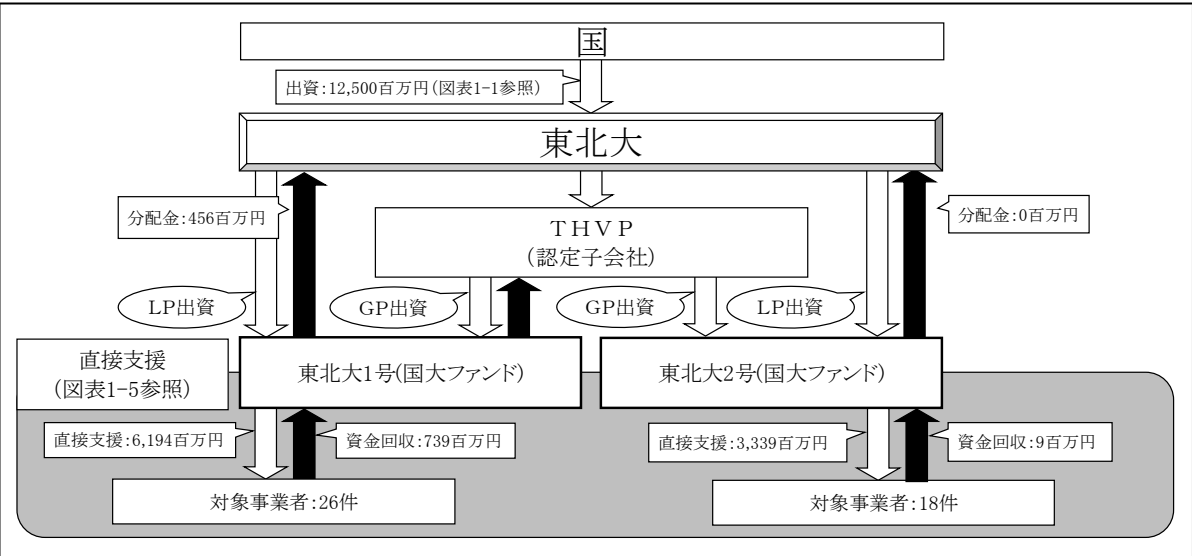
ウ 投資分野別等の支援の状況 (令和5年度末時点)

○投資分野別 ○支援目的別 ○支援実施国・地域別



(7) THVP

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況

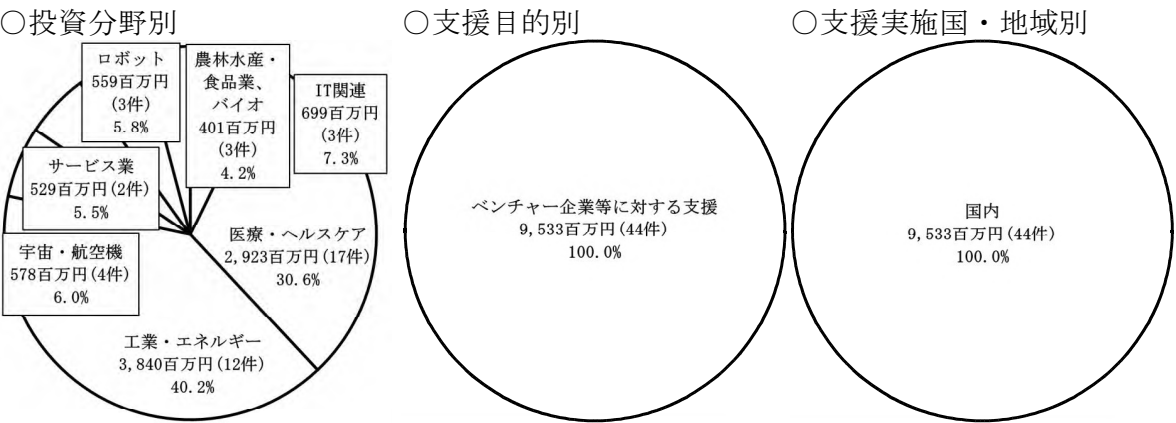


イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計 (注)
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
6	16	9	9	9	9	9	22

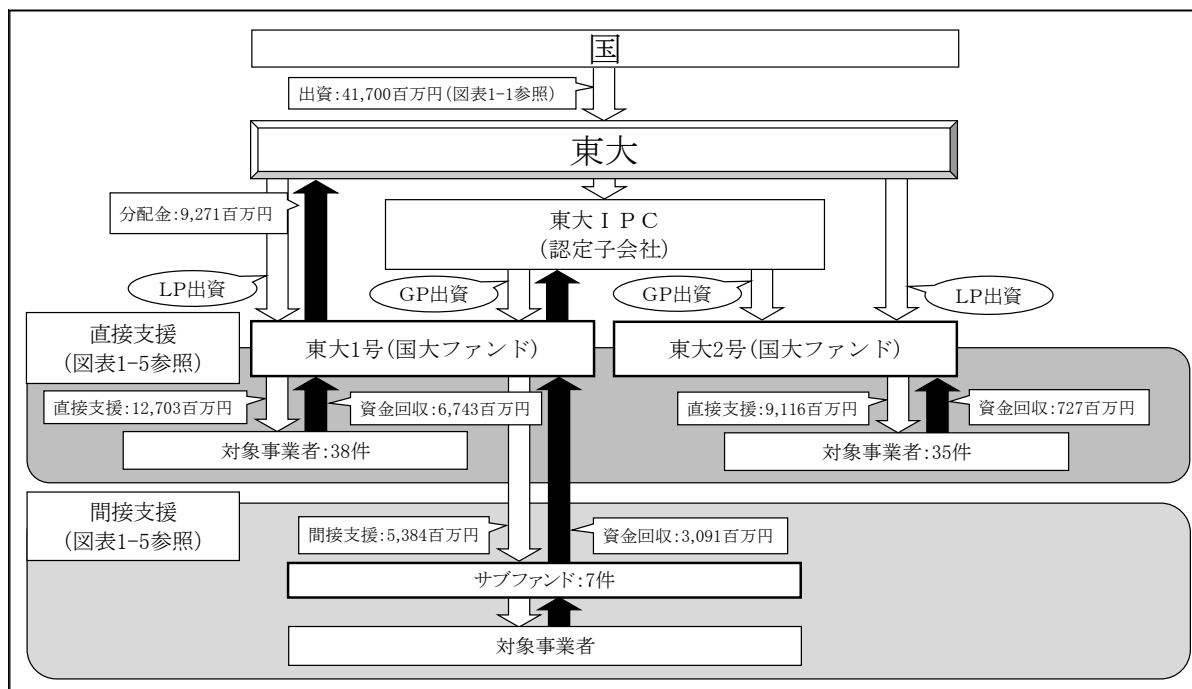
(注) 業務を兼務している職員の重複を除いた純計である。

ウ 投資分野別等の支援の状況（東北大1号及び東北大2号合算。令和5年度末時点）



(8) 東大 I P C

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



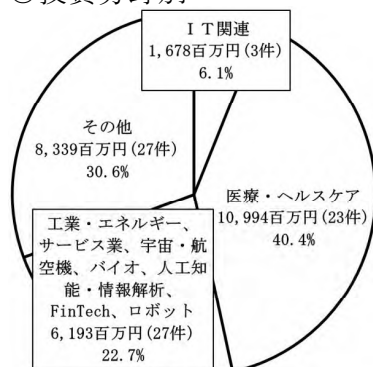
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
5	14	10	10	3	14	9	28

ウ 投資分野別等の支援の状況（東大1号及び東大2号合算。令和5年度末時点）

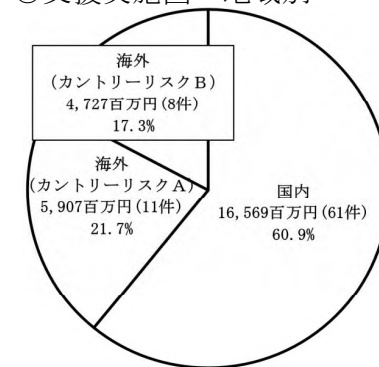
○投資分野別



○支援目的別



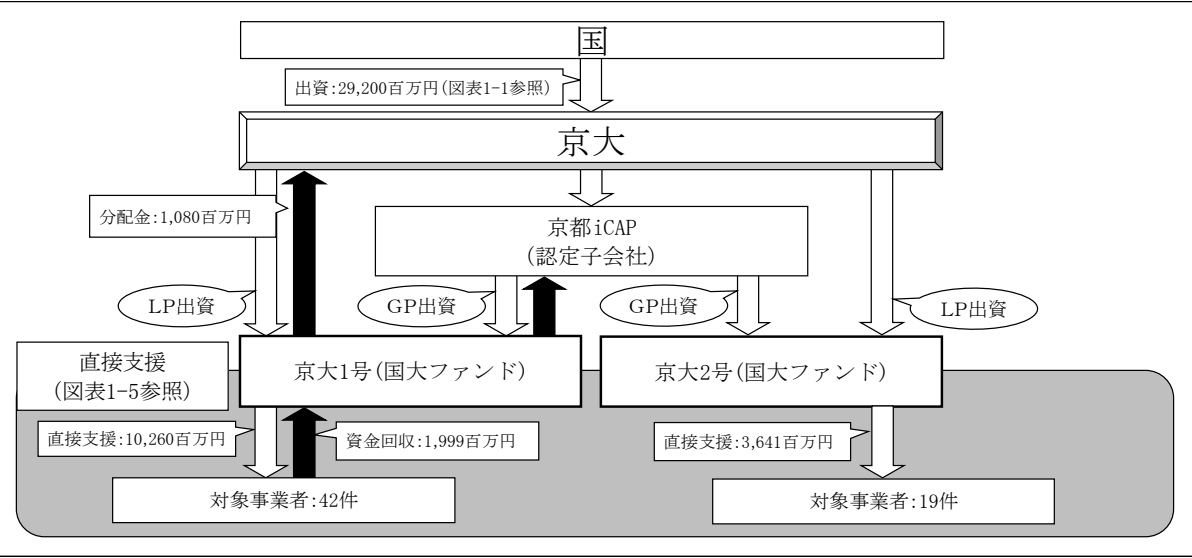
○支援実施国・地域別



（注）NEXIが公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(9) 京都iCAP

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



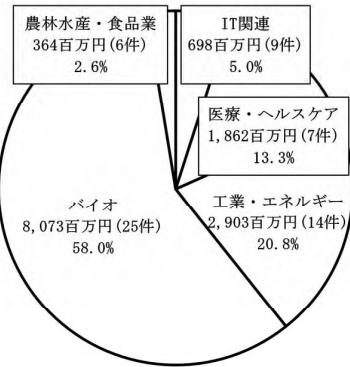
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
7	14	10	9	13	10	4	25

ウ 投資分野別等の支援の状況（京大1号及び京大2号合算。令和5年度末時点）

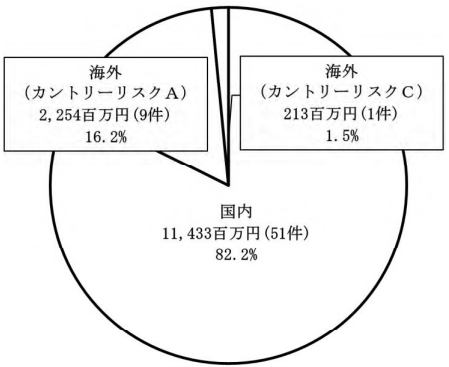
○投資分野別



○支援目的別



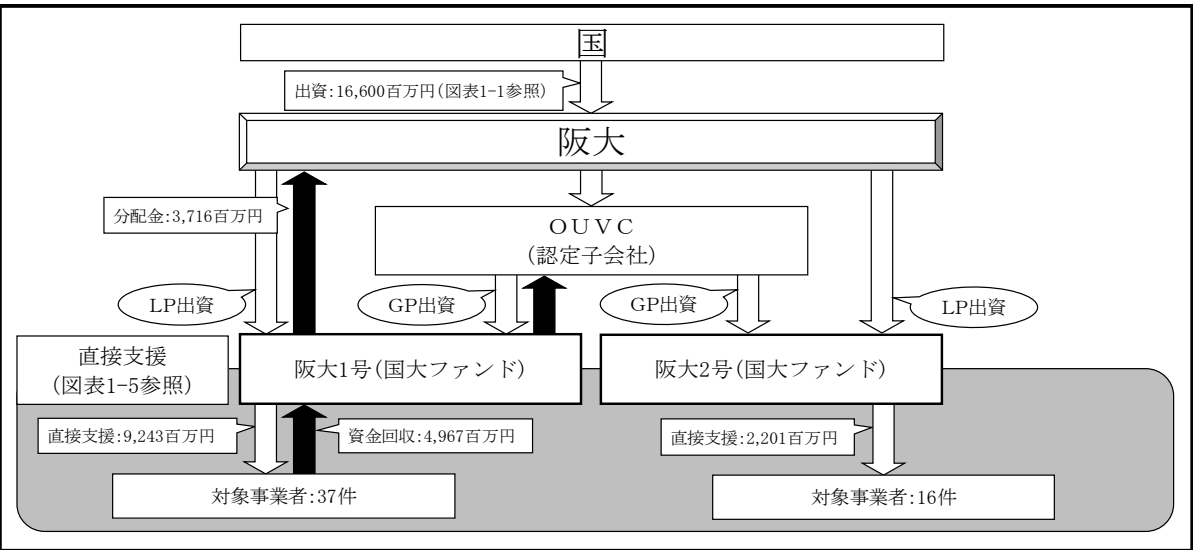
○支援実施国・地域別



（注）NEX I が公表している国・地域のカントリーリスクの 카테고리を使用して、案件ごとに分類している。

(10) O U V C

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



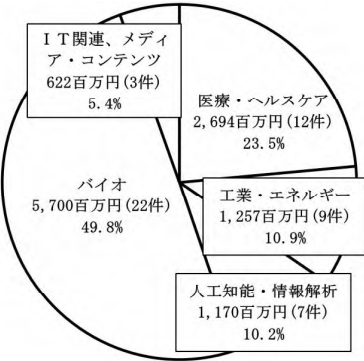
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
7	14	7	10	14	10	5	26

ウ 投資分野別等の支援の状況（阪大1号及び阪大2号合算。令和5年度末時点）

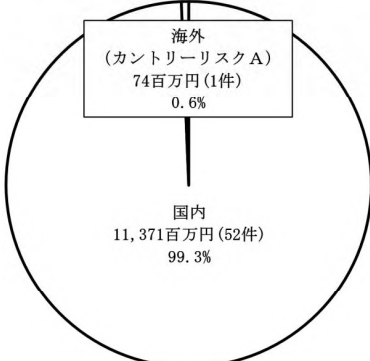
○投資分野別



○支援目的別



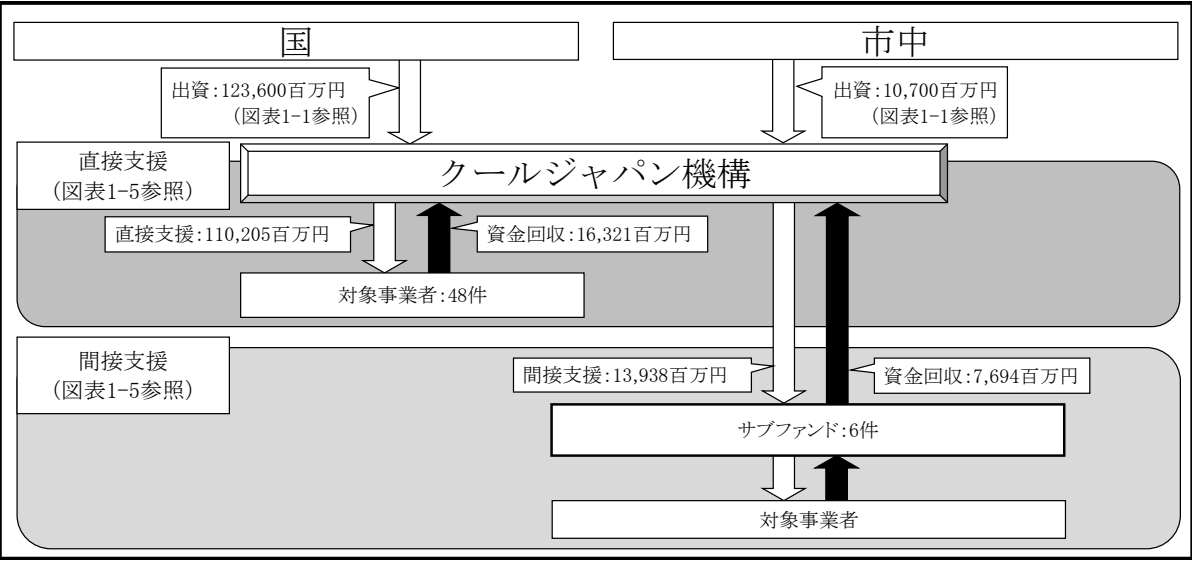
○支援実施国・地域別



（注） N E X I が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(11) クールジャパン機構

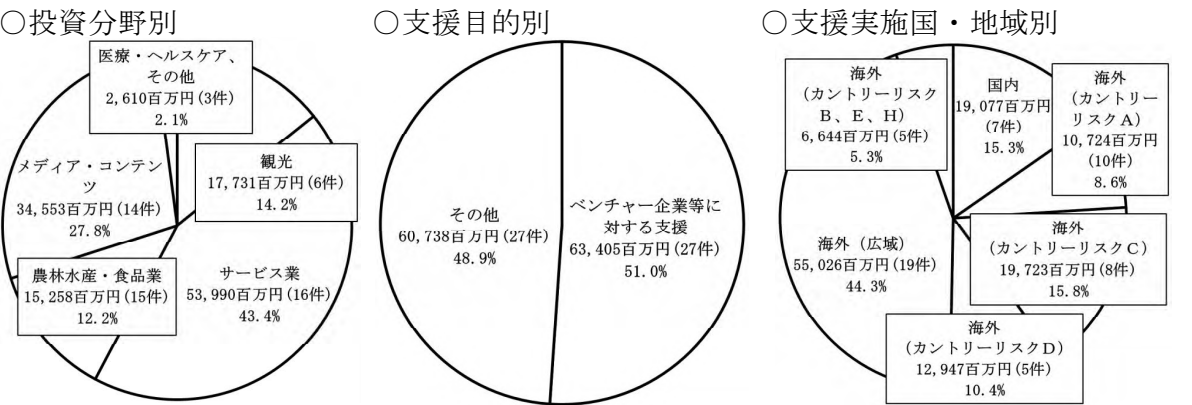
ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
9	42	32	30	30	32	19	70

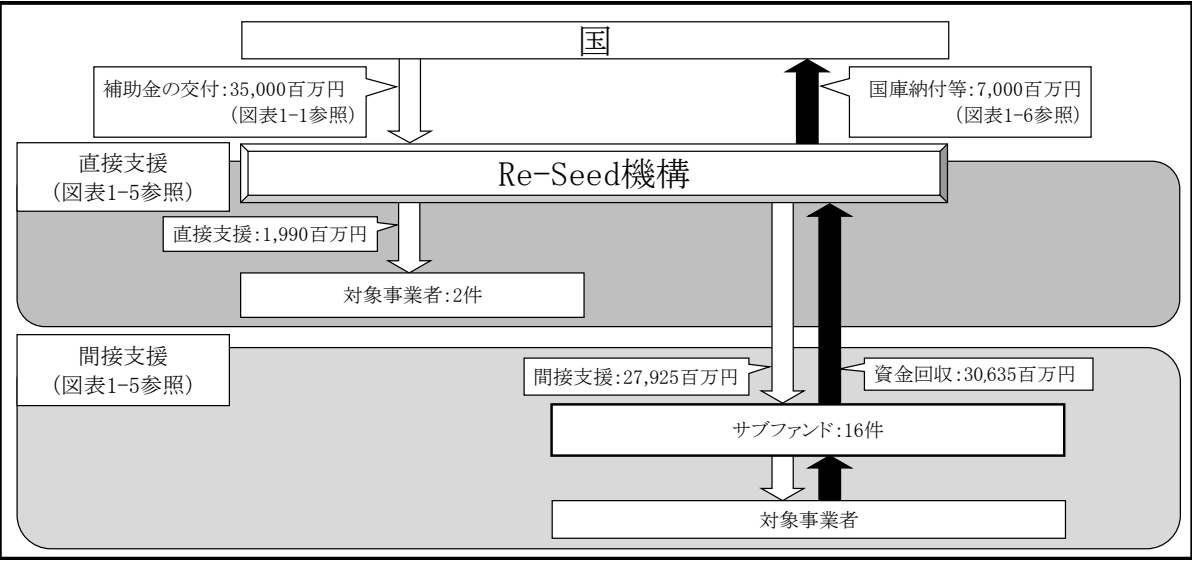
ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）



（注） N E X I が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(12) Re-Seed機構

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
12	3	3	3	3	-	4	19

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

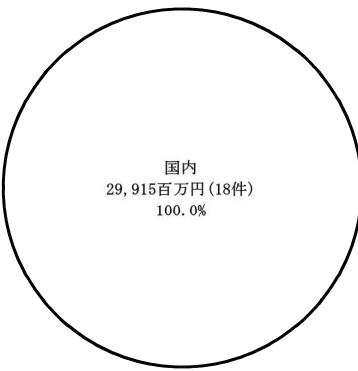
○投資分野別



○支援目的別

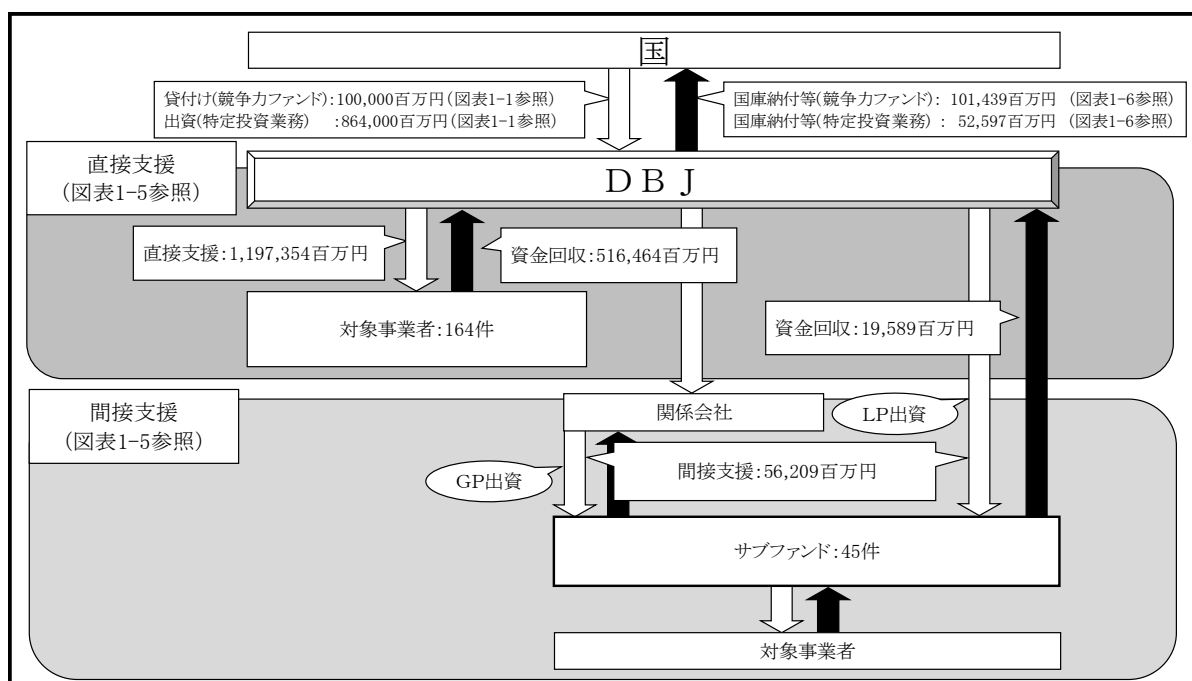


○支援実施国・地域別



(13) D B J

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況

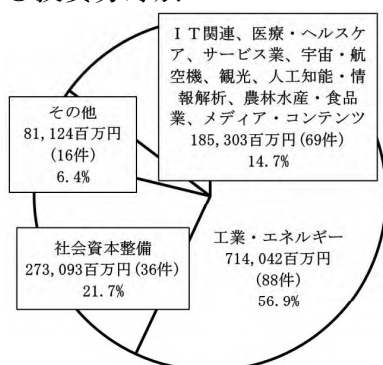


イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

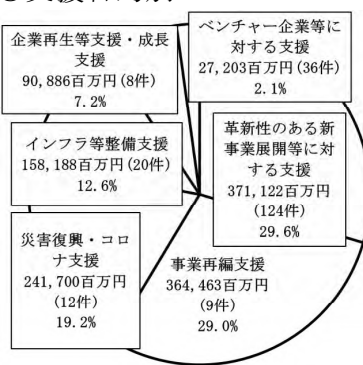
DBJは、法人全体として投資業務を行っていて支援業務の担当部署を設けておらず、専任で支援業務を行う担当者はいないため、本別図表に記載していない。

ウ 投資分野別等の支援の状況（競争力ファンド及び特定投資業務合算。令和5年度末時点）

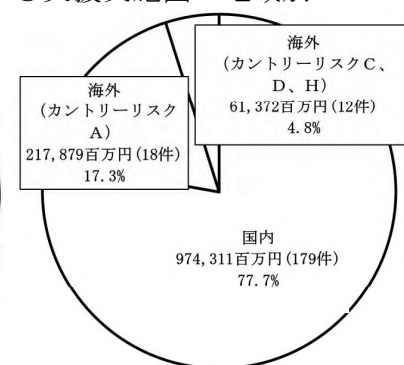
○投資分野別



○支援目的別



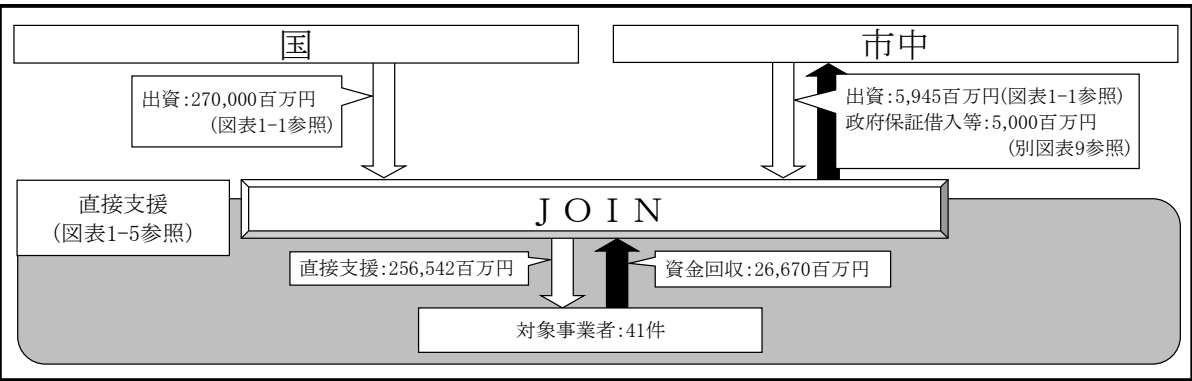
○支援実施国・地域別



(注) NEXI が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(14) J O I N

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位：人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
8	39	34	34	38	34	21	68

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

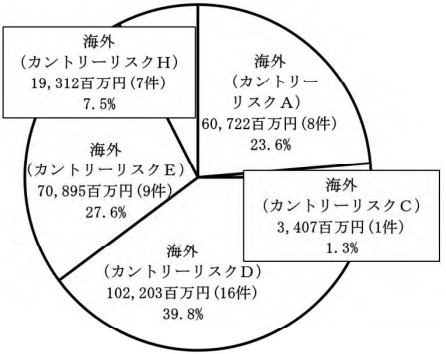
○投資分野別



○支援目的別



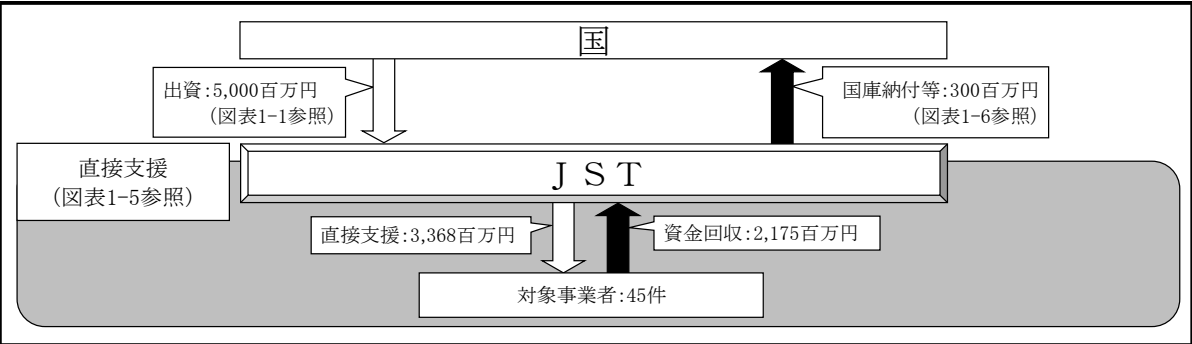
○支援実施国・地域別



（注） N E X I が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(15) J S T

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況

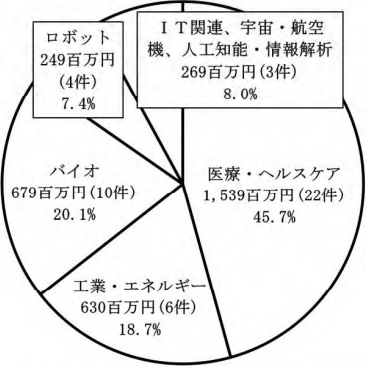


イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）（単位:人）

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
8	8	5	6	6	5	-	16

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

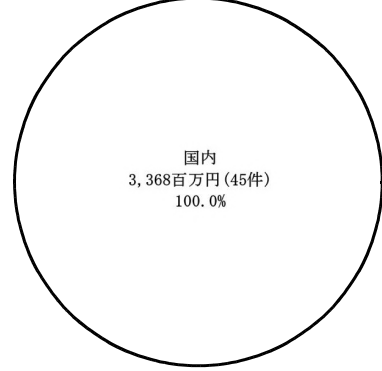
○投資分野別



○支援目的別

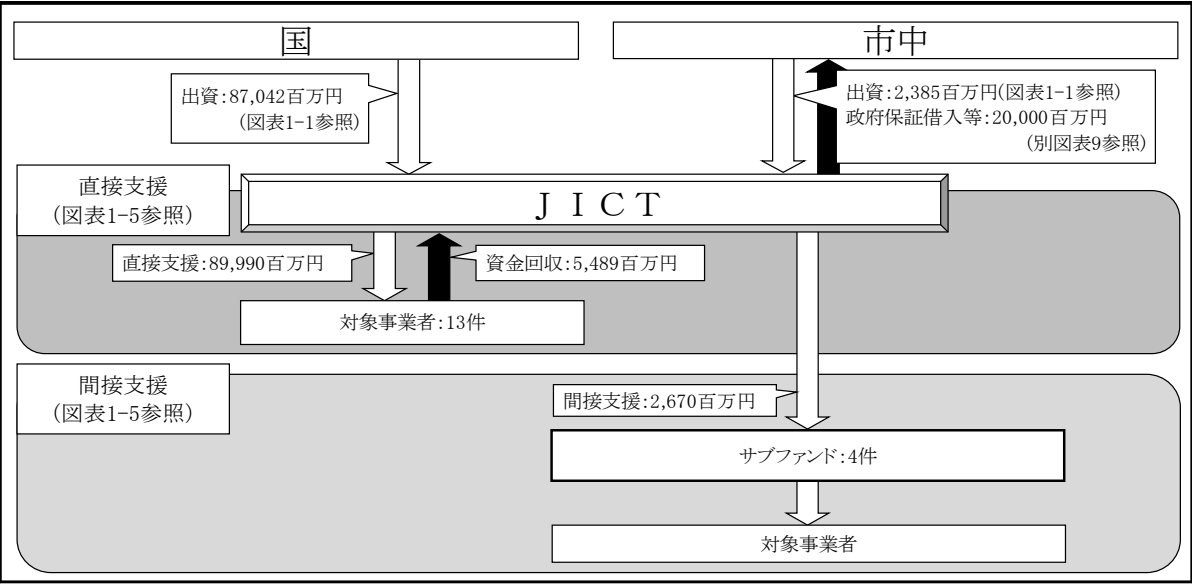


○支援実施国・地域別



(16) J I C T

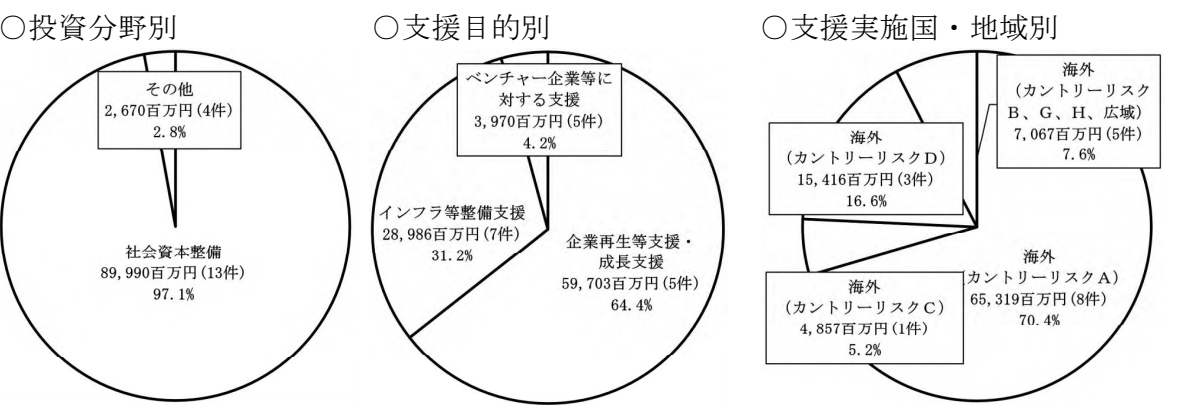
ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



イ 官民ファンド運営法人の人員 (令和5年度末時点) (単位:人)

役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
8	24	20	20	18	20	9	41

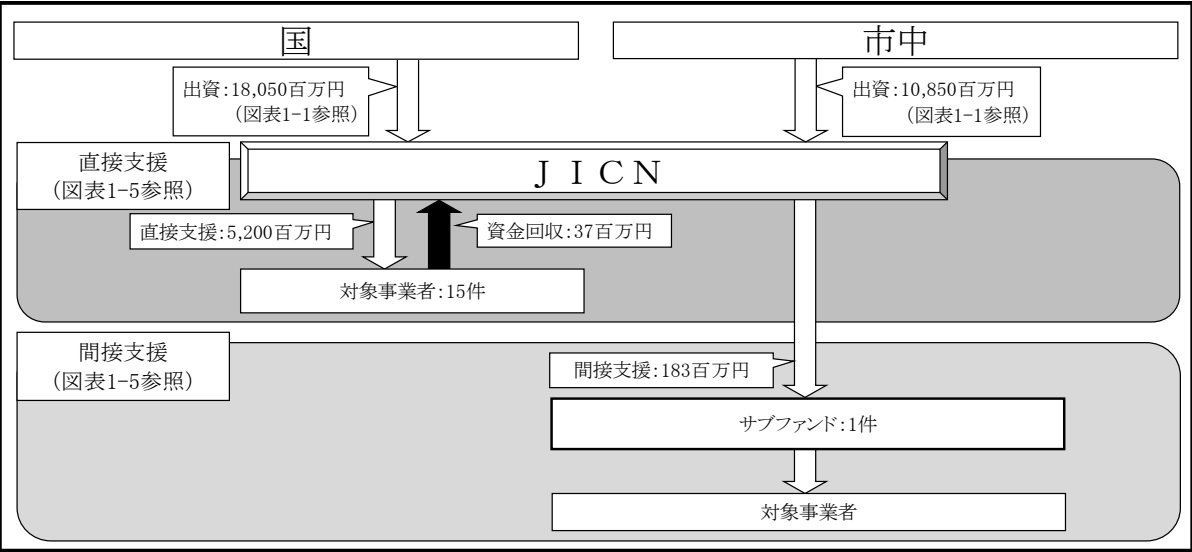
ウ 投資分野別等の支援の状況 (令和5年度末時点)



(注) NEXIが公表している国・地域のカントリーリスクの 카테고리を使用して、案件ごとに分類している。

(17) J I C N

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



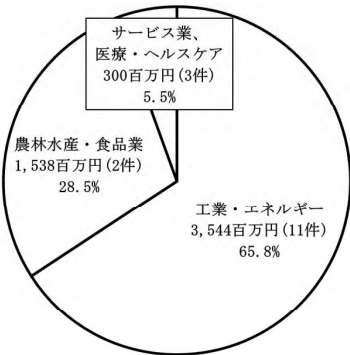
イ 官民ファンド運営法人の人員（令和5年度末時点）

（単位：人）

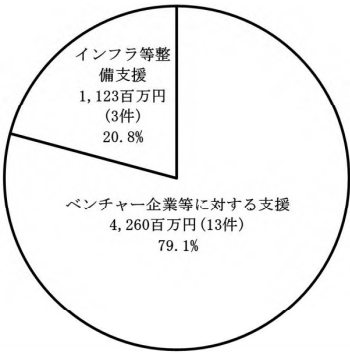
役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
8	27	19	19	8	3	16	51

ウ 投資分野別等の支援の状況（令和5年度末時点）

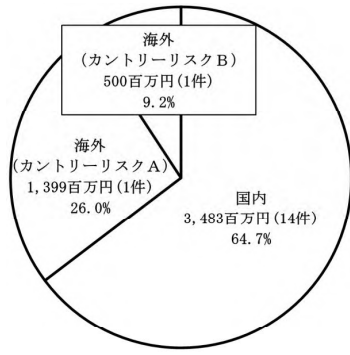
○投資分野別



○支援目的別



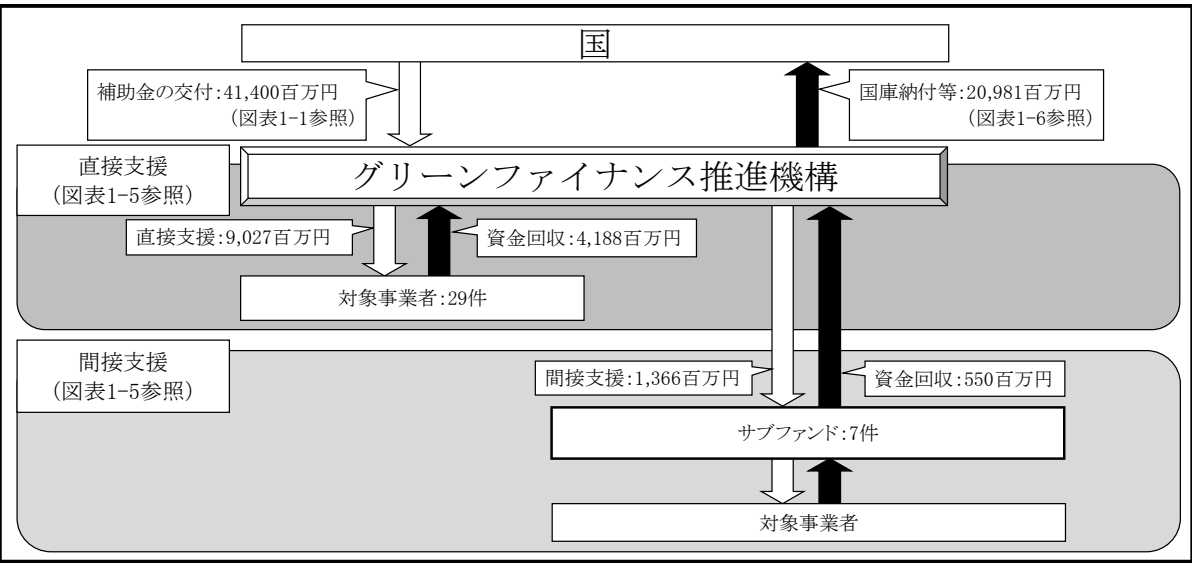
○支援実施国・地域別



（注） N E X I が公表している国・地域のカントリーリスクのカテゴリーを使用して、案件ごとに分類している。

(18) グリーンファイナンス推進機構

ア 国の財政支援、支援及び国庫納付等の実施状況



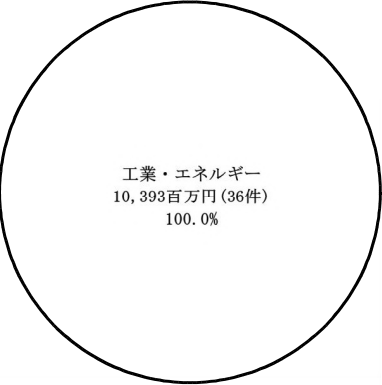
イ 官民ファンド運営法人の人員 (令和5年度末時点)

(単位:人)

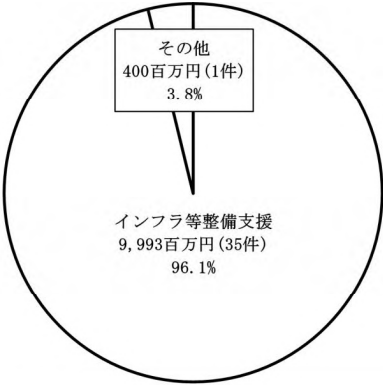
役員	フロント・ミドル職員	支援決定前		支援決定後		経理、人事等の業務に従事している職員	計
		案件発掘	デューデリジェンス	モニタリング	ハンズオン		
5	19	-	-	19	-	8	32

ウ 投資分野別等の支援の状況 (令和5年度末時点)

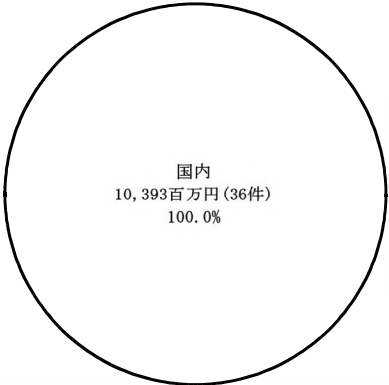
○投資分野別



○支援目的別

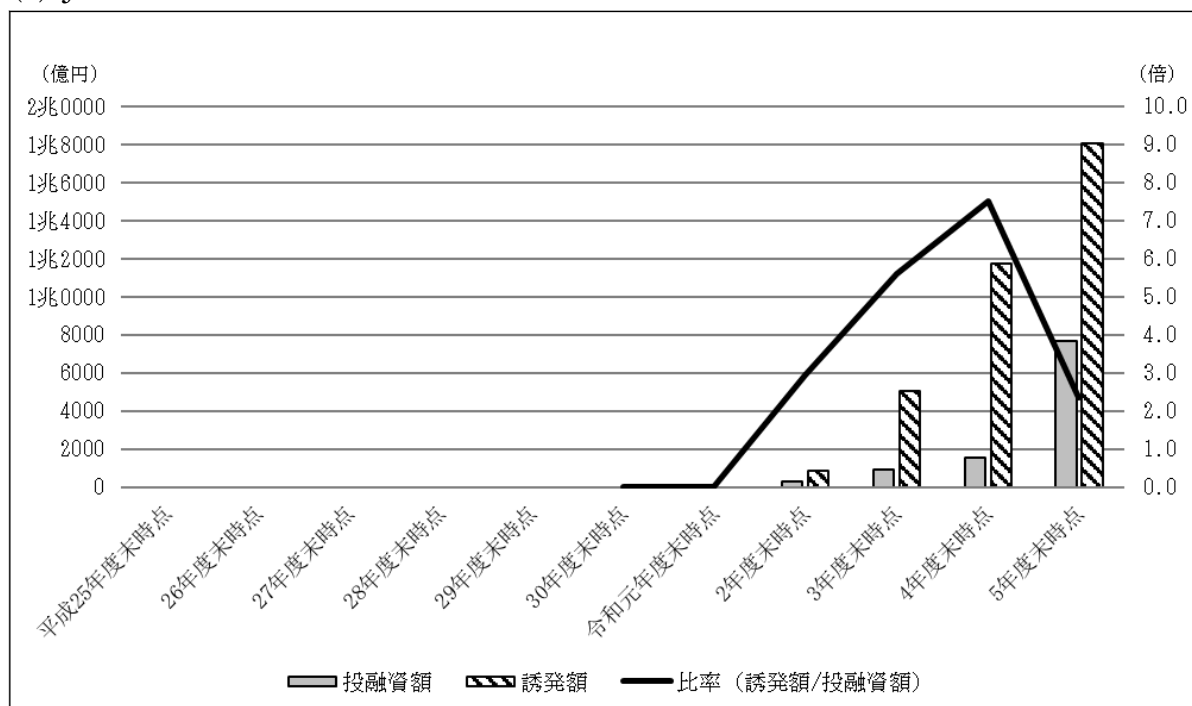


○支援実施国・地域別



別図表15 官民ファンドごとの誘発額の累計額等の推移（平成25年度末～令和5年度末）

(1) J I C

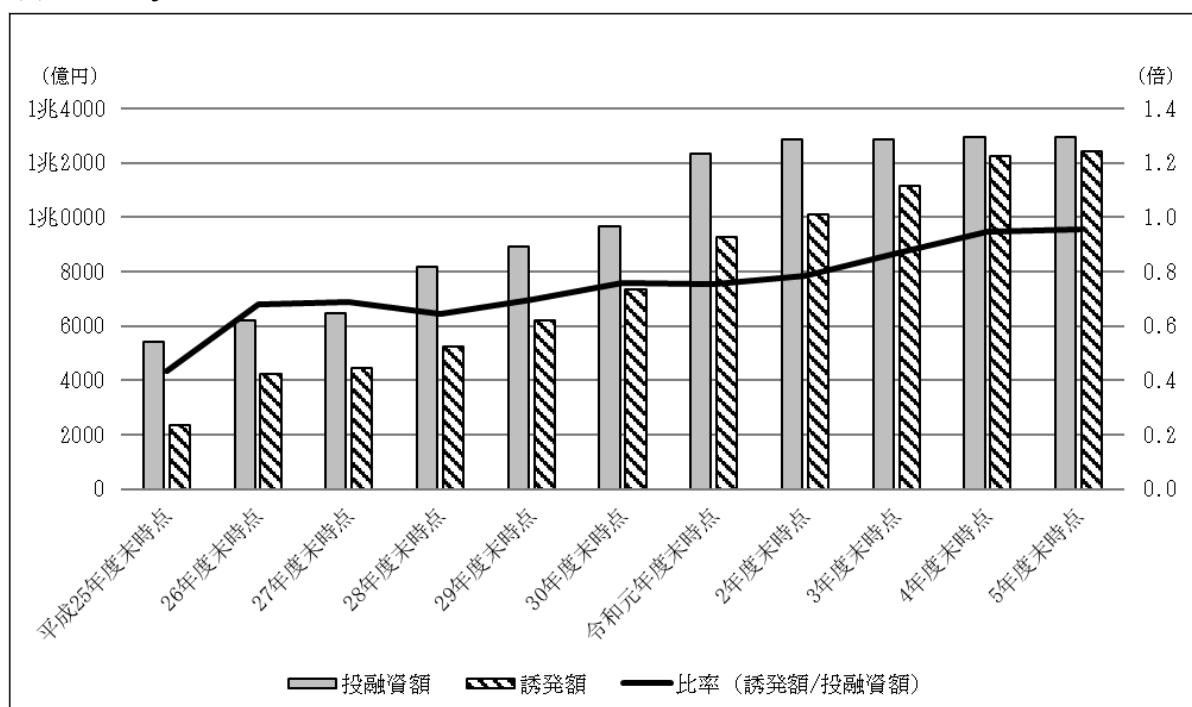


注(1) 幹事会検証報告等を基に作成している（(2)以降の図表において同じ。）。

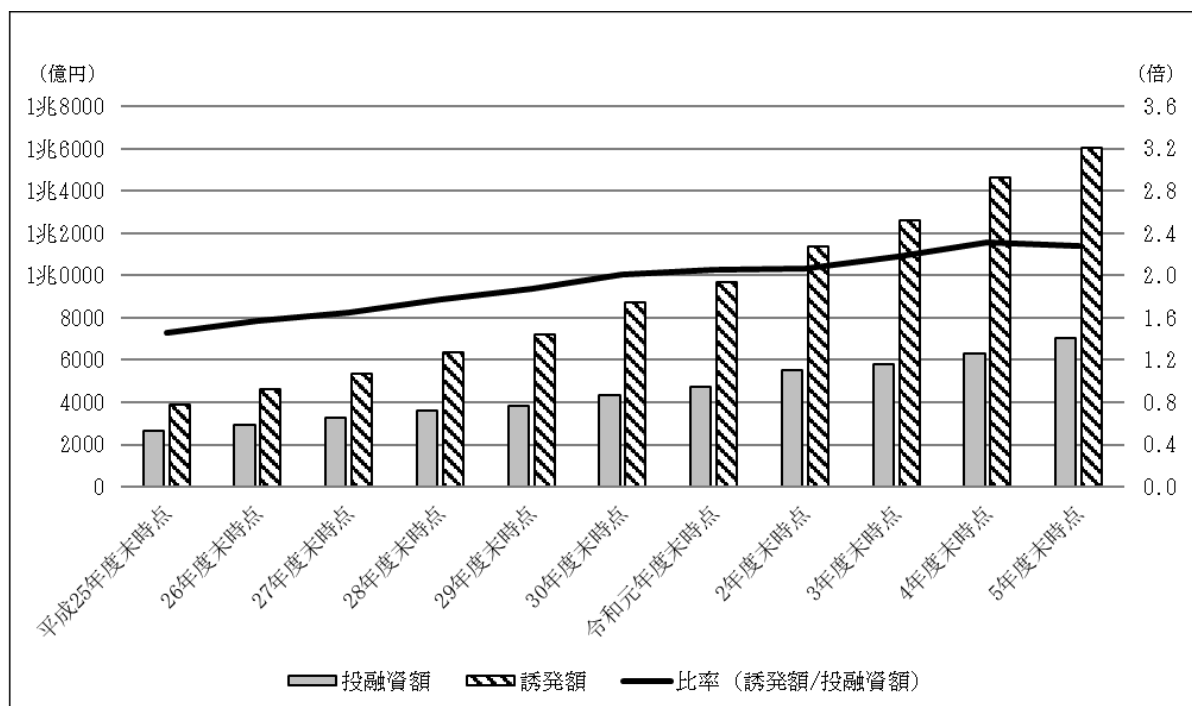
注(2) 官民ファンドからの投融資額及び誘発額は、官民ファンド創設からの累計額である（(2)以降の図表において同じ。）。

注(3) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されてJ I Cとなったが、改組前に支援決定した案件についてはI N C J が承継したため、本図表では改組後の実績を記載し、改組前の実績は(2)の図表に記載している。

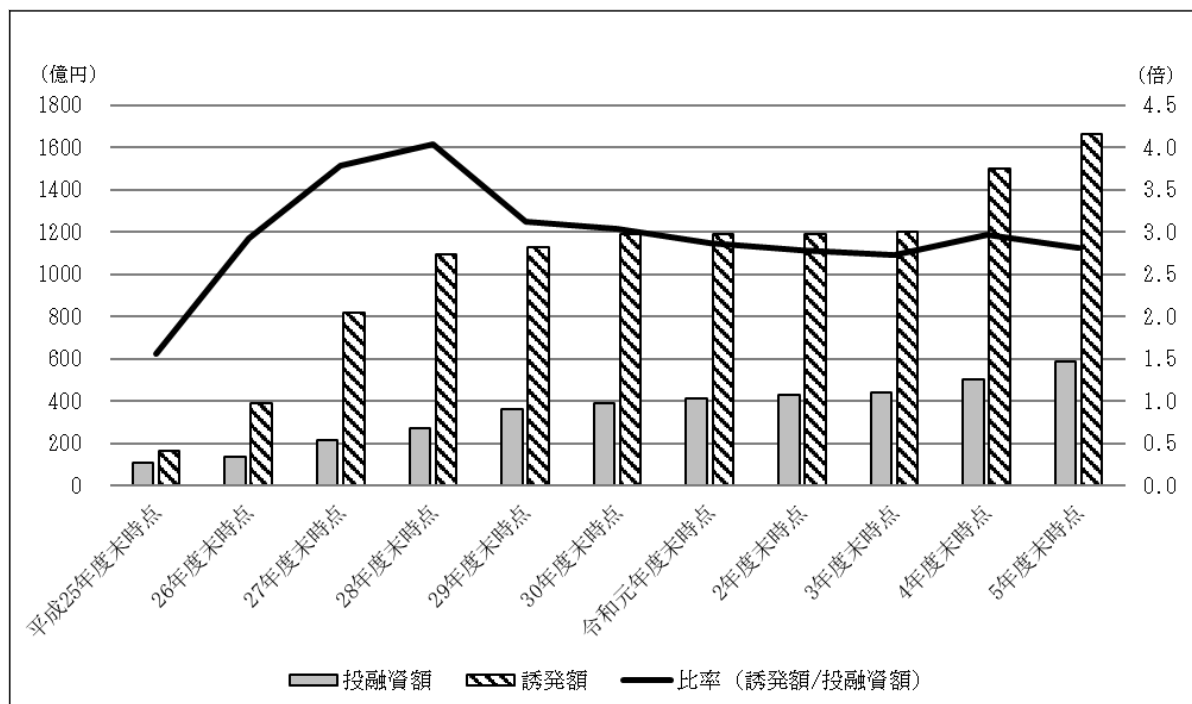
(2) I N C J



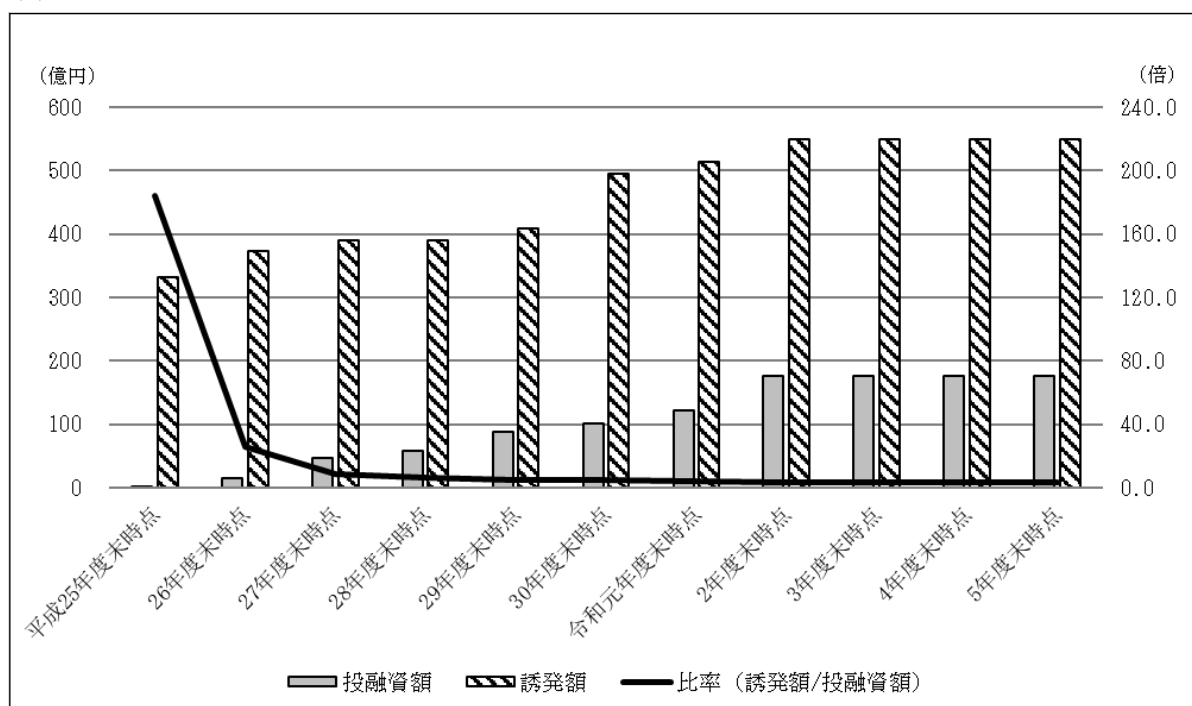
(3) 中小機構



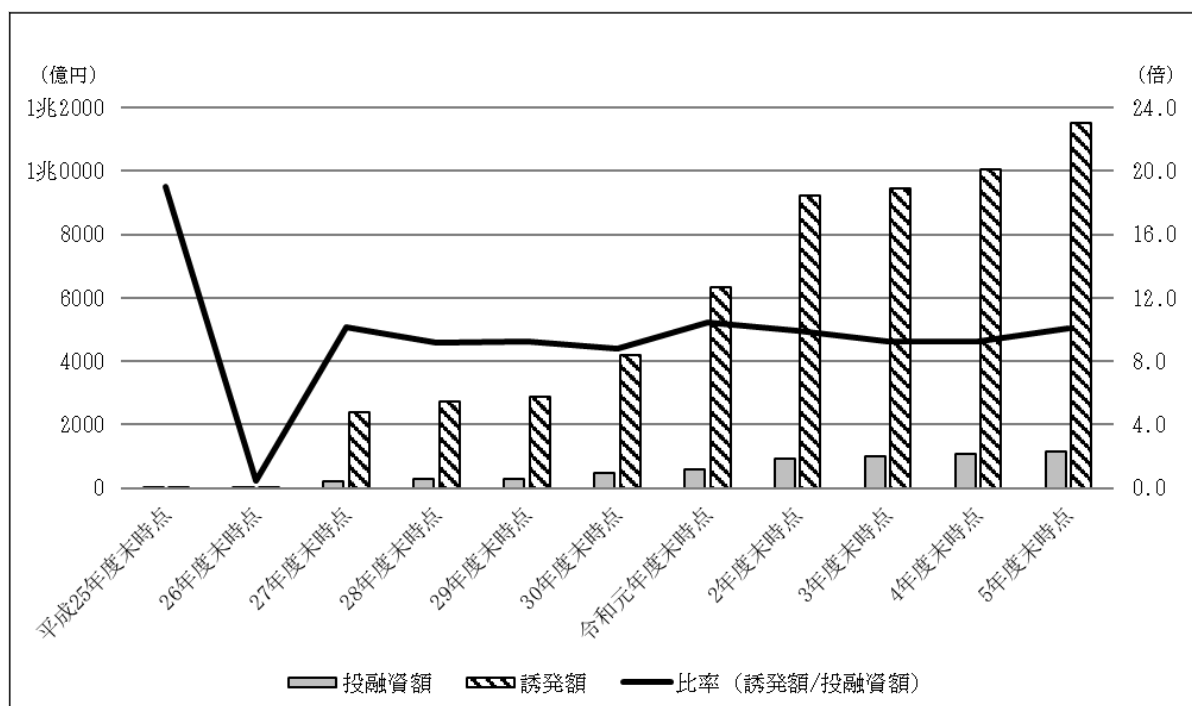
(4) REVIC



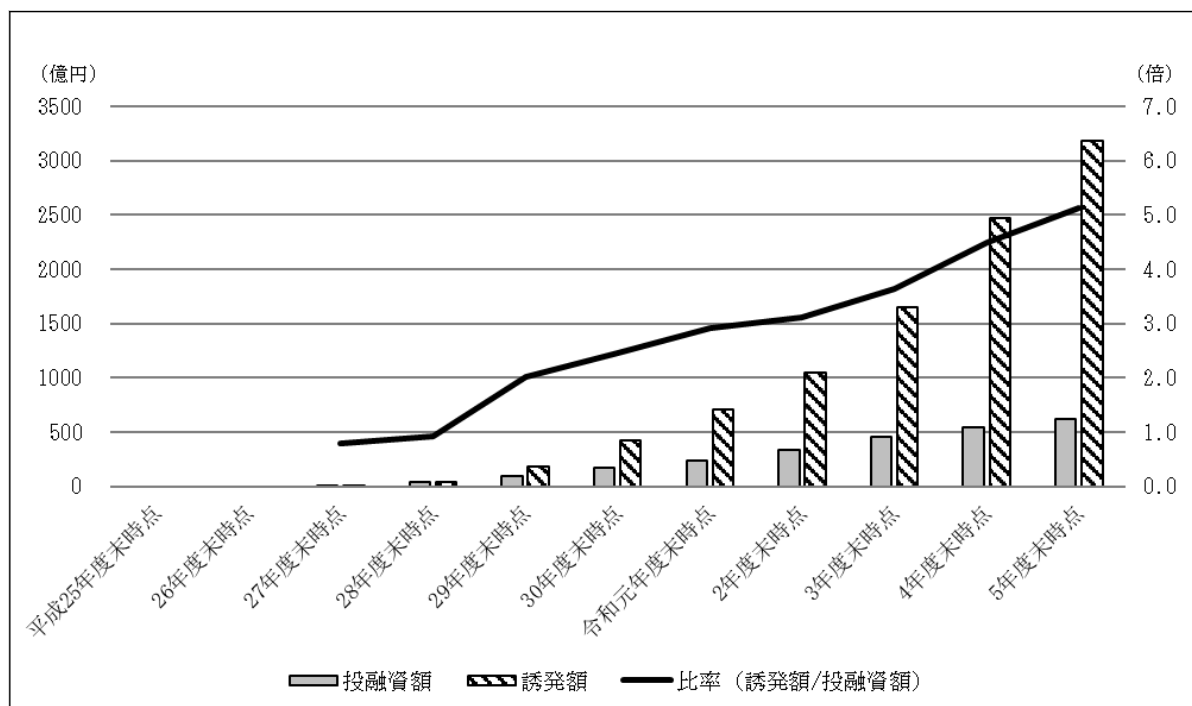
(5) A - F I V E



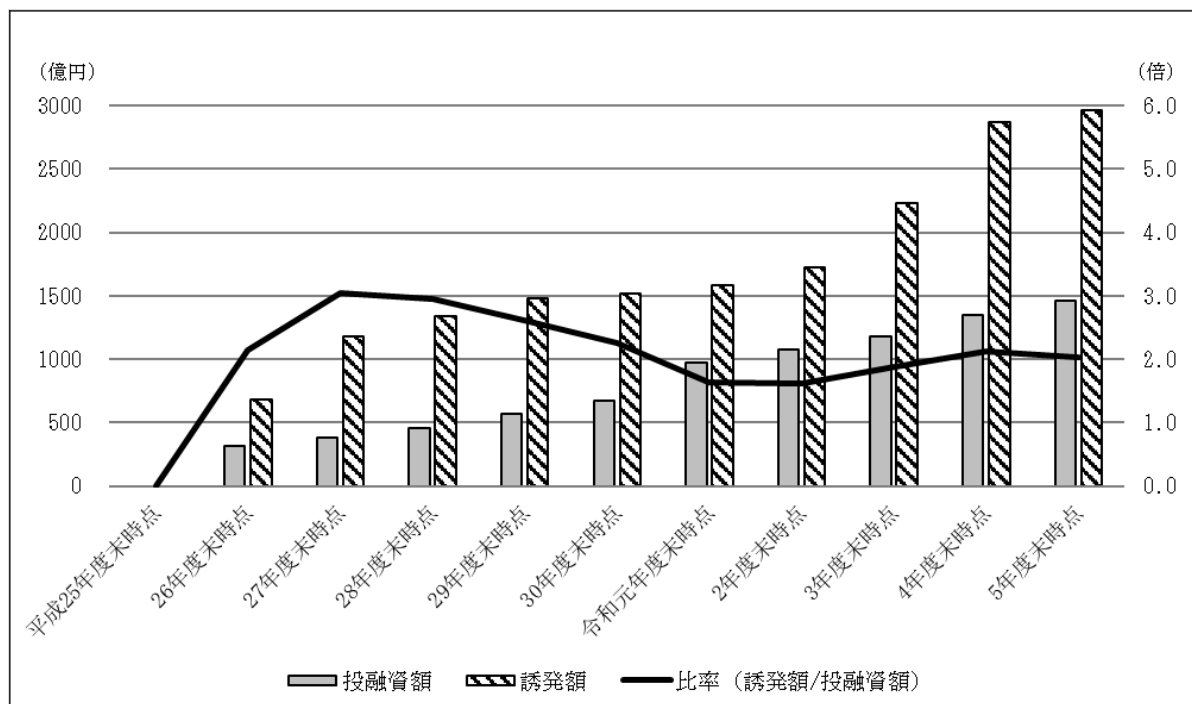
(6) P F I 推進機構



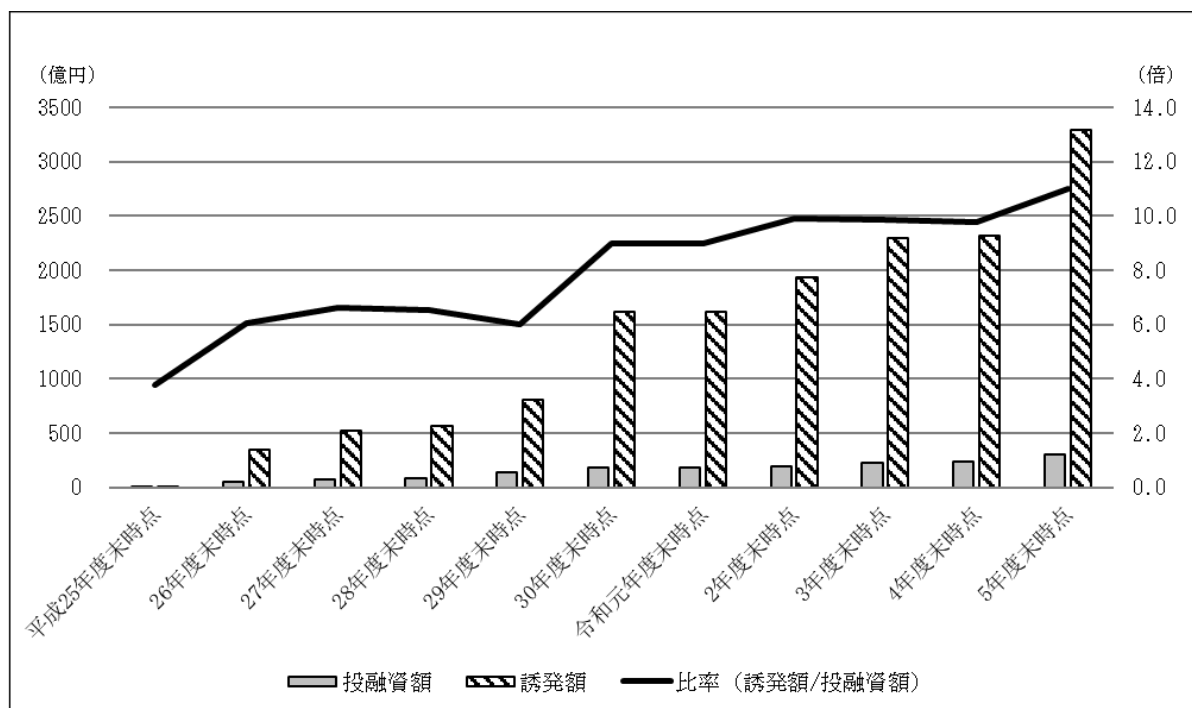
(7) イノベーション事業



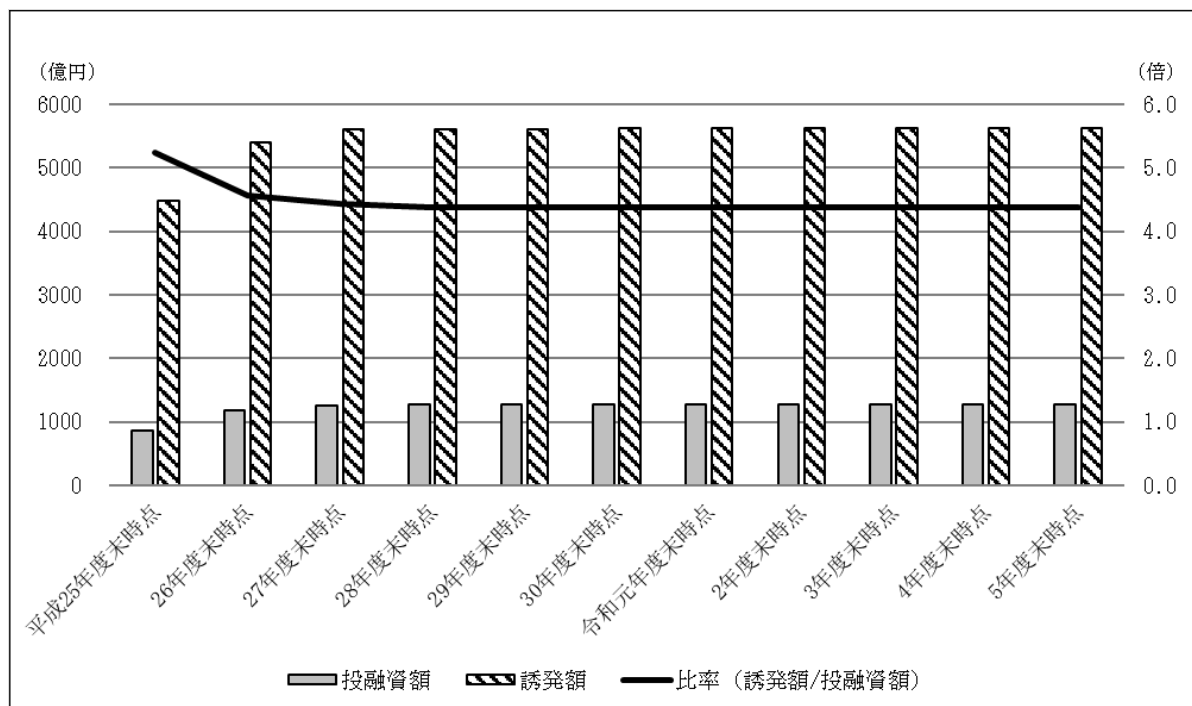
(8) クールジャパン機構



(9) Re-Seed事業

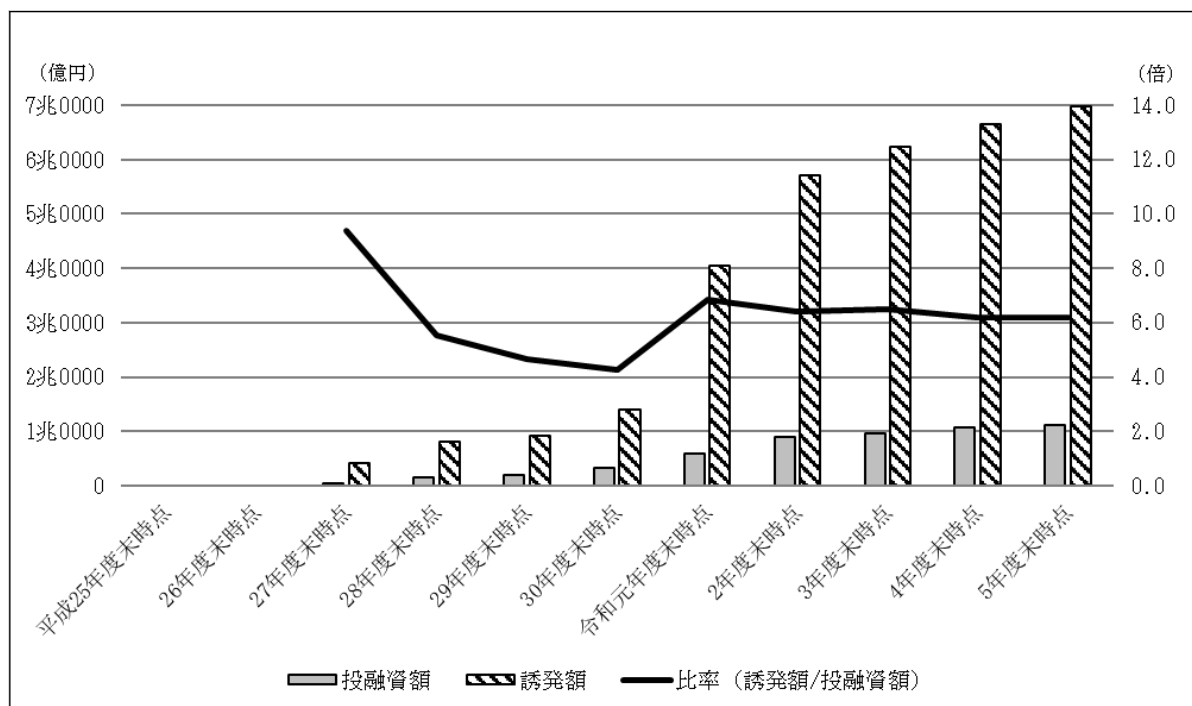


(10) 競争力ファンド

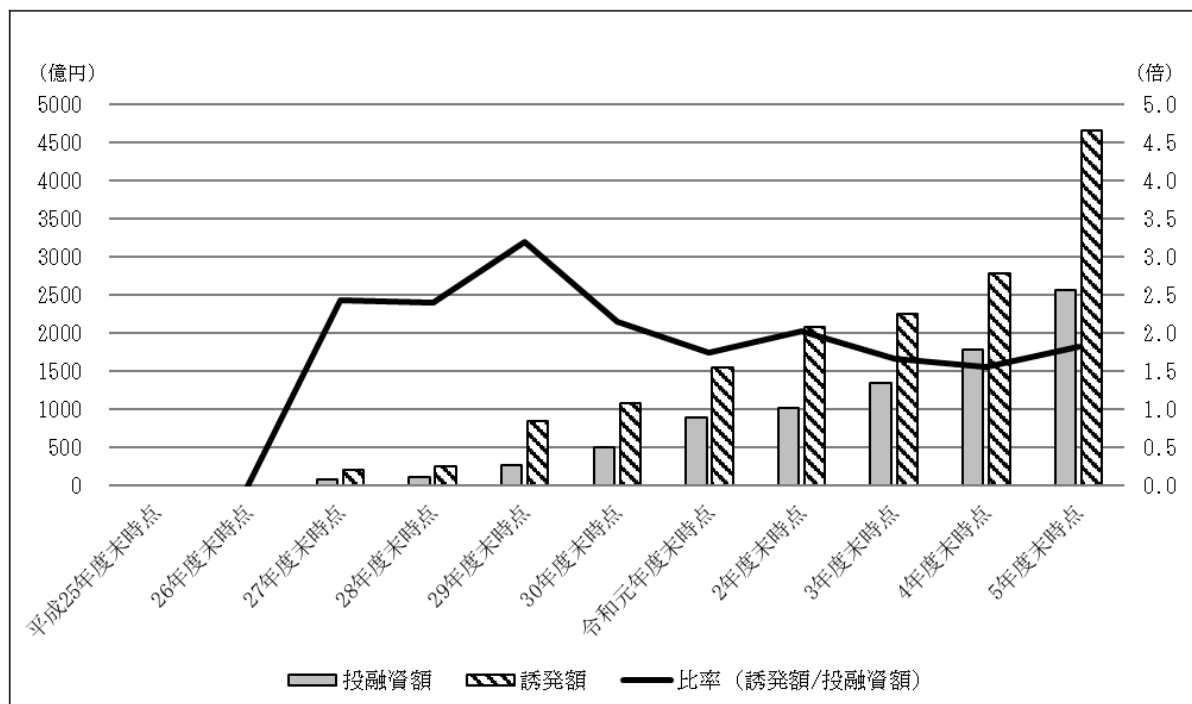


(注) 競争力ファンドは、平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、幹事会検証報告（第11回）（令和元年10月幹事会）以降、検証の対象外となっている。また、新規の支援決定を実施していないため、30年度末時点以降は官民ファンドからの投融資額及び誘発額は発生していない。しかし、16官民ファンド全体としての投融資額、誘発額及び比率を算定するために、本文及び図表1-9の集計の対象に含めている。

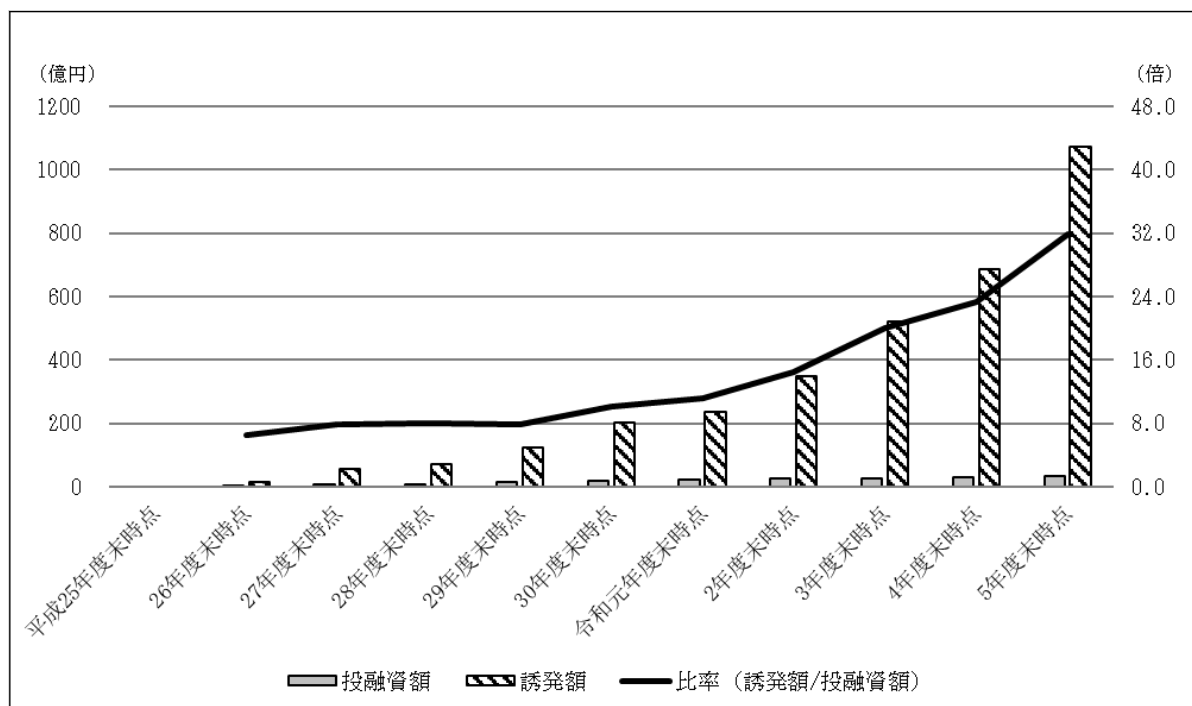
(11) 特定投資業務



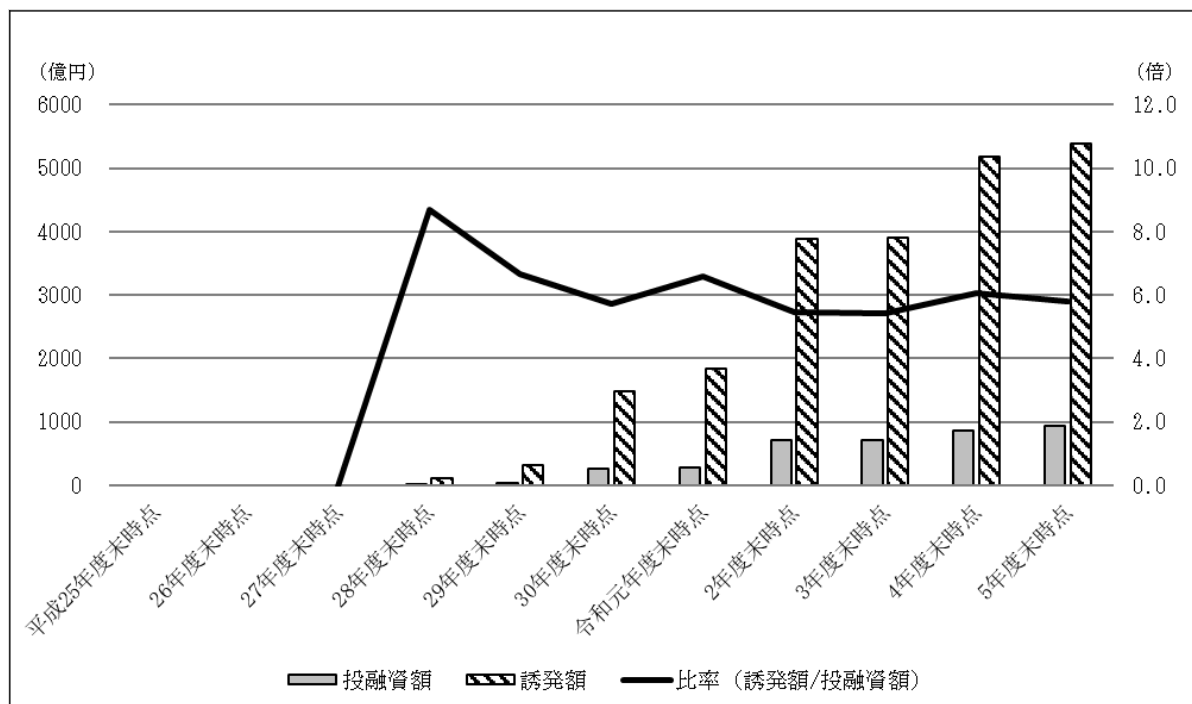
(12) J O I N



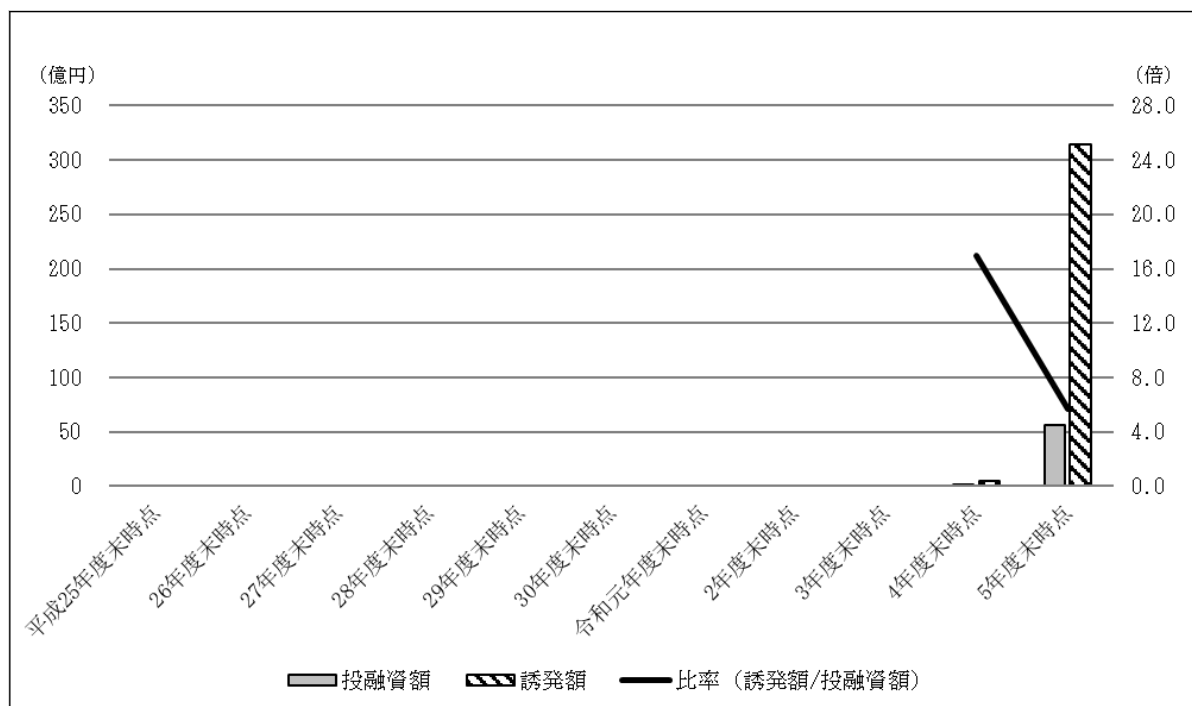
(13) J S T



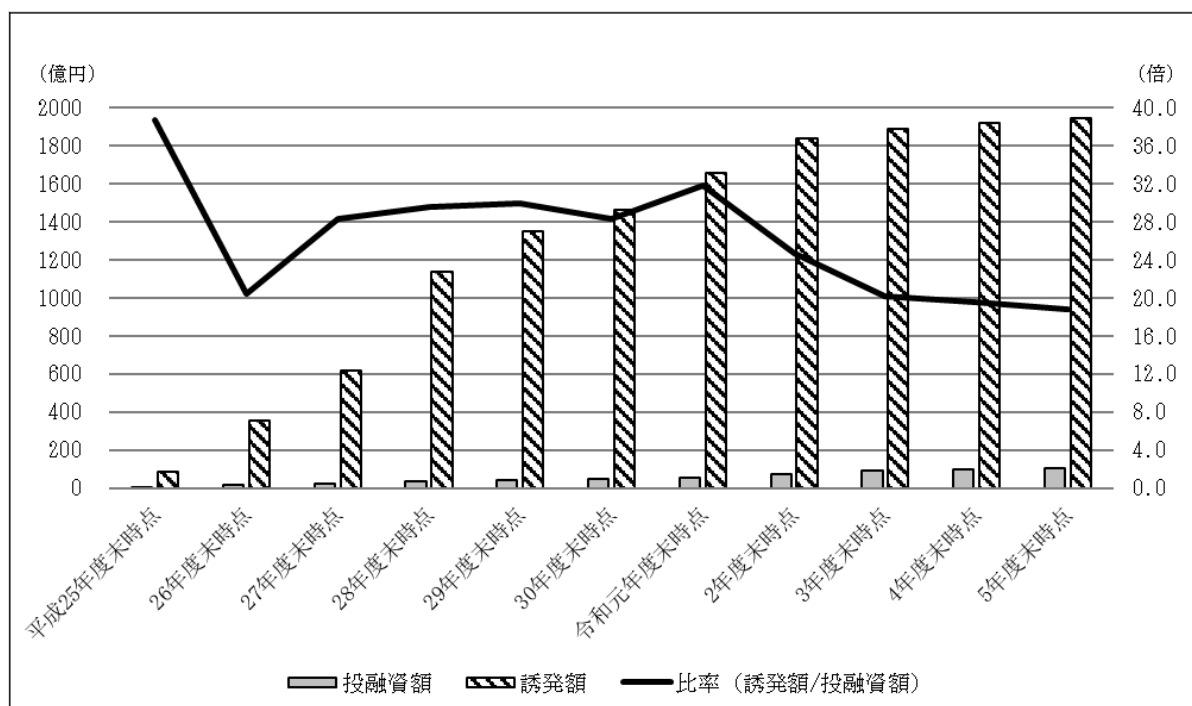
(14) J I C T



(15) J I C N

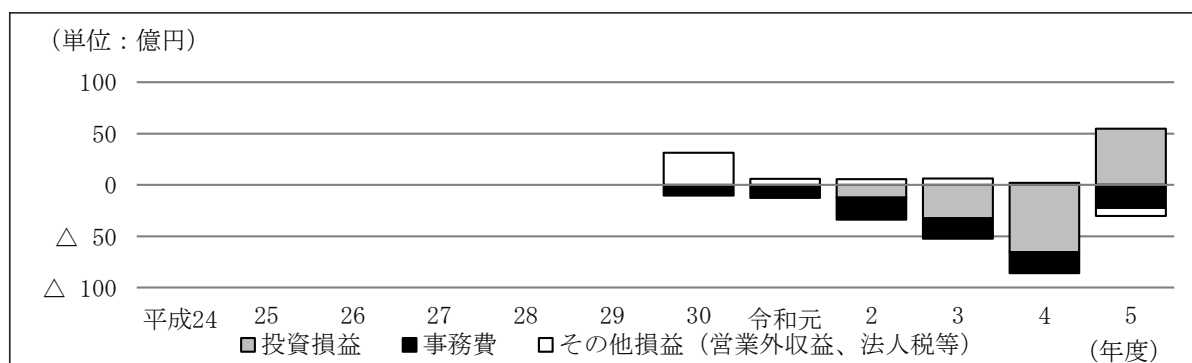


(16) グリーンファンド



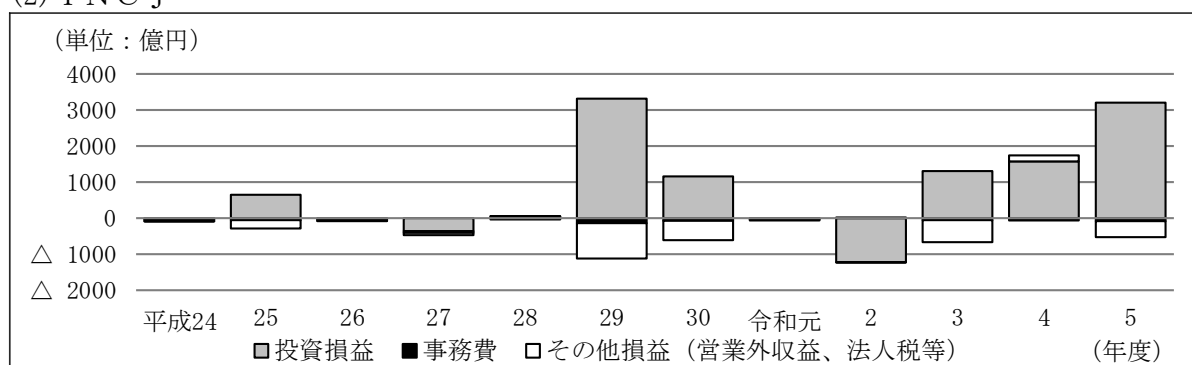
別図表16 ファンド別の損益の内訳の推移（平成24年度～令和5年度）

(1) J I C



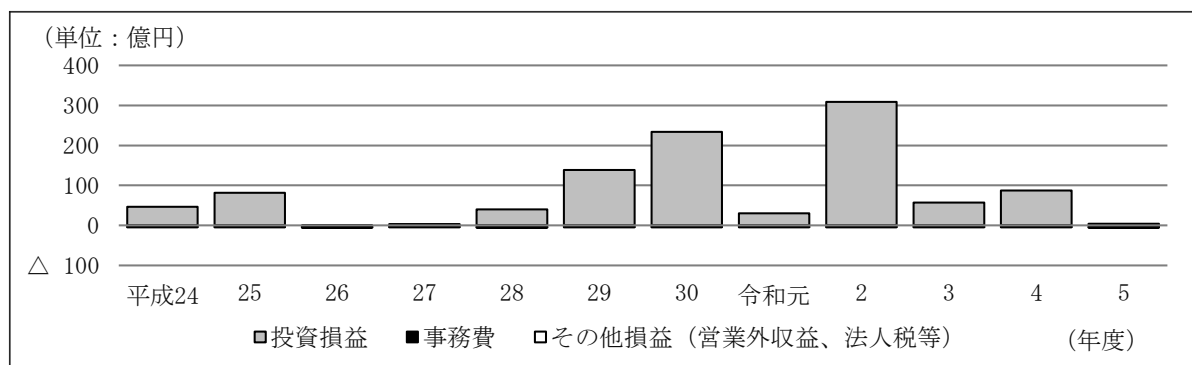
(注) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されて J I C となったが、改組前に支援決定した案件については I N C J が承継したため、本図表では改組後の活動に係る損益を記載した。

(2) I N C J

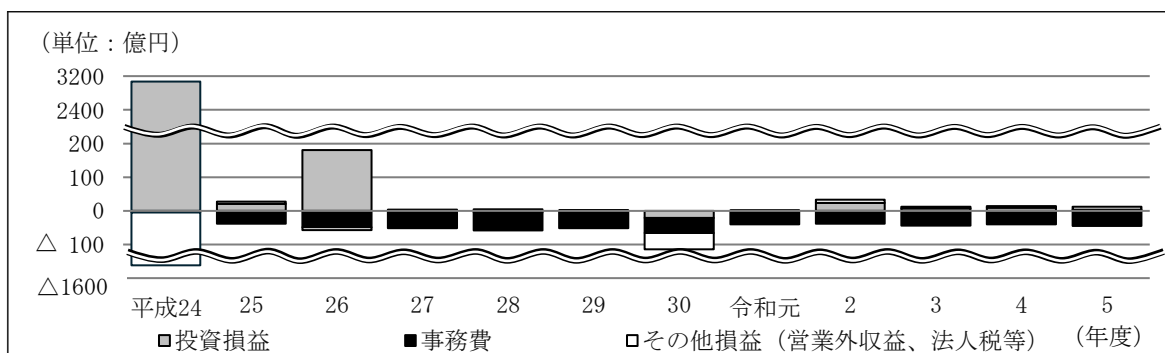


(注) 株式会社産業革新機構は平成30年度に改組されて J I C となったが、改組前に支援決定した案件については I N C J が承継している。そこで、本図表では、29年度以前の分については株式会社産業革新機構の損益を、30年度分については株式会社産業革新機構と I N C J の双方の損益を合算したものを、令和元年度以降の分については I N C J の損益をそれぞれ記載した。

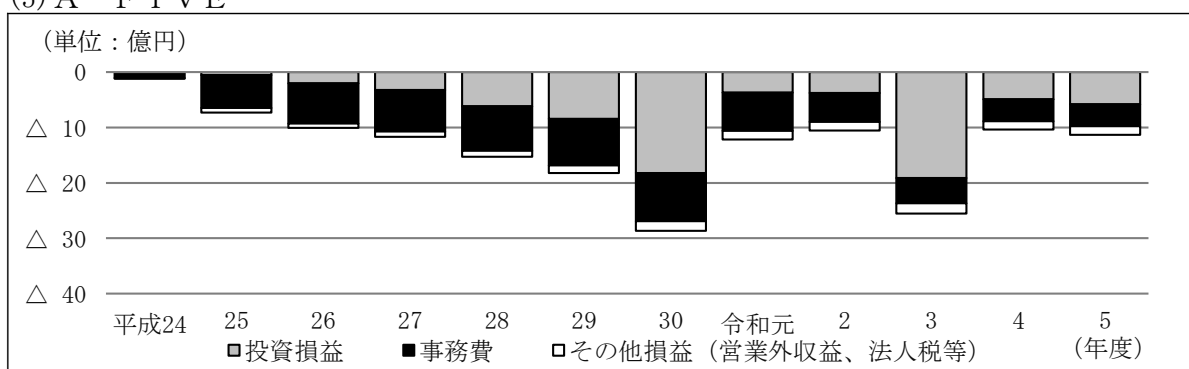
(3) 中小機構



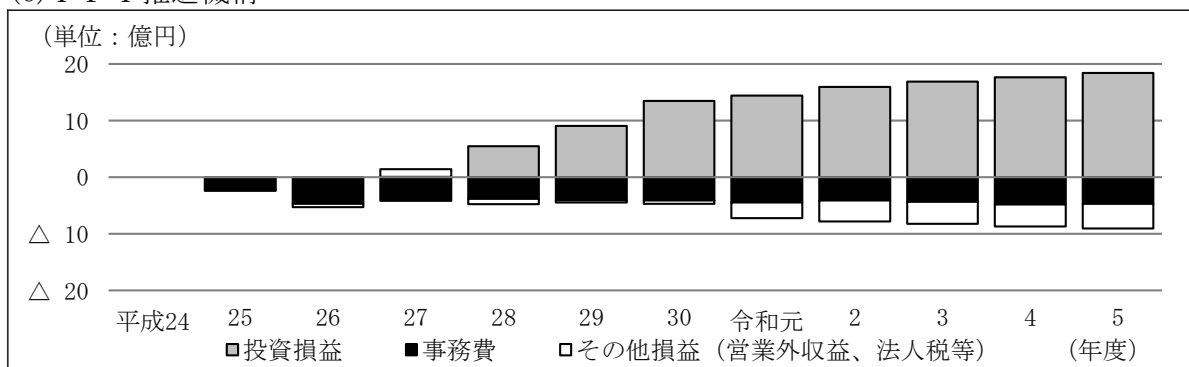
(4) R E V I C



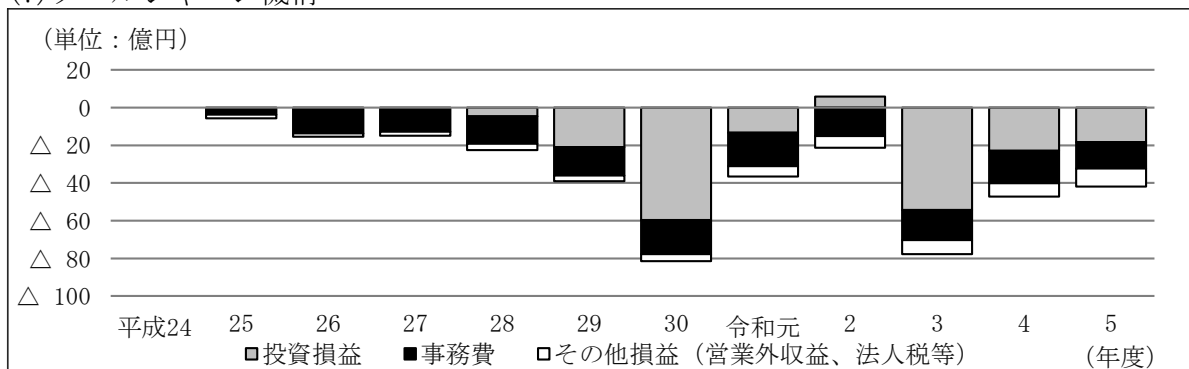
(5) A - F I V E



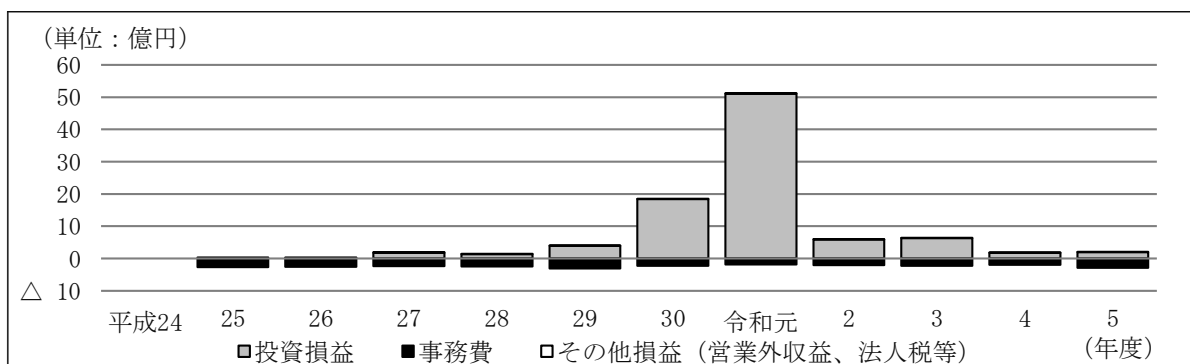
(6) P F I 推進機構



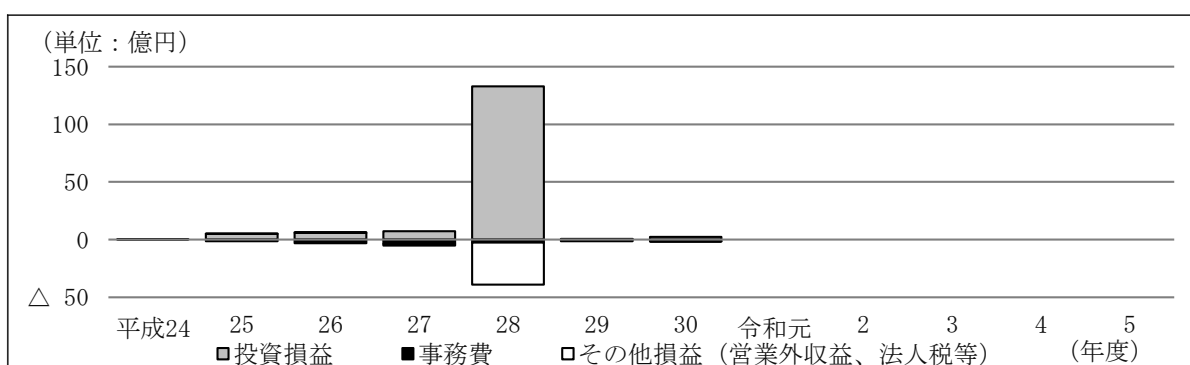
(7) クールジャパン機構



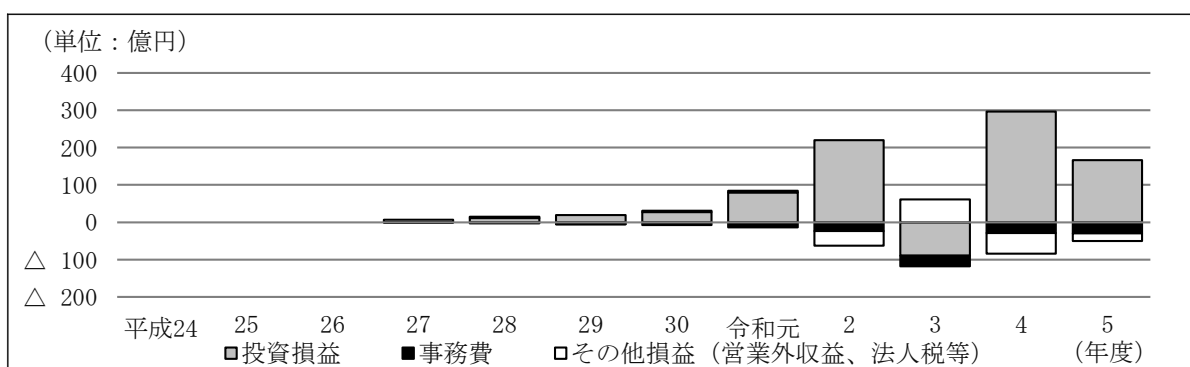
(8) Re-Seed事業



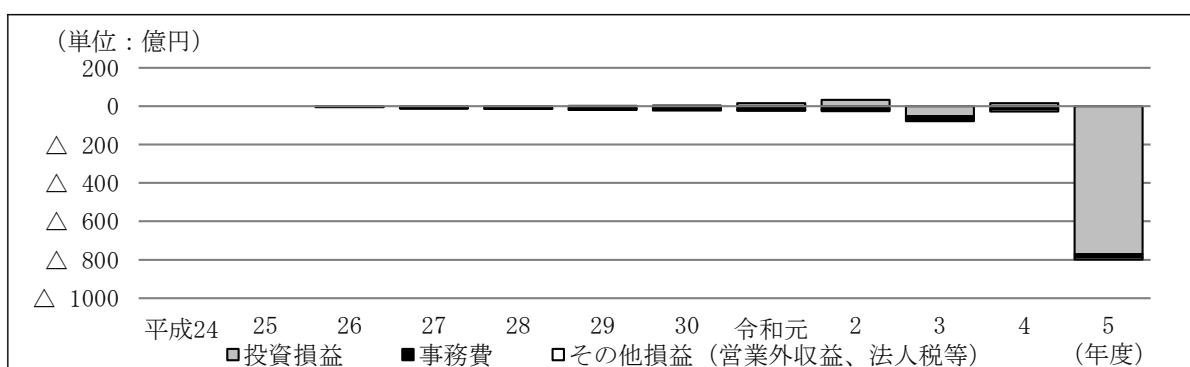
(9) 競争力ファンド



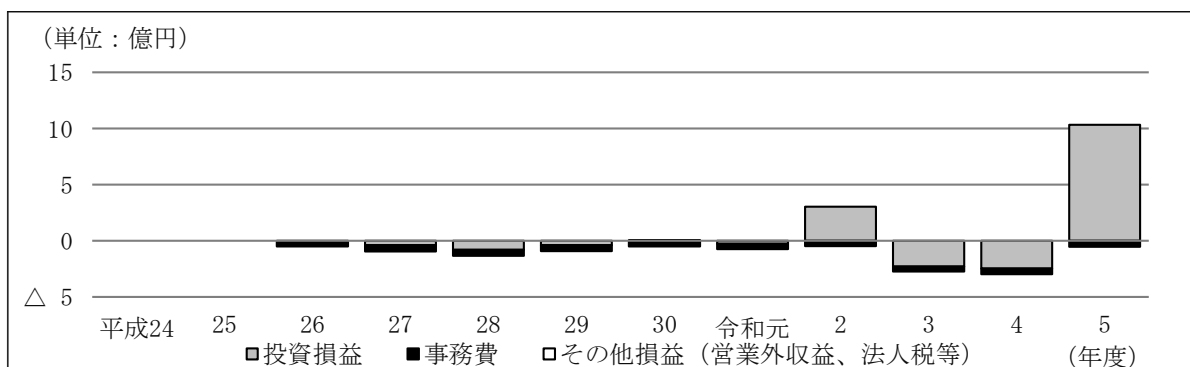
(10) 特定投資業務



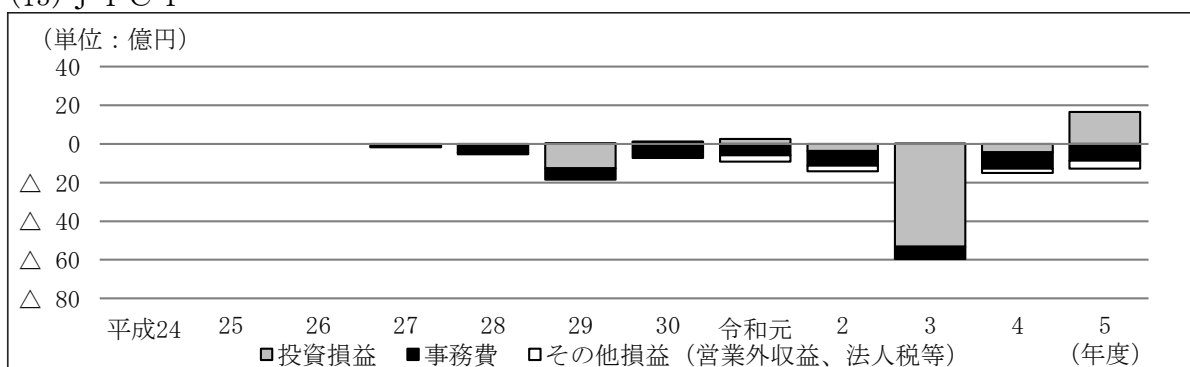
(11) J O I N



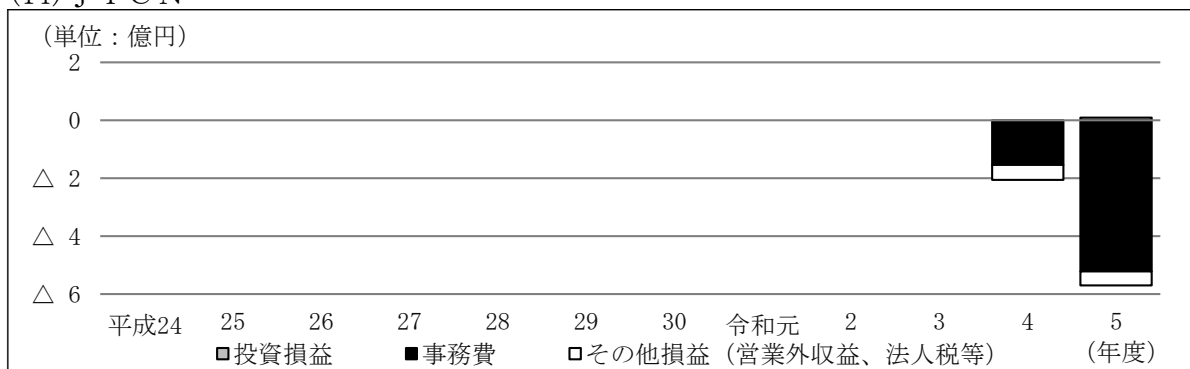
(12) J S T



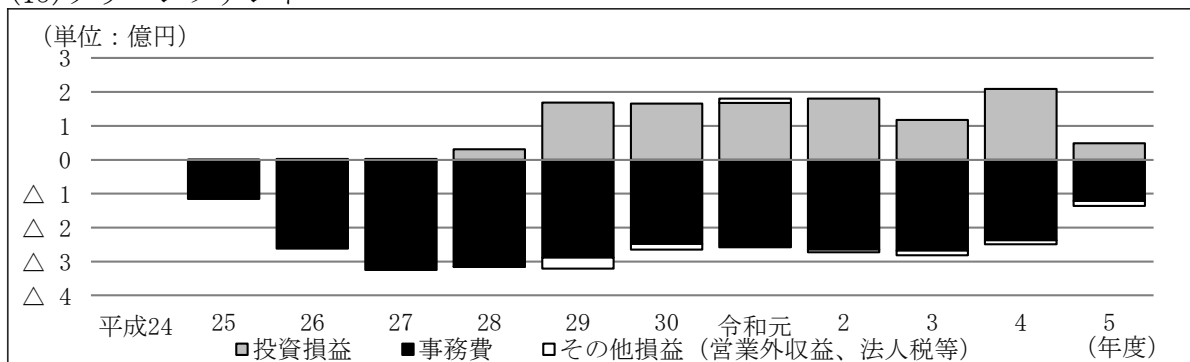
(13) J I C T



(14) J I C N

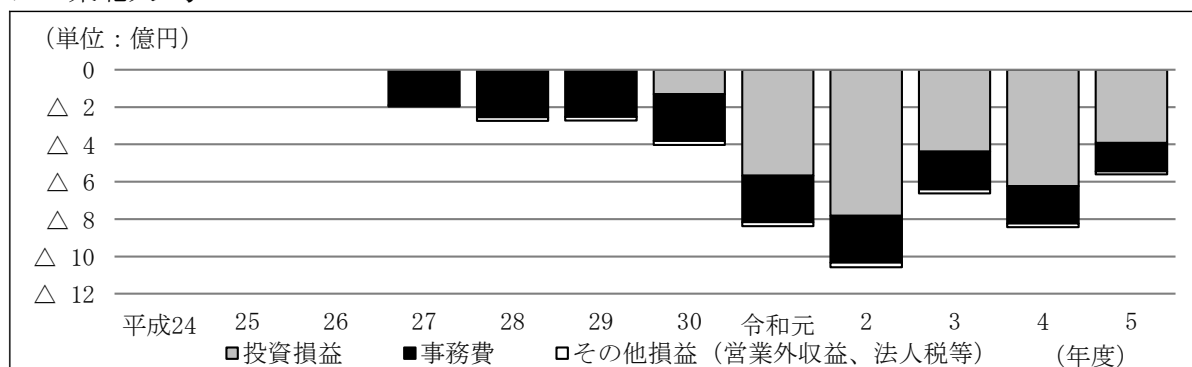


(15) グリーンファンド



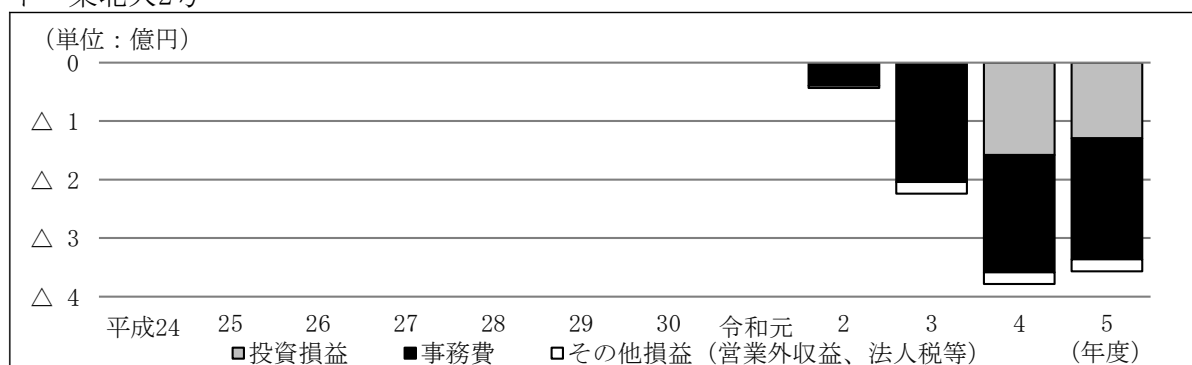
(16)イノベーション事業

ア 東北大1号



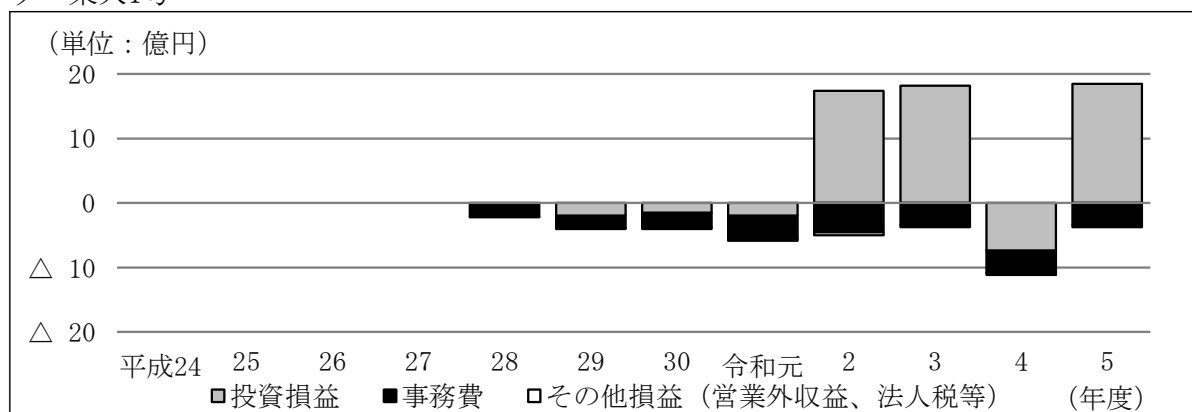
(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

イ 東北大2号

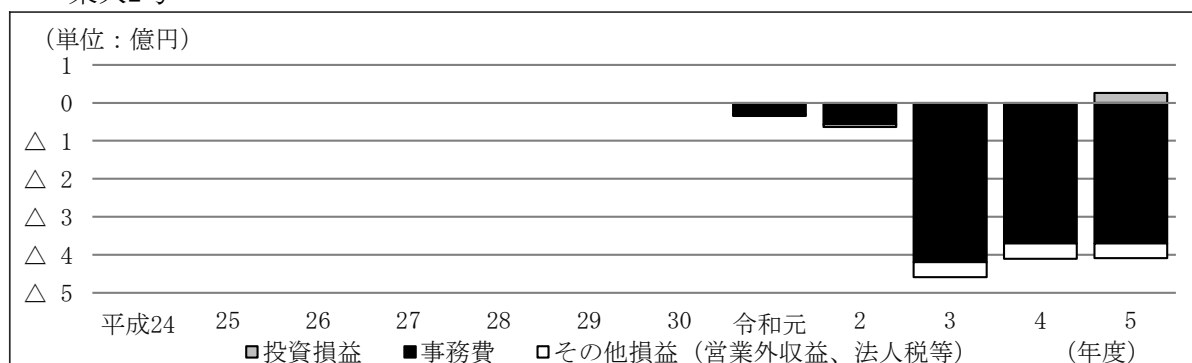


(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

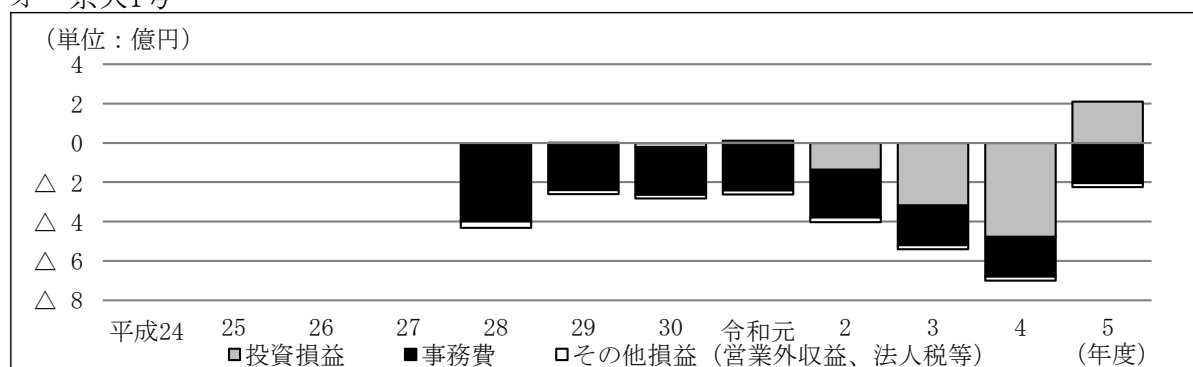
ウ 東大1号



エ 東大2号

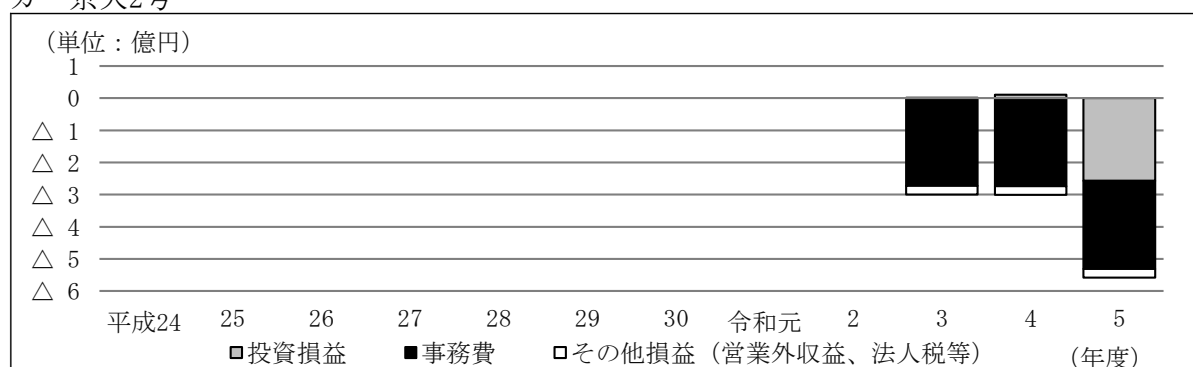


オ 京大1号



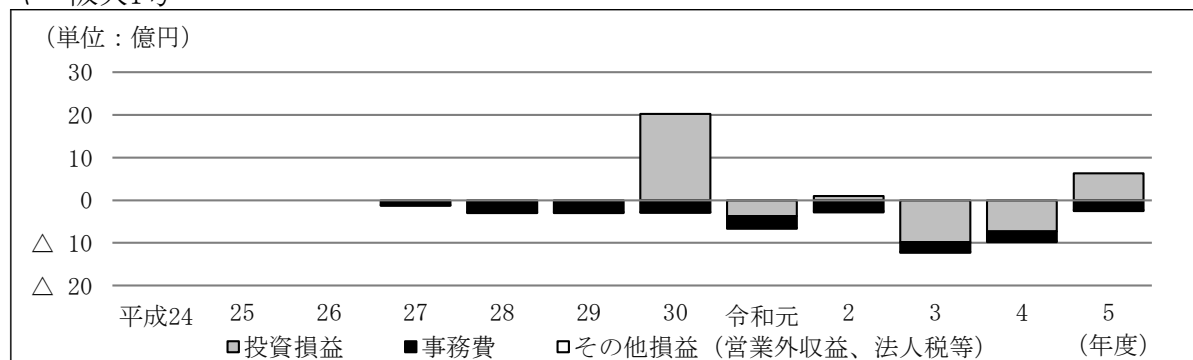
(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

カ 京大2号



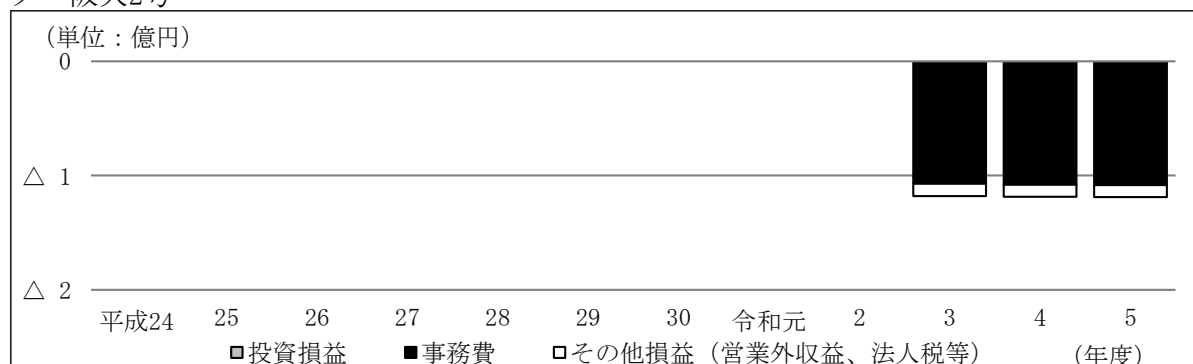
(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

キ 阪大1号



(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

ク 阪大2号



(注) 12月決算であるため、各年度の期間は1月から12月までである。

別図表17 令和5年度末までにE X I T実施済みの案件の投資倍率の状況 (単位：件)

ファンド	50%以下	50%超 100%以下	100%超 200%以下	200%超 300%以下	300%超	計
I N C J	60 (53.5%)	12 (10.7%)	24 (21.4%)	9 (8.0%)	7 (6.2%)	112
中小機構	53 (30.6%)	48 (27.7%)	60 (34.6%)	6 (3.4%)	6 (3.4%)	173
R E V I C	5 (2.0%)	181 (73.8%)	56 (22.8%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	245
A－F I V E	23 (52.2%)	8 (18.1%)	13 (29.5%)	－ (－)	－ (－)	44
P F I 推進機構	－ (－)	－ (－)	18 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	18
クールジャパン機構	10 (58.8%)	4 (23.5%)	2 (11.7%)	－ (－)	1 (5.8%)	17
Re-Seed事業	－ (－)	－ (－)	8 (88.8%)	－ (－)	1 (11.1%)	9
競争力ファンド	－ (－)	1 (10.0%)	7 (70.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	10
特定投資業務	2 (4.8%)	3 (7.3%)	35 (85.3%)	1 (2.4%)	－ (－)	41
J O I N	－ (－)	－ (－)	2 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	2
J S T	4 (44.4%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	9
J I C T	1 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1
グリーンファンド	1 (6.6%)	－ (－)	14 (93.3%)	－ (－)	－ (－)	15
東北大1号	4 (50.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	－ (－)	1 (12.5%)	8
東北大2号	1 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1
東大1号	1 (14.2%)	－ (－)	2 (28.5%)	2 (28.5%)	2 (28.5%)	7
東大2号	－ (－)	－ (－)	1 (100.0%)	－ (－)	－ (－)	1
京大1号	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	－ (－)	－ (－)	5
阪大1号	8 (44.4%)	3 (16.6%)	5 (27.7%)	1 (5.5%)	1 (5.5%)	18
計	174 (23.6%)	264 (35.8%)	252 (34.2%)	23 (3.1%)	23 (3.1%)	736

(注) 括弧内は計欄に対する割合である。

別図表18 国大ファンドの分配の状況と存続期間（令和5年度末現在）（単位：百万円）

	国大ファン ド	分配額 (注)	存続期間（年度）																		
			平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1 号 フ ア ン ド	東北大1号	456	← 10年 → 27. 8. 317. 12. 31																		
	東大1号	9, 271	← 15年 → 28. 12. 1513. 12. 15																		
	京大1号	1, 080	← 15年 → 28. 1. 412. 12. 31																		
	阪大1号	3, 716	← 当初認定10年 → 15年(5年延長) → 27. 7. 317. 7. 3012. 7. 30																		
2 号 フ ア ン ド	東北大2号	0	← 10年 → 2. 10. 2612. 12. 31																		
	東大2号	—	← 15年 → 2. 1. 3117. 1. 31																		
	京大2号	—	← 12年 → 3. 1. 1214. 12. 31																		
	阪大2号	—	← 12年 → 3. 1. 114. 12. 31																		

（注） 令和5年度末までに4国立大学法人に分配された資金の額を記載している。

別図表19 支援決定機関の状況（令和5年度末時点での在任者の状況）

官民ファンド 運営法人	支援決定機関	委員の構成	内部	外部・非常勤
			役職	専門分野等（延べ人数）
J I C	産業革新投資 委員会	委員長：1人（外部）、 委員：5人（うち外部4人）	代表取締役：1人	実務（金融・ファイナンス等）：5人
中小機構	理事長	理事長：1人	理事長：1人	－ 注(1)
R E V I C	地域経済活性化 支援委員会	委員長：1人（外部）、 委員：6人（うち外部4人）	代表取締役：1人、 取締役：1人	実務（金融・ファイナンス）：3人、 実務（地域活性化）：1人、 実務（法務）：1人、 学識（経済）：2人
P F I 推進 機構	民間資金等活 用事業支援委 員会	委員長：1人（外部）、 委員：4人（うち外部2人）	代表取締役：2人	実務（金融・ファイナンス）：1人、 実務（企業経営）：1人、 学識（事業、技術）：1人
T H V P	支援・投資委 員会	委員長：1人、 委員：3人（全て外部）	代表取締役：1人	学識（事業、技術）：2人、 専門（法務）：1人
東大 I P C	支援・投資委 員会	委員長：1人、 委員：4人（全て外部）	代表取締役：1人	実務（投資事業）：2人、 実務（大企業動向）：3人、 実務（政府動向）：2人、 実務（スタートアップ事業）：1人、 学識（学術・技術）：4人、 専門（法務）：1人
京都iCAP	支援・投資委 員会	委員長：1人、 委員：6人（うち外部4人）	代表取締役：1人、 その他管理職：2人	実務（金融・ファイナンス）：1人、 実務（企業経営）：2人、 専門（事業、技術）：1人
O U V C	支援・投資委 員会	委員長：1人、 委員：5人（全て外部）	代表取締役：1人	実務（金融・ファイナンス）：1人、 実務（企業経営）：3人、 学識（事業、技術）：1人
クールジャ パン機構	海外需要開拓 委員会	委員長：1人（外部）、 委員：6人（うち外部5人）	代表取締役：1人	実務（金融・ファイナンス）：5人、 実務（企業経営）：5人、 実務（国際、海外）：6人、 専門（法務）：1人
Re-Seed機 構	理事会	理事長：1人（非常勤）、 理事：9人（うち非常勤7 人）	理事：2人	実務（金融・ファイナンス）：4人、 実務（企業経営）：7人、 学識（事業、技術）：2人
D B J	取締役会	代表取締役：3人、 取締役：7人（うち外部2人）	代表取締役：3人、 取締役：5人	実務（民間事業者等）：2人
J O I N	海外交通・都 市開発事業委 員会	委員長：1人（外部）、 委員：6人（うち外部4人）	代表取締役：1人、 取締役：1人	実務（金融・ファイナンス）：3人、 実務（企業経営、事業会社）：4人、 実務（インフラ事業）：1人、 実務（国際、海外）：5人、 学識（国際経営）：1人
J S T	理事長	理事長：1人	理事長：1人	－ 注(1)
J I C T	海外通信・放 送・郵便事業 委員会	委員長：1人（外部）、 委員：5人（うち外部3人）	代表取締役：1人、 取締役：1人	実務（金融・ファイナンス）：1人、 実務（企業経営）：3人、 実務（国際、海外）：3人、 学識（事業、技術）：1人、 専門（法務）：1人
J I C N	脱炭素化委員 会	委員長：1人（外部）、 委員：4人（うち外部3人）	代表取締役：1人	実務（経営戦略・リスクマネジメン ト）：1人、 実務（ブランディング・マーケティン グ・情報発信）：1人、 実務（国際）：1人、 実務（ベンチャー投資・地域ビジネス 支援）：1人

注(1) 理事長が支援決定機関となっていた中小機構及びJSTでは、理事長に案件を付議する前に、外部の実務経験者等により構成される委員会において審議を行っていた。

注(2) INCJ、AFIVE及びグリーンファイナンス推進機構は、新規の支援決定を実施していないため、本図表に記載していない。

別図表20 支援決定機関における監査役の人数の状況（令和5年度末時点）
（単位：人）

官民ファンド運営法人	支援決定機関における監査役の人数
JIC	2
中小機構	-
REVIC	3
PFI推進機構	2
THVP	1
東大IPC	2
京都iCAP	1
OVC	注(1) -
クールジャパン機構	1
Re-Seed機構	2
DBJ	-
JOIN	1
JST	-
JICT	1
JICN	1

注(1) OVCは、支援決定機関に外部の委員として企業経営経験者5人を置いている。

注(2) INCJ、AFIVE及びグリーンファイナンス推進機構は、新規の支援決定を実施していないため、本図表に記載していない。

別図表21 利益相反管理規程等の整備状況（令和7年1月現在）

官民ファンド 運営法人	支援 スキーム	規程等の名称	統括する部 署等の名称 注(2)	確認等手続	規制対象の範囲 注(3)	
					近親者	過去の 在任状 況
J I C	間接支援	取締役会規程、産業革新投資委員会運営規程、コンプライアンスマニュアル	法務コンプライアンス室	・役員就任時に、コンプライアンスマニュアルに係る研修を受講させ、役員の兼業先と照らし合わせるなどして利益相反の有無を一次的に確認 ・各会議体（取締役会、産業革新投資委員会）の事前の案件説明において利益相反の状況について確認	○	○
I N C J	直接支援、 間接支援	取締役会規程、産業革新委員会運営規程、コンプライアンスマニュアル	法務コンプライアンス室	・役員就任時に、コンプライアンスマニュアルに係る研修を受講させ、役員の兼業先と照らし合わせるなどして利益相反の有無を一次的に確認 ・各会議体（取締役会、産業革新委員会）の事前の案件説明において利益相反の状況について確認	○	○
中小機構	間接支援	役職員倫理規程	総務部コンプライアンス統括室	倫理規制等に抵触する可能性が認められる場合に相談を受けるなどして確認	-	○
R E V I C	直接支援、 間接支援	特定経営管理規程、利益相反ガイドライン、コンプライアンスマニュアル	コンプライアンス室	・役員就任時に、これまで勤務した関係先や関与状況等について記載した「コンプライアンス申告書」をコンプライアンス室に提出させ、利益相反の有無を一次的に確認 ・各会議体（取締役会、地域経済活性化支援委員会）付議前の案件説明において利益相反の状況について確認	-	○
A - F I V E	直接支援、 間接支援	投融資業務規程 注(1)	投融資部、 企画管理部	農林漁業成長産業化委員会付議前に、候補案件に係る利益相反の状況を個別に判断、該当しそうな場合は報告させるなどして確認	○	○
P F I 推進機構	直接支援、 間接支援	利益相反管理規程	経営管理部	民間資金等活用事業支援委員会付議前に、候補案件に係る利益相反の状況についてチェックシートを提出させるなどして確認	○	-
T H V P	直接支援	利益相反管理規程 注(1)	管理部、取 締役会	候補案件で利益相反規制に抵触する可能性が認められる場合は報告させるなどして確認	-	-
東大 I P C	直接支援、 間接支援	利益相反管理規程 注(1)	管理・総務 部	支援・投資委員会等付議前に、候補案件に係る利益相反の状況について報告させるなどして確認	-	-
京都iCAP	直接支援	利益相反管理規程	管理部	支援・投資委員会等付議前に、候補案件に係る利益相反の状況について報告させるなどして確認	-	-
O U V C	直接支援	利益相反に関する 規則 注(1)	管理部	支援・投資委員会等付議前に、候補案件に係る利益相反の状況について報告させるなどして確認	-	-
クールジャパン 機構	直接支援、 間接支援	利益相反管理規 程、コンプライ アンス・マニユ アル	コンプライ アンス・オ フィサー （各部署責 任者）、コン プライア ンス室	投資戦略会議において、候補案件が投資決定に向けて検討となった段階で、候補案件に係る利益相反の状況についてチェックシートを提出させるなどして確認	○	○
Re-Seed機構	直接支援、 間接支援	理事会運営規程、審査委員会運営規程、FM選定ガイドライン、投資ガイドライン	企画部、 総務部	投資審査委員会、理事会付議前に、候補案件に係る利益相反の状況について報告させるなどして確認	-	-
D B J	直接支援、 間接支援	利益相反管理規 程、投融資等業務 規程(憲章)、法令 等の遵守に関する 規程	法務・コン プライア ンス部	・D B J の役員等が非常勤役員等を兼務している支援先に対し行う取引（劣後貸付等）等において、当該支援先において根拠法令（会社法等）上の利益相反取引に該当する場合には、当該支援先内部において当該法令所定の承認が得られているか取引実行前に確認 ・利益相反管理規程に定める顧客への利益を不当に害するおそれのある取引が認められる場合は、統括部等が顧客の利益を適正に保護する方法を判断・実行	-	-
J O I N	直接支援	海外交通・都市開発事業委員会における利益相反等の取扱いについて	企画総務 部、コン プライ アンス 室	海外交通・都市開発事業委員会付議前に、候補案件に係る利益相反の状況について調査票を提出させるなどして確認	-	○

官民ファンド 運営法人	支援 スキーム	規程等の名称	統括する部 署等の名称 注(2)	確認等手続	規制対象の範囲 注(3)	
					近親者	過去の 在任状 況
J S T	直接支援	出資型新事業創出 支援プログラムの 実施におけるコン プライアンスに関 する内規、利益相 反マネジメント実 施規則	スタート アップ・技 術移転推進 部管理グ ループ	・投資委員会委員に、コンプライアンスに関する内規 の遵守を含めた承諾書を提出させて確認 ・支援決定時、支援実行後から支援終了までに利益相 反規制に抵触する可能性が生じた場合には、報告さ せるなどして確認	○	-
J I C T	直接支援、 間接支援	コンプライアンス マニュアル、海外 通信・放送・郵便 事業委員会運営規 程	コンプライ アンス・オ フィサー (各部署責 任者)、コン プライア ンス室	・役員の兼業承認等を通じて利益相反の有無を一次的 に確認 ・利益相反規制に抵触する可能性が生じた場合は、 事前に報告した上で確認し、事業委員会又は取締役 会に判断を求める。	○	○
J I C N	直接支援、 間接支援	利益相反管理規 程、コンプライ アンス規程、コン プライアンスマニ ュアル	経営企画総 務部	初期審査時に、候補案件に係る利益相反の状況につい てチェックシートを提出させるなどして確認	○	○
グリーンファイ ナンス推進機構	直接支援、 間接支援	地域脱炭素化出資 事業に係る利益相 反防止規程	事業部	候補案件ごとに判断し、利益相反の状況について報告 させるなどして確認	-	○

注(1) THVP、東大IPC及びOUVCは、会計検査院の検査を踏まえて、令和6年8月に規制の対象とする取引類型等の具体例を示した利益相反管理規程等を新たに設ける措置を講じていた。また、A－FIVEは、利益相反管理規程等を定めていたものの、役員に係る明確な規定を設けていなかったため、会計検査院の検査を踏まえて、7年1月に利益相反管理規程等を改定して、役員に係る規定を追加する措置を講じていた。

注(2) 「統括する部署等の名称」は、令和6年3月末現在の名称である。

注(3) 「規制対象の範囲」について、「近親者」は案件に携わる役職員の親族を、「過去の在任状況」は当該役職員が過去に在任した企業等を指し、利益相反管理規程等に規制対象の範囲として明記されている項目に「○」を付している。

別図表22 外部有識者等で構成される会議体の設置状況（令和5年度末時点）

官民ファンド運営法人	会議体の名称	主な目的	会議体の構成
THVP（注）	国立大学法人東北大学出資事業推進委員会	イノベーション事業のガバナンス確保	事業会社、弁護士、他大学教授等
東大IPC（注）	外部評価委員会	イノベーション事業のガバナンス確保	事業会社、弁護士、公認会計士等
京都iCAP（注）	産学共同実用化促進事業外部評価委員会	イノベーション事業のガバナンス確保	事業会社、弁護士等
OUVC（注）	大阪大学出資事業戦略委員会	イノベーション事業のガバナンス確保	事業会社、弁護士、公認会計士等
DBJ	特定投資業務モニタリング・ボード	官民ファンドの業務の諮問機関	事業会社、金融機関等
JST	自己評価委員会第2分科会	SUCCESS事業を含む産学連携に係る事業の評価	学識経験者、技術移転機関役員

（注） THVP、東大IPC、京都iCAP及びOUVCの4法人では、親法人である各国立大学法人により会議体が設置されていた。